【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年6月23日

【事業年度】 第159期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 日本碍子株式会社

【英訳名】 NGK INSULATORS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 茂

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

【電話番号】 052(872)7125番

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 津久井 英明 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

> 丸の内ビルディング25階 日本碍子株式会社 東京本部

【電話番号】 03(6213)8855番

【事務連絡者氏名】 東京総務グループ マネージャー 西 芳郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第155期	第156期	第157期	第158期	第159期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年 3 月	2025年3月
売上高	(百万円)	452,043	510,439	559,240	578,913	619,513
経常利益	(百万円)	53,006	86,248	65,887	63,042	78,249
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	38,496	70,851	55,048	40,562	54,933
包括利益	(百万円)	65,564	98,684	82,753	105,076	49,751
純資産	(百万円)	517,892	589,594	642,446	703,225	727,506
総資産	(百万円)	908,967	982,833	1,029,168	1,127,576	1,142,986
1株当たり純資産	(円)	1,617.33	1,871.22	2,074.66	2,334.21	2,455.87
1 株当たり当期純利益	(円)	121.61	226.56	177.47	133.65	185.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	121.42	226.17	177.17	133.42	185.66
自己資本比率	(%)	56.3	59.3	61.7	61.7	63.0
自己資本利益率	(%)	7.9	12.9	9.0	6.1	7.8
株価収益率	(倍)	16.6	7.7	9.9	15.3	9.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	85,641	94,831	97,949	99,159	96,658
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	51,724	46,291	52,006	68,593	55,081
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,250	45,263	34,568	36,123	34,219
現金及び 現金同等物の期末残高	(百万円)	146,031	154,855	168,863	171,432	177,708
従業員数	(1)	19,695	20,099	20,077	19,540	19,931
[外、平均臨時雇用者数]	(人)	(2,941)	(2,896)	(2,637)	(2,791)	(2,704)

⁽注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第155期	第156期	第157期	第158期	第159期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	239,964	301,615	296,750	307,527	331,476
経常利益	(百万円)	24,371	74,298	44,723	42,427	48,397
当期純利益	(百万円)	19,316	66,820	47,544	31,856	34,479
資本金	(百万円)	69,849	69,849	69,955	70,064	70,064
発行済株式総数	(株)	322,211,996	317,211,996	311,829,996	311,956,996	297,956,996
純資産	(百万円)	304,868	342,619	360,118	380,965	384,070
総資産	(百万円)	579,383	619,380	634,823	697,892	703,998
1株当たり純資産	(円)	960.27	1,096.38	1,172.86	1,275.86	1,307.74
1株当たり配当額	(円)	30.00	63.00	66.00	50.00	60.00
(内 1 株当たり中間配当額)	([[(10.00)	(30.00)	(33.00)	(25.00)	(30.00)
1 株当たり当期純利益	(円)	61.02	213.67	153.28	104.96	116.72
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	60.93	213.30	153.02	104.79	116.53
自己資本比率	(%)	52.5	55.2	56.6	54.5	54.4
自己資本利益率	(%)	6.5	20.7	13.6	8.6	9.0
株価収益率	(倍)	33.2	8.2	11.4	19.4	15.7
配当性向	(%)	49.2	29.5	43.1	47.6	51.4
従業員数	(人)	4,316	4,382	4,547	4,775	4,876
[外、平均臨時雇用者数]		(664)	(654)	(750)	(737)	(630)
株主総利回り	(%)	145.0	130.3	134.9	158.7	148.6
(比較指標:配当込み株価 指数(ガラス・土石製品))	(%)	(160.0)	(147.9)	(160.4)	(216.9)	(197.6)
最高株価	(円)	2,153	2,106	2,038	2,085	2,188
最低株価	(円)	1,171	1,539	1,638	1,642	1,602

- (注) 1.最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
 - 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
 - 3. 第159期の1株当たり配当額60円00銭のうち、期末配当額30円00銭については、2025年6月26日開催予定の 定時株主総会の決議事項になっております。

2【沿革】

1919年	日本陶器㈱(現 ㈱ノリタケカンパニーリミテド)からがいし部門を分離独立、現在地に日本碍子㈱を設
	立。主として特別高圧がいし、がい管類の製造販売開始。
1922年	化学工業用機器類の製造販売開始。
1942年	知多工場建設。
1949年	東京・名古屋・大阪の各証券取引所に株式上場。(2011年 6 月大阪証券取引所上場廃止。)
1958年	金属製品の製造販売開始。
1962年	小牧工場建設。
1963年	環境装置類の販売開始。
1965年	米国に販売会社NGK INSULATORS OF AMERICA,LTD.(現 NGK-LOCKE,INC.、連結子会社)を設立。
	(株)高松電気製作所(現 エナジーサポート(株))に資本参加、関連会社(現 連結子会社)とする。
1971年	電子工業用セラミックス製品の製造販売開始。
1973年	米国GENERAL ELECTRIC社と合弁でがいしの製造会社LOCKE INSULATORS, INC. (連結子会社)を米国に設
	立。(2017年に同社の清算を決議。)
1976年	自動車用セラミックス製品の製造販売開始。
1977年	ベルギーにがいしの製造会社NGK-BAUDOUR S.A.と販売会社NGK EUROPE S.A.を設立。
	(1994年両社が合併しNGK EUROPE S.A.(連結子会社)となる。)
1985年	ベルギーに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS EUROPE S.A. (連結子会社)を設立。
	(2007年に同社は、NGK EUROPE S.A.と合併し、消滅。存続会社のNGK EUROPE S.A.は、NGK CERAMICS
	EUROPE S.A.に社名変更。)
1986年	社名表記を「日本ガイシ株式会社」に変更。
	米国に金属製品の製造会社NGK METALS CORPORATION(連結子会社)及び持株会社NGK NORTH AMERICA,
	INC.(連結子会社)を設立。
1988年	米国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS USA, INC.(連結子会社)を設立。
1991年	双信電機㈱に資本参加、関連会社とする。
	(1999年に連結子会社、2021年に株式の一部売却に伴い連結の範囲から除外。)
1996年	インドネシアに自動車用セラミックス製品の製造会社P.T. NGK CERAMICS INDONESIA(連結子会社)を設
	立。
	中国にがいしの製造会社NGK唐山電瓷有限公司(連結子会社)を設立。(2019年に同社の清算を決議。)
2000年	南アフリカに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.(連結子会
	社)を設立。(2024年に同社の清算を決議。)
2001年	中国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(連結子会社)を設立。
2002年	米国の半導体製造装置用モジュールの製造会社FM INDUSTRIES, INC.(連結子会社)に資本参加、子会社
	とする。
	電力貯蔵用NAS [®] 電池(ナトリウム/硫黄電池)を事業化。
2003年	ポーランドに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z 0.0.(連結子会社)を設
	立。
2007年	当社の環境装置事業の一部を吸収分割により㈱NGK水環境システムズに承継、分社化。
2008年	メキシコに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(連結子会
	社)を設立。
	㈱NGK水環境システムズが富士電機ホールディングス㈱(現 富士電機㈱)の子会社である富士電機水環
	境システムズ㈱と合併し、メタウォーター㈱(持分法適用関連会社)となる。
	(2024年に株式の一部売却に伴い持分法適用関連会社から除外。)
2011年	石川工場操業開始。
2012年	エナジーサポート(耕) (連結子会社) を完全子会社化。
2015年	新日鐵住金㈱(現 日本製鉄㈱)より日鉄住金エレクトロデバイス㈱(現 NGKエレクトロデバイス
	(株)、連結子会社)の全株式を取得し、完全子会社化。
	タイに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.(連結子会社)を設
	立。
2017年	ポーランドの自動車用セラミックス製品製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z 0.0.(連結子会社)の第2
	工場操業開始。

2019年	エヌジーケイ・セラミックデバイス㈱(連結子会社)において、半導体製造装置用製品の製造拠点である
	多治見工場が操業開始。
	中国の自動車用セラミックス製品製造会社NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(連結子会社)の第2工場操業
	開始。
2021年	恵那市、中部電力ミライズ㈱と共同で地域新電力会社恵那電力㈱(現 連結子会社)を設立。
2022年	網走市と共同で地域新電力会社あばしり電力㈱(連結子会社)を設立。
2025年	KNM Process Systems Sdn BhdよりDeutsche KNM GmbHの全株式を取得する契約を締結。

3【事業の内容】

当社グループの企業集団は、当社、子会社57社(うち連結子会社46社、持分法適用会社1社)及び関連会社1社で構成され、その主な事業内容と、各構成会社の当該事業に係る位置づけは次の通りです。

なお、次の3事業区分は「第5 経理の状況1[連結財務諸表等](1)[連結財務諸表][注記事項](セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より、組織変更に伴い「エネルギー&インダストリー事業」に含まれていた産業機器関連製品を「エンバイロメント事業」へ変更しております。

[エンバイロメント事業]

当事業は、自動車排ガス浄化用部品、センサー及び一般産業用セラミックス製品・機器装置の製造・販売を行っております。

自動車排ガス浄化用部品の製造は、国内では当社、米国ではNGK CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z 0.0.、インドネシアではP.T.NGK CERAMICS INDONESIA、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、メキシコではNGK CERAMICS MEXICO, S. DE R.L.DE C.V.、タイではNGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.が行っております。

また自動車排ガス浄化用部品の販売は、国内では当社、米国ではNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK EUROPE GmbH、インドネシアではP.T.NGK CERAMICS INDONESIA、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、タイではNGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.が行っております。なお南アフリカのNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.につきましては、現在清算手続きを進めております。

センサーの製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・セラミックデバイス(株)、欧州ではNGK CERAMICS POLSKA SP. Z 0.0.が行い、販売は国内では当社、欧州ではNGK EUROPE GmbHが行っております。

化学工業用耐蝕機器の製造・販売は、当社及びエヌジーケイ・ケミテック㈱が行っております。液・ガス用膜分離装置の製造・販売は、当社及びエヌジーケイ・フィルテック㈱が行っております。燃焼装置及び耐火物の製造は、国内ではエヌジーケイ・キルンテック㈱、エヌジーケイ・アドレック㈱、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO.,LTD.が行い、販売は、国内では当社及びエヌジーケイ・キルンテック㈱、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO.,LTD.が行っております。低レベル放射性廃棄物用処理装置の製造及び販売は、当社が行っております。

NGK NORTH AMERICA, INC.は、米国における持株会社です。

〔デジタルソサエティ事業〕

当事業は、半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品の製造・販売を行っております。 半導体製造装置用製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・セラミックデバイス㈱、米国ではFM INDUSTRIES, INC. が行い、販売は国内では当社、米国ではNGK ELECTRONICS USA, INC. が行っております。

電子工業用製品の製造はエヌジーケイ・セラミックデバイス(株)、NGKエレクトロデバイス(株)グループ、販売は当社、NGKエレクトロデバイス(株)グループ、NGK EUROPE GmbHが行っております。

ベリリウム銅製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・メテックス㈱が行い、販売は当社が行っております。海外については、米国ではNGK METALS CORPORATIONが製造・販売を行っております。欧州ではNGK BERYLCO FRANCEが製造・販売を行い、NGK BERYLCO U.K. LTD.が加工・販売、NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbHが販売支援を行っております。中国では恩基客(中国)投資有限公司が販売支援を行っております。金型製品については、エヌジーケイ・ファインモールド㈱にて製造・販売を行っております。

〔エネルギー&インダストリー事業〕

当事業は、NAS $^{@}$ 電池及び電力用がいし・機器の製造・販売を行っているほか、NAS $^{@}$ 電池を活用した電力の販売を行っております。

NAS $^{@}$ 電池の製造・販売は、当社が行っております。また、NAS $^{@}$ 電池を活用した電力の販売は恵那電力㈱、あばしり電力㈱が行っております。

がいしの製造は、国内では当社と明知ガイシ(株)、米国でNGK-LOCKE, INC.が行っております。販売は国内では当社、米国ではNGK-LOCKE, INC.、豪州ではNGK STANGER PTY.LTD.が行っております。中国では恩基客(中国)投資有限公司が調達支援を行っております。なお米国のLOCKE INSULATORS, INC.及び中国のNGK唐山電瓷有限公司につきましては、現在清算手続きを進めております。

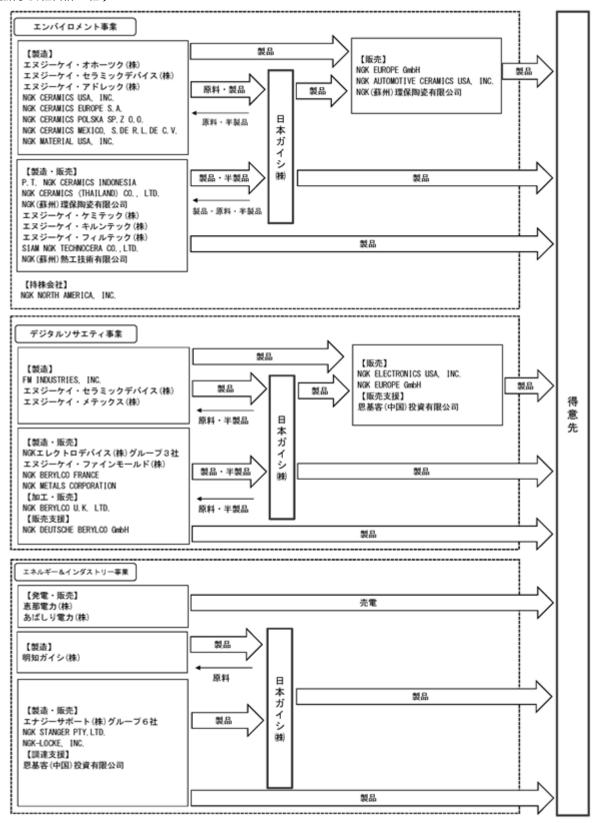
配電用機器の製造は、国内ではエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY.LTD.が行い、販売は国内では当社及びエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY.LTD.が行っております。

(その他の事業)

保険代理業及びゴルフ場経営のエヌジーケイ・ライフ㈱等があります。

主要な事業の系統図は次の通りであります。

(連結子会社合計46社)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
(連結子会社) NGK EUROPE GmbH (注)2、4	ドイツ クローンベルク 市	万ユーロ 5	エンバイロメント 事業 デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 4名〕
NGK CERAMICS EUROPE S.A. (注)2、3	ベルギー エノー州	万ユーロ 15,835	エンバイロメント 事業	100.0 (0.0)	1)つ Cのりまり。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS USA, INC. (注)2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	エンバイロメント 事業	100.0 (100.0)	行ってあります。 〔有り 1名〕
エヌジーケイ・オ ホーツク(株)	北海道網走市	百万円 60	エンバイロメント 事業	100.0	同社製品を当社が購入しております。 当社より資金貸付を 行っており土地・建物 及び設備を おります。 よります。 よります。 よります。 (有り 3名)
P.T. NGK CERAMICS INDONESIA	インドネシア ブカシ県	万米ドル 3,500	エンバイロメント 事業	97.8	当社より原材料を供 給しております。ま た、同社製品を当社 が販売しておりま す。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 3名〕
NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司 (注)2、3、4	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万米ドル 24,780	エンバイロメント 事業	100.0 (37.9)	当社より原材料を販売・供給して計算を す。また、同社社製品を当社が販売して ります。 ります。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 4名〕
NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC. (注)2、4	米国ミシガン州	万米ドル 300	エンバイロメント 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 1名〕
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z 0.0. (注) 2、3	ポーランド グリヴィッツエ 市	万ポーランド ズロチ 24,000	エンバイロメント 事業	95.0 (95.0)	当社より原材料を販売・供給しております。また同社を製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 2名〕

		資本金又は	主要な事業	議決権の所有割合	関係内容
名称	住所	出資金	の内容	又は被所有割合 (%)	〔役員の兼任等〕
NGK CERAMICS MEXICO,S.DE R.L.DE C.V. (注)3	メキシコ ヌエボ・レオン 州	万メキシコ ペソ 140,000	エンバイロメント 事業	95.0	当社より原材料を販売・供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 2名〕
NGK MATERIAL USA, INC. (注)2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	エンバイロメント 事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供 給しております。ま た、同社より原材料 を購入しておりま す。当社より技術供 与を行っておりま す。 〔有り 1名〕
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (注)2、3	タイ サムットプラ カーン県	万タイパーツ 270,200	エンバイロメント 事業	95.0 (0.0)	当社より原材料を供 給しております。 た同社製品を当社が 販売してり技術は 当社より技術する 当社でおりますら 行ったより資金 行ったより 当社でおります 行ったより である である である。 である。 である。 である。 である。 である。 で
エヌジーケイ・ケミ テック(株)	埼玉県所沢市	百万円 200	エンバイロメント 事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 5名〕
エヌジーケイ・アド レック(株)	岐阜県可児郡 御嵩町	百万円 306	ニンバイロメント 事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 6名〕
エヌジーケイ・キル ンテック(株)	名古屋市瑞穂区	百万円 85	エンパイロメント 事業	100.0	行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケイ・フィ ルテック(株)	神奈川県 茅ヶ崎市	百万円 50	エンパイロメント 事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 また、当社製品を販売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 4名〕
SIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD. (注)2	タイ サラブリ県	万タイバーツ 10,600	エンバイロメント 事業	100.0 (0.0)	当社より技術供与を 行っております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 4名〕
NGK(蘇州)熱工技術 有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市	万米ドル 1,220	エンバイロメント 事業	100.0	当社より技術供与を 行っております。 また、当社より資金 貸付を行っておりま す。 〔有り 5名〕
エヌジーケイ・メ テックス(株)	埼玉県加須市	百万円 120	デジタル ソサエティ事業	100.0	当社製品の加工を同 社に委託しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 3名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
エヌジーケイ・ファ インモールド(株)	愛知県半田市	百万円 187	デジタル ソサエティ事業	100.0	当社より土地・建物 及び設備を賃貸して おります。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 2名〕
エヌジーケイ・セラ ミックデバイス(株) (注)3	愛知県小牧市	百万円 90	デジタル ソサエティ事業 エンバイロメント 事業	100.0	当社より原材 おり原 おり原 また おり に に で で で い で い が い が い の さ い の さ い の は の は の の の の の の の の の の の の の
NGK METALS CORPORATION (注) 2	米国テネシー州	万米ドル 2,200	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販売しております。また同社より原材料を 購入しております。 (有り 4名)
NGK BERYLCO FRANCE (注) 2	フランス クエロン市	万ユーロ 177	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売しておりま す。 〔有り 3名〕
NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbH (注)2	ドイツ クローンベルク 市	万ユ ー ロ 221	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社の販売活動の支 援業務を委託してお ります。 〔有り 2名〕
NGK BERYLCO U.K.LTD. (注)2	イギリス マンチェスター 市	万英ポンド 50	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売しておりま す。 〔有り 2名〕
FM INDUSTRIES, INC. (注)2	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 2,200	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。また、同 社製品を当社が購入 しております。 〔有り 4名〕
N G K エレクトロデ バイス(株)	山口県美祢市	百万円 3,450	デジタル ソサエティ事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 10名〕
NGK ELECTRONICS DEVICES (M) SDN. BHD. (注) 2	マレーシア ペナン州	万マレーシア リンギット 5,400	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社より設備を賃貸 しております。 〔有り 1名〕
NGK ELECTRONICS USA,INC. (注)2、4	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 200	デジタル ソサエティ事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 2名〕
恩基客(中国)投資有限公司	中華人民共和国上海市	万米ドル 4,500	デジタル ソサエティ事業 エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	当社の販売活動及び 購買活動の支援業務 を委託しておりま す。 〔有り 4名〕
エナジーサポート(株)	愛知県犬山市	百万円 5,197	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 5名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
明知ガイシ(株)	岐阜県恵那市	百万円 135	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	当社より原材料を供 給して同社である。 おいりでは、 おいりでは、 が販売していいです。 はいでは、 当社のでは、 当社のでは、 当社のでは、 当社のでは、 当社のでは、 当社のでは、 当社のでは、 当社のでは、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
NGK-LOCKE, INC. (注)2	米国 バージニア州	万米ドル 2,450	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0 (100.0)	同社製品を当社が販売しております。また、当社製品を販売しております。 当社より技術供与を行っております。 (有り 6名)
NGK STANGER PTY. LTD. (注)2	オーストラリア ヴィクトリア州	万オーストラリ アドル 750	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0 (15.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 3名〕
NGK唐山電瓷有限公司 (注)3	中華人民共和国 河北省唐山市	万米ドル 13,000	エネルギー&イン ダストリー事業	100.0	〔有り 4名〕
恵那電力(株)	岐阜県恵那市	百万円 80	エネルギー&イン ダストリー事業	75.0	当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 4名〕
あばしり電力㈱	北海道網走市	百万円 70	エネルギー&イン ダストリー事業	85.7	〔有り 3名〕
NGK NORTH AMERICA, INC. (注)3	米国 デラウエア州	万米ドル 16,017	持株会社	100.0	〔有り 6名〕
その他 9社					
(持分法適用非連結 子会社) エヌジーケイ・ライ フ㈱	岐阜県多治見市	百万円 50	その他の事業	100.0	同社より資金借入を 行っております。 〔有り 3名〕

- (注)1.主要な事業の内容欄には、セグメントの名称等を記載しております。
 - 2.議決権の所有割合の()内は間接所有割合を内数で示しております。
 - 3.特定子会社に該当しております。
 - 4. NGK EUROPE GmbH、NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.及びNGK ELECTRONICS USA, INC.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下の通りであります。

		NGK EUROPE GmbH	NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司	NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.	NGK ELECTRONICS USA,INC.
売上高	(百万円)	157,175	70,384	74,991	80,729
経常利益	(百万円)	4,847	9,638	2,775	886
当期純利益	(百万円)	3,490	7,233	2,223	690
純資産	(百万円)	11,599	73,192	6,075	7,947
総資産	(百万円)	62,353	93,182	23,055	16,198

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年 3 月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
エンバイロメント事業	11,984	(1,511)
デジタルソサエティ事業	5,042	(664)
エネルギー&インダストリー事業	1,357	(390)
全社(共通)	1,548	(139)
合計	19,931	(2,704)

- (注)1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	
	4,876 (630	40.5	15.2	8,453,574

セグメントの名称	従業員数(人)	
エンバイロメント事業	1,769	(244)
デジタルソサエティ事業	948	(123)
エネルギー&インダストリー事業	611	(124)
全社(共通)	1,548	(139)
合計	4,876	(630)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社においては、日本碍子労働組合(組合員総数 4,105名)が組織されており、セラミックス産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

対象期間(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度								
管理職に占める 女性労働者の割合(%)	男性労働者の 育児休業取得率(%)	労働者の男女の 賃金の差異(%)(注) 1						
(注) 1	(注) 2	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者				
4.0	96.6	79.5	79.5	95.5				

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

対象期間(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

A A A A A A A A A A									
当事業年度									
A714	管理職に 占める 女性労働者		男性労働 育児休業取	者の 得率(%)	労働者の男女の 賃金の差異(%)(注)2				
名称 -	メ任ガ関省 の割合(%) (注)2	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
エヌジーケイ・ セラミックデバイス (株)	1.7	96.0	*	*	(注) 3	79.1	79.5	54.1	
NGKエレクトロ デバイス(株)	1.5	66.7	*	*	(注)3	69.9	68.9	72.4	
エヌジーケイ・ ケミテック(株)	7.1	*	*	*		*	*	*	
エナジーサポート(株)	*	*	*	*		65.2	68.9	91.7	
明知ガイシ(株)	*	*	40.0	-	(注) 2	*	*	*	
エヌジーケイ・ アドレック(株)	0.0	*	*	*		*	*	*	
エヌジーケイ・ フィルテック(株)	*	*	100.0	-	(注) 2	*	*	*	

- (注)1.「-」は、該当者がいない又は差異がないことを示しております。
 - 「*」は、法令等により開示の必要がない指標について記載を省略していることを示しております。
 - 2.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 3.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループが掲げる「NGKグループ理念」と「NGKグループビジョン Road to 2050」は以下の通りです。

<NGKグループ理念> https://www.ngk.co.jp/info/philosophy/ 私たちの使命

「社会に新しい価値を そして、幸せを」

私たちが目指すもの

「人材 挑戦し高めあう」

「製品 期待を超えていく」

「経営 信頼こそが全ての礎」

< NGKグループビジョン Road to 2050 > https://www.ngk.co.jp/info/vision/

2050年の未来社会を見据え、カーボンニュートラルの実現とデジタル社会への爆発的進化という大きな流れを新たな発展機会と捉え、 ESG経営の推進、 収益力向上、 研究開発への注力、 商品開花への注力、 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進の5つの変革に取り組み "Surprising Ceramics."をスローガンに当社独自のセラミック技術を活かし、「第三の創業」に向けて事業構成の転換を図ってまいります。

(2) 主要な経営指標と資本政策

当社グループは、自己資本利益率(ROE)を主要な経営指標とし、資本効率を重視した経営を推進しております。関連性の高い投下資本利益率(NGK版ROIC)を管理指標に採用し、投下資本の代わりに事業資産(売掛債権、棚卸資産、固定資産)、税引後利益の代わりに事業部門の営業利益を用いることにより、事業部門が自ら目標管理できるようにしております。既存事業の収益力の向上とともに、2030年に新事業化品売上高を1,000億円以上とする「New Value 1000」を目標に掲げ、研究開発とマーケティングに注力することにより売上高成長率の維持・向上を実現し、利益成長を目指します。中長期の観点でROE10%以上の水準を意識し、持続的な企業価値の向上に資するよう事業リスクの変化に適合した資本政策を展開します。株主・投資家との透明で適切なコミュニケーションで資本コストの引き下げに努めると共に、これを上回る収益性確保に向けて事業計画の立案や設備投資の意思決定プロセスを回してまいります。また、配当性向及び純資産配当率等を参照して積極的な株主還元に努めます。これらにより財務健全性との両立を図りつつ、ROEを構成する利益率、資本回転率、財務レバレッジを事業戦略と整合した健全な水準に維持することを目指します。

更に、当社の企業価値向上に資する管理指標として、営業利益にCO2排出コストや労務費、研究開発費、ESG目標達成率を加味したNGK版付加価値(NGK Value-added)を使用しております。環境負荷の低減や人権尊重への取組みなど多岐にわたる社会的責任を果たすとともに、将来の競争力の源泉である人的資本や研究開発への投資を積極的に行いつつ、着実に利益成長を実現できるよう付加価値の拡大に努めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略、経営環境及び優先的に対処すべき事業上、財務上の課題

当社グループを取り巻く環境は、各国の保護主義がグローバル経済の緊張を高めているほか、ロシアによるウクライナ侵攻や中東の紛争に関する和平交渉も一進一退の展開が継続しており、先行きの見通しが困難な状況が続いております。一方、中長期の視点では、CO2排出量取引制度が策定されるなど脱炭素に対する社会的な要請が徐々に高まっており、カーボンニュートラルに向けた方向性に変化はありません。また、AI(人工知能)やビッグデータの活用など、情報技術の高度化に対しては、官民ともに大規模なインプットを継続しており加速度的にデジタル社会の発展が進んでおります。

当社グループは社会に新しい価値を提供する企業となることを目指し、NGKグループビジョンにおいて「独自のセラミック技術でカーボンニュートラルとデジタル社会に貢献する」ことをありたい姿として定め、その実現に向けて「5つの変革」を推進しております。2025年1月には事業構成の転換を加速させるべく、当社商号から祖業の「ガイシ(INSULATORS)」の記載を外し、和文と英文の表記を「NGK」に統一することを、2025年6月26日に開催予定の第159期定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件に取締役会で決議いたしました。当社グループの基幹事業である自動車関連製品についても電動化の進展により中長期的には縮小していくことが見込まれますが、2050年の未来社会に向けて、カーボンニュートラルやデジタルソサエティ関連の製品を拡大させ、事業構成の転換を着実に進めるべく、「ESG経営の推進」と「既存事業の収益力向上と新規事業の創出」を図ってまいります。

当社グループの重点課題に対する取組みは以下の通りです。

ESG経営の推進

当社グループは、持続的な成長と将来のありたい姿への変容を推進すべく、ESGを経営の中心に位置づけております。NGKグループ理念「社会に新しい価値を そして、幸せを」に基づき、独自のセラミック技術で新しい価値を提供することで持続可能な社会の実現に貢献し、社会の皆さまからの期待に応え、信頼を得たいと考えています。これをNGKグループのサステナビリティに係わる基本的な考え方とし、NGKグループ理念の実現に向けて、ESG(環境・社会・企業統治)及びSDGs(持続可能な開発目標)を念頭に置きつつ、カーボンニュートラルとデジタル社会の実現に貢献し、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、当社グループは海外18カ国で35のグループ会社(うち製造会社18社)がビジネスを展開しており、これらの目標達成と経営の透明性・自律性を高めるべく、グループで働く全員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動できるよう環境整備を進めております。その一環として、国の内外において、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たすべく、会社の姿勢を示す「NGKグループ企業行動指針」と役員や従業員が従うべき道筋を示した「NGKグループ行動規範」を制定しグループ全体への周知を実施しております。

社長を委員長とするサステナビリティ統括委員会のもと、全てのステークホルダーに信頼されることを目指してESG要素を始めとする当社グループのサステナビリティ課題に取組み、これを取締役会が適切に監督してまいります。

〔環境(E)〕

当社グループは、2050年までにCO2排出量ネットゼロとする目標を掲げ、カーボンニュートラル、循環型社会、自然との共生への寄与を骨子とした「NGKグループ環境ビジョン」を策定し、具体的な行動計画として「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」と「第5期環境行動5カ年計画」を定め、その実現を目指しております。5カ年計画の最終年度となる2025年度には目標値であるScope1及びScope2におけるCO2排出量55万トン(2013年度比25%削減)を達成できる見通しであります。マイルストーン(中間目標)とする2030年度の同37万トンの排出量(同50%削減)についても、海外拠点を中心とした使用電力の再生可能エネルギー由来への切り替え、国内外の製造拠点への太陽光発電設備の導入などにより達成を目指します。さらに、目標達成を前倒しで実現すべく、水素やアンモニアなどカーボンニュートラル燃料によるセラミック焼成技術や、ガス分離膜や大気中のCO2を直接回収するDAC(Direct Air Capture:直接空気回収)の開発、CO2を再利用するメタネーションの実証試験を進めており、当社グループ内での適用を図るなどカーボンニュートラル関連製品・サービスの開発に取り組んでおります。カーボンニュートラル関連での開発資金については、2024年11月に4年連続となるグリーンボンド(無担保社債)を発行しました。また、バリューチェーンを通じた温室効果ガスの排出削減の取組みも開始しております。2050年までにScope3におけるCO2排出量を90%以上削減(2022年度比)することを目標とし、これを達成するためのステップとして2030年までに25%削減をする計画について認証機関SBT(Science Based Targets)イニシアチブの認証を受けました。

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に関する情報を当社ウェブサイト等に開示しているとともに、自然との共生への対応については自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)のアーリーアダプター(早期採用者)として賛同を表明し、関連情報の開示拡充を進めております。2025年2月には、新たに国際的な非営利団体のCDPより「CDP水セキュリティ」の最高評価であるAリスト企業にも選定されました。

〔社会(S)〕

当社グループは、自社及びサプライチェーンにおける人権を尊重する取組みを展開することで、事業活動が影響を及ぼす全ての人々の人権が侵害されることのない社会づくりに貢献します。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「NGKグループ人権方針」を定めたほか、英国現代奴隷法に関する声明を開示、また「子どもの権利とビジネス原則」を支持し事業活動において子どもの権利を尊重し、子どもの権利の推進に向けた社会貢献活動等に取り組むことを宣言しております。

当社グループは、NGKグループ理念の中で、「挑戦し高めあう人材」を私たちが目指すものの1つと位置づけ、「社会に新しい価値を そして、幸せを」という私たちの使命の実現と、NGKグループビジョンの実現に向けた「5つの変革」に取り組んでおります。これらを成し遂げるためには、人材一人ひとりの活躍が不可欠です。「NGKグループ人的資本経営方針」、「人材育成方針」ならびに「社内環境整備方針」に基づき、採用や育成を通じて5つの変革に取り組む人材の充実を図ること、その人材が持てる力を十分に発揮できる環境を整えることを推進しております。2025年4月には管理職の人事制度を改定し、年齢や在籍年数にとらわれず職務内容に応じた処遇とするなど、多様な人材の活躍と自律的な行動を促進してまいります。また、テレワーク活用といった柔軟な働き方、長時間労働の削減を中心とする社内環境整備などの施策にも引き続き取り組んでまいります。

女性活躍については、新卒採用に占める女性比率の数値目標を設定すると共に、配属先・異動先での職域拡大を 図っています。また、育休・産休取得者のキャリア早期再開を促すための早期復職支援制度の導入、育休からの復職 者研修の実施、男性育休制度の拡充などの制度面からのアプローチに加えて、仕事と家庭の両立への理解を深めることを目的とした社内講演会を開催するなど、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組んでおります。

海外人材については、当社グループは従業員約20,000人のうち、約6割が海外に所在しています。グループ運営において、それぞれの地域の事情、文化、習慣に基づく素早く適切な意思決定を行うためには現地人材の活躍が不可欠と考えており、海外拠点の幹部層も現地化するなど、現地人材の積極的な登用に努めております。

当社は、内閣府、中小企業庁が推進する「パートナーシップ構築宣言」を公表しております。当社グループのサプライチェーンにおいては、サプライチェーンを構成する調達パートナーと公正・公平な取引を行い、共に繁栄を図るため、「門戸開放」「共存共栄」「社会的協調」を調達の基本軸に掲げ、地球環境の保全、人権尊重、労働環境などに配慮した「NGKグループ調達方針」を定めております。またサプライチェーン全体で持続可能な調達を実現すべく「NGKグループサプライヤー行動規範」を策定し、取引先企業への訪問や実態調査アンケート等を通して、サステナブル調達へのリスク・CSR詳細評価を行っております。

[ガバナンス(G)]

コーポレートガバナンスについては、取締役会の更なる機能発揮の観点から、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する独立社外取締役を選任し、その数を全取締役の3分の1以上としております。また、経営の透明性を確保し取締役会の監督・監視機能を強化するため、独立社外取締役を過半数として構成する指名・報酬諮問委員会で役員の人事及び報酬決定等に係る公正性の確保及び透明性の向上を図ると共に、社外役員を主要な構成員とし役員等が関与する不正及び法令違反等への対応を取り扱う経営倫理委員会を設置し、取締役会への答申又は報告、勧告等を行うこととしております。役員等が関与する不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、従業員からの相談・報告を受けるヘルプライン制度とは別に、社外弁護士を通じて経営倫理委員会に直接報告するホットライン制度を設置し、経営陣から独立した通報体制を設けるなど、コンプライアンス体制の充実を図っております。

また、当社グループで働く全ての人が倫理観を持って正しい事業活動を行うための道しるべとして「NGKグループ企業行動指針」及び「NGKグループ行動規範」の周知徹底に取り組んでおります。さらに様々な領域で取り組むコンプライアンス活動を国際的な水準に照らして評価検証し、共通の理解と価値観に基づき継続的に改善する仕組み作りを行うため、「コンプライアンス活動基本要領」を制定しております。

当社は、競争法及び海外腐敗行為防止法をはじめとする国内外の法令遵守のために、経営トップによる継続的なメッセージ発信、国内外グループ会社の役員・従業員向けのコンプライアンス教育、国際的基準に則った競争法遵守プログラムの運用、及び「競争法遵守ハンドブック」の活用促進を行っております。2024年4月には「NGKグループ腐敗防止方針」を新たに策定し、全ての事業活動において腐敗防止への取り組みを一層強化しました。

品質コンプライアンスについては、品質委員会での経営トップによる直接指導などの仕組みを備えると共に、経営層と従業員との対話の促進や教育の徹底、現場にムリ、ムダを生じさせない仕組みへの見直しなどにより、組織風土と業務の改善に取り組んでおります。また、従業員等の労働安全衛生面では、リスクアセスメントの推進による重大災害のリスク特定と未然防止対策の強化に加え、グループ全体の現場マネジメント力の強化を図り、業務災害の低減に取り組んでまいります。

リスクマネジメントについては、経営レベルの視点から重要と考えるリスクを外部環境、戦略、オペレーションに分類し継続的に見直しを行っております。当社グループのサステナビリティ課題を含む個別のリスク事項については、各種の委員会を設置してリスク管理を行っておりますが、国内外の環境変化が加速する中、部門を横断し全社視点で取締役会につながる統合的なリスク管理の仕組みを構築するため、2023年度より社長直轄の統括委員会として「リスク統括委員会」を設置し、重点フォローリスクについて取締役会の決議を経て対応策を検討しております。

既存事業の収益力向上と新規事業の創出

当社グループは、全社の視点から企業価値を高めるために事業ポートフォリオ方針を定め、NGK版ROICを用いた収益性と、売上高成長率を用いた成長性の二軸で精査しております。コア事業や今後の成長が期待される事業群への経営資源の投入を検討するほか、低成長・低収益に区分される事業については、今後の事業継続の判断において単年度及び中期的な経営計画に基づく計数面での評価に加えて、長期的な視点での成長可能性、収益性等を個別に社内の戦略会議等で議論し、経営に関する重要な事項として取締役会が監督いたします。また、設備投資の意思決定にあたっては、個別の投資の回収期間のほか、NGK版ROICやインターナルカーボンプライシング(ICP)を用いたESG視点での価値評価も考慮し判断してまいります。さらに持続的な利益成長と将来の企業価値の源泉となる人的資本や知的資本への投資を両立させ、同時に環境負荷の低減や人権尊重への取組みなどサステナビリティに関する取組みも総合的に評価するため、管理指標として営業利益にCO2排出コストや労務費、研究開発費、ESG目標達成率を加味したNGK版付加価値(NGK Value-added)を導入しております。短期の収益性や中長期の成長性、超長期の社会性をバランス良く高めていくことにより財務価値と財務諸表に表れない非財務価値の両面から企業価値向上につなげてまいります。

各事業の収益性改善に向けて、世界的なインフレに伴う費用増を適切に価格に転嫁していくほか、収益力をさらに 高めるべく「モノづくり (チェーン)革新」を進めております。モノづくりチェーンにおける理想と現状のギャッ プを埋める「生産革新活動」、工場単位のロス削減により製造原価を改善する「原価低減活動」を柱とし、デジタル 技術の活用によりモノづくりシステムの高度化とグローバル連携を進め、原燃料費などの高騰や需要変動に対して、 更なる原価低減とリードタイムの短縮、在庫の削減に取り組むことで、収益力強化につなげてまいります。

DX推進については、NGKグループデジタルビジョンのもと、グループ全体で加速させてまいります。モノづくり領域に加え、開発とマーケティング領域では、新規材料の開発リードタイムを短縮するマテリアルズ・インフォマティクスや特許戦略へのIPランドスケープの活用、当社の要素技術(シーズ)と社会課題(ニーズ)を高精度に掛け合わせる独自AIによる新規用途探索の加速等による価値の創造を進めるとともに、本社や間接部門を含めた全社では、社内情報を学習した自社専用の対話型AIを構築しクラウド環境で運用する生成AIと併用することで業務効率化を後押しし、固定費の削減やデータに基づく業務履行と意思決定へと変革を推進します。

事業構成の転換には新規事業の創出が不可欠であり、その重要指標として、2030年に新事業化品売上高を1,000億円以上とする「New Value 1000」を掲げております。マーケティング機能を主体としたNV推進本部、セラミック材料技術や要素技術など当社独自の差異化技術を有する研究開発本部、生産技術・エンジニアリングなどの製造技術本部の3本部が各事業本部との連携を強め「研究開発」から「商品開花」へのスピードを高めてまいります。研究開発に関しては、「NGKグループビジョン」において2021年から10年間で3,000億円、うち8割をカーボンニュートラルとデジタル社会関連に配分し、社会課題の解決に資する将来の有望なテーマに対して重点的に経営資源を投じることとしており、2025年度は過去最高を上回る360億円を投入する計画をしております。また、開発スピードを上げつつこれまで以上の差異化技術を作るべく、早い段階から製造技術本部を巻き込んだコンカレント開発に取り組むほか、当社事業や技術とのシナジーが期待される企業のM&A、ベンチャーキャピタルやスタートアップ企業への出資など外部とのアライアンスを活用した新製品・新規事業の創出も積極的に推進し、事業構成の転換を図ってまいります。2025年2月には、ドイツDeutsche KNM GmbH社の株式取得について合意をいたしました。同社傘下のBorsig GmbHグループが持つエンジニアリングや膜装置に関する知見と当社のセラミック技術を融合し競争力を強化してまいります。

セグメント別の重点課題は以下の通りです。

[エンバイロメント事業]

米国の関税措置により自動車販売へのマイナス影響が予想されますが、各国の排ガス規制強化等を背景とする当社製品の需要増を取り込み、生産性の改善やグローバル生産体制の最適化により利益の最大化を目指します。電気自動車の伸び率は低下しておりますが、将来的には内燃機関ビジネスは漸減する予測のもと、短期的には欧州をはじめとする更なる規制強化に対応すべく、新製品のガソリンセンサーの量産準備を整えることに加え、CO2センサー等の開発を進め既存の市場の枠組みを越えた潜在的な需要獲得も目指します。中長期の需要縮小局面を見据えて価格の見直しを継続し適正な収益水準の維持、向上を進めてまいります。一方、世界的に拡大が期待されるカーボンニュートラル関連市場に対しては、大気中のCO2を直接回収するDAC(Direct Air Capture:直接空気回収)や、CO2、窒素、水素など分子レベルで分離するサブナノセラミック膜など、社会の環境ニーズに貢献できる製品や設備の早期事業化に向けた取組みに注力いたします。広義に環境関連を包含する事業として、高付加価値品の投入、技術イノベーションで貢献してまいります。

〔デジタルソサエティ事業〕

NGKグループビジョンで掲げたデジタル社会関連の事業領域に関しては、世界経済は減速感が見られるものの、AIやビッグデータの活用については着実に拡大が進んでおります。市況の減速により採算が悪化しているセラミックパッケージや絶縁放熱回路基板については、事業戦略の見直しを進め競争力と収益性を高めてまいります。一方、中長期ではIoTの進展や通信の高度化などにより、半導体関連や電子部品関連の継続的な高機能化及び市場拡大が期待されています。半導体製造装置用製品や電子部品関連については、次世代製品の開発や顧客開拓を進めるほか、中長期を見据えた設備投資を進め、拡大する需要に対応してまいります。通信分野の更なる発展に対応した次世代複合ウエバーや半導体の高機能化に貢献するハイセラムキャリアなどの新製品を軌道に乗せ、デジタル社会に貢献する製品群の拡大を目指します。

〔エネルギー&インダストリー事業〕

脱炭素の流れが継続する中、中長期的に蓄電池の果たす役割が増していくことが想定されます。一方、足下では欧州における景気停滞もありクリーンエネルギーへの転換の流れが鈍化し、需要の拡大を見込んでいたエナジーストレージ事業のNAS®電池は、当面厳しい事業環境に置かれる見通しです。工場の生産工程を一部停止する対応をとっており赤字が継続する見通しですが、NAS®電池の大容量、長寿命、長時間充放電等の特性を生かした市場は将来的に需要が拡大すると予測しており、協業するBASF社との体制強化を進め収益化を図り、社会課題の解決に寄与してまいります。また、NAS®電池を活用し、エネルギーリソースをIoT技術で統合制御し電力の需給バランスを調整するVPPサービスを開始するなど、従来の「モノ売り」に加え、サービスや価値を提供する「コト売り」を新事業領域として注力してまいります。がいしは、足下ではデータセンターの増設等により国内外の電力関連設備投資が安定的に実施されており、縮小した事業体制の中で最大限のリターンを得るべく効率的に運営してまいります。

EDINET提出書類 日本碍子株式会社(E01137) 有価証券報告書

当社グループは、こうした取組みを通じて経営基盤の更なる強化に努め、資本効率重視、株主重視の経営を継続すると共に、持続的な成長と企業価値の向上を通して将来のありたい姿の実現を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する基本方針は以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、別途記載がある場合を除き当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(基本的な考え方)

日本ガイシ株式会社(NGK)及びそのグループ会社は、NGKグループ理念「社会に新しい価値を そして、幸せを」に基づき、独自のセラミック技術で新しい価値を提供することで持続可能な社会の実現に貢献し、社会の皆さまからの期待に応え、信頼を得たいと考えています。これをNGKグループのサステナビリティに係わる基本的な考え方とし、NGKグループ理念の実現に向けて、ESG(環境・社会・企業統治)及びSDGs(持続可能な開発目標・Sustainable Development Goals)を念頭に置きつつ、カーボンニュートラルとデジタル社会の実現に貢献し、持続的な企業価値の向上を目指します。

(重要な課題(マテリアリティ)の特定と取組みの推進)

NGKグループ理念の実現、また社会とNGKグループの持続的な発展のために、NGKグループ及びステークホルダーの双方にとって重要な課題をマテリアリティとして特定し、行動の道しるべとなるNGKグループ企業行動指針に従って取り組みます。

(取締役会の責任)

取締役会は、ESG要素を始めとするNGKグループのサステナビリティ課題を正しく認識し、サステナビリティ課題への取組みを適切に監督し対応を進めることで中長期的な企業価値の向上に結びつけることを目指します。また取締役会は、適切に情報を開示し、様々なステークホルダーとの対話を重視してその意見をもとに、経営の改善に努め、社会からの信頼と期待に応えます。

(1) ガバナンス及びリスク管理

ガバナンス

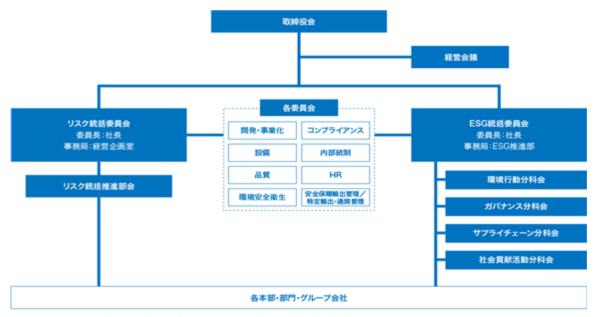
当社グループのESG要素を含むサステナビリティ課題に関するリスクと機会はESG統括委員会(注)において集約、確認しています。ESG統括委員会の活動内容は年1回以上取締役会に報告されるとともに、必要な事項は経営会議及び取締役会で審議または報告された上で施策として執行されます。またリスク統括委員会においては、リスクマネジメントに係る方針策定、体制構築、執行状況のモニタリング等を行うとともに、個別のリスク事項については各種の委員会等においてリスク管理を行うものとしており、ESG統括委員会及びリスク統括委員会の委員長は取締役社長が務め、本社部門、事業部門などを担当する執行役員及び部門長をその構成員としています。

リスクマネジメントに関わる体制については、「第2事業の状況 3〔事業等のリスク〕」及び「NGKグループサステナビリティウェブサイトデータ2024」のP204、リスクマネジメントのページをご覧ください。

https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/2024/ngk2024data.pdf

(注)「ESG統括委員会」は2025年4月1日より「サステナビリティ統括委員会」に名称を変更しております (以下同様)。

サステナビリティ推進体制

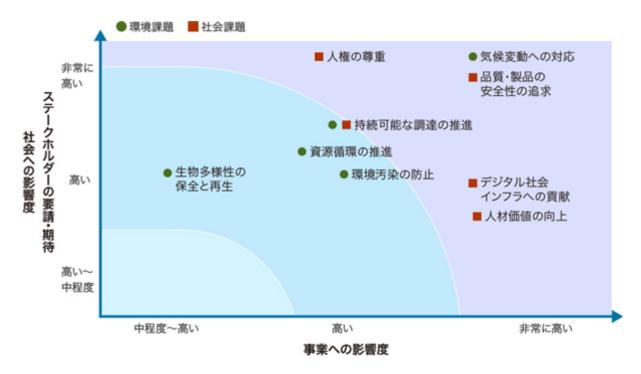


(注) 2025年4月1日より「ESG統括委員会」は「サステナビリティ統括委員会」、「ESG推進部」は「サステナビリティ推進部」に名称を変更しております。 また、リスク統括委員会の事務局は「経営企画室」から「サステナビリティ推進部」に変更しております。

リスク管理

当社グループのサステナビリティ課題に関するリスクと機会については、経営会議及び取締役会で重要な項目をマテリアリティとして特定した上で対応しています。

マテリアリティの特定に際しては、マテリアリティ候補となる環境・社会に関する各種の課題について、事業への影響度及びステークホルダーの要請・期待の2軸で評価してマテリアリティ・マップの作成を行いました。これを基にESG統括委員会においてマテリアリティ候補を抽出し、それらに対するリスクと機会、主な取組みの検討を行った上で、経営会議及び取締役会においてマテリアリティ項目として決定しました。



このマテリアリティ項目のうち、事業への影響度(財務マテリアリティ)及びステークホルダーの要請・期待 (インパクトマテリアリティ)のいずれかにおいて最も高い影響を有するとされたESG課題に関わる項目を特に 重要視し、以下の4項目を抽出しました。これらの項目は各々に関係する委員会で取り扱われ、ESG統括委員会 に集約されるとともに、経営会議または取締役会への報告等を通じてリスクと機会の監視・管理(ガバナンス)、 識別・評価(リスク管理)を行っています。

イ.気候変動への対応

気候変動対応は、地球の持続可能性において最重要課題の1つであると認識し、NGKグループビジョンを踏まえ併せて策定した「NGKグループ環境ビジョン」及び「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」に基づき、事業活動を通じての2050年までのCO2排出ネットゼロを目指しています。具体的な活動として「環境行動5カ年計画」によって管理指標と年度ごとの達成目標を定めています。これらは、社長を委員長とするESG統括委員会で審議され、年1回以上、取締役会に報告されます。

口.品質と製品の安全性の追求

お客様視点に立った信頼される品質を追求し、期待を超えた安心・信頼のある製品・サービスを安定的に供給することで、より良い社会づくりに貢献します。

このために、品質委員会において品質方針及び品質目標の決定改廃、市場における重大な品質不良の発生防止と万が一発生した場合の技術的対応等を取り扱い、委員会の審議を経て決定した事項のうち重要と判断されるもの、また年度の品質実績については、年1回以上取締役会に報告されます。

八.人権の尊重

自社及びバリューチェーンにおける人権を尊重する取組みを展開することで、事業活動が影響を及ぼす全ての人々の人権が侵害されることのない社会づくりに貢献します。

このために、HR委員会において人権に関する基本方針の決定改廃、グループ会社を含めた人権に対する啓発活動や人権デューディリジェンスの実施、苦情処理と救済対応等を取り扱い、委員会の審議を経て決定した事項のうち重要と判断されるもの、また年度の実績については、年1回以上取締役会に報告されます。

二.人材価値の向上

多様な経験・価値観を持った人材が活躍する豊かで活気ある職場環境を整備し、従業員一人ひとりが自律的に挑戦し高めあうことで、社会に新しい価値を提供していきます。

このために、HR委員会においてNGKグループ人的資本経営方針を策定し、これに基づく各種の人事施策を展開するとともに、長時間労働等の労働に関わる問題の把握を行います。委員会の審議を経て決定した事項のうち重要と判断されるもの、また年度の実績については、年1回以上取締役会に報告されます。

その他の当社がリスクと認識する項目全般については、「第2 事業の状況 3〔事業等のリスク〕」をご覧ください。

マテリアリティについては、当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/materiality_r0.pdf

(2) 戦略並びに指標及び目標

マテリアリティのうち特に重要なものとして抽出された項目については、各々以下の取組みを行っています。 気候変動への対応

バリューチェーン全体にカーボンニュートラルを働きかけ、CO2排出ネットゼロの事業活動を目指します。

データとデジタル技術の活用を通じてカーボンニュートラル関連製品の開発スピードを加速し、独自のセラミック技術を中核とした製品・サービスの開発・提供により、2050年までのカーボンニュートラル社会の実現に貢献します。

NGKグループは「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明しており、その枠組みに基づく開示のうち、戦略、並びに指標及び目標に関する部分は以下の通りです。

[戦略]

イ.気候変動のリスクと機会

NGKグループの事業に関連する気候変動のリスクと機会及びその影響の大きさについて、時間軸とシナリオを設定して分析をしています。シナリオ分析は、複数の将来シナリオを想定した上で、各シナリオ下で気候関連のリスクと機会がNGKグループに与えうる影響を把握し、今後の戦略や対応の検討に活かすことを目的とした手法です。

(イ)前提条件

(a) 時間軸 リスクと機会を検討するための時間軸として、短期・中期・長期を設定しました。

	時間軸	設定理由
短期	2025年度	第5期環境行動5カ年計画の最終年度であるため
中期	2030年度	NGKグループ環境ビジョンの中間目標年であるため
長期	2050年度	NGKグループビジョン及びNGKグループ環境ビジョンの目標年であるため

(b) シナリオ

カーボンニュートラルへの移行によるリスクと機会、物理的なリスクと機会がそれぞれ最大化すると考えられるシナリオとして、1.5 シナリオと4 シナリオを設定しました。

シナリオ	概要	参照した主な外部シナリオ		
1.5 シナリオ	2050年カーボンニュートラルに向けて、政策・規制導入や市場変化が急速に進行することで、地球の平均気温上昇が産業革命前の水準に比べ1.5 に抑えられる。	・IEA (国際エネルギー機関) Net Zero by 2050シナリオ ・SSP1-2.6シナリオ など		
4 シナリオ	CO2排出量削減に向けた政策・規制や社会の取組みが進まず、地球の平均気温上昇が産業革命前の水準に比べ4となる。災害などの気候変動による影響が甚大化する。	・SSP5-8.5シナリオ など		

(ロ)特に重要度の高いリスクと機会

各時間軸とシナリオにおいて、TCFDの分類に沿ってリスクと機会を特定しました。リスクと機会各々の財務影響の大きさは、全社のリスク評価基準を参考に定性的に評価を行った上で、一定の影響があると考えられ、シナリオに基づく定量的な検討が可能な一部の項目については、財務影響の定量化を実施しました。

なお、本シナリオ分析はNGKグループの業績の将来見通しではなく、各シナリオ下で気候変動によるリスクと機会がNGKグループに将来与えうる影響を分析し、今後の戦略や対応の検討に活かすためのものです。また、財務影響の試算において使用している情報は検討時点のものであり、不確実な要素や仮定を含んでいます。

(a) カーボンニュートラル社会への移行リスクと機会(1.5 シナリオ)(主な項目のみ)

分類	事業におけるリスク	′・機会	リスク・機会の内容	時間軸	対応戦略 (抜粋)	財務影響
政策 • 法規制	温室効果ガス排出 削減強化による対 応コストの増加	リスク	省エネ、再生可能エネルギーの調達、エネルギー源の電化、焼成用燃料の天然ガスから水素・アンモニアなどへのエネルギー転換に向けた設備入替・導入などの対応コストが発生	行 期	・各国の規制や炭素価格制度の動向や予測のモニタリング・NGKグループ環境ビジョン、カーボンニュートラル戦略省エードマップ技術イノで強化、再生可能ション推進、再生可能	の炭素価格影響: 59~
	炭素価格の導入に よるコスト増加	リスク	自社での排出、及びサプライチェーン上流での排 出への炭素価格の導入に よりコストが増加		エネルギー利用拡大の 取組み ・CSR調達ガイドラ インによる温室効果ガ ス排出削減の推進	

分類	事業におけるリスク	′・機会	リスク・機会の内容	時間軸	対応戦略 (抜粋)	財務影響
	バッテリーの技術 革新 / 新技術の登 場・普及によるリ スク・機会	機会	・自社の技術開発が進む 場合、競争力の強化 ・蓄電池ニーズが増加 競合製品の技術革新が進	中期~	・技術革新の動向に関するモニタリング ・研究開発の推進	定量化のための指標が不 足しているため現時点で は定性的に検討
技術	CCU/CCS (CO2の回収・ 利用・貯留)の普 及による市場拡大	リスク 機会	む場合、自社技術の競争 力低下 CCU/CCS市場拡 大により当社のセラ ミック製品(サブナノ セラミック膜など)の 事業機会の増加	中期~	おける事業拡大、新製品開発の推進マーケティング、ビジネススキーム、新製品開発を加速する New Value	2025年: + 0億円 2030年: + 140億円
	自動車関連製品の 需要増減	機会	・短期的には排ガス規制 強化により、同動車排 ガス浄化用部の需要が増加 ・中長期的には、EV向けに室化ガリウエハー「FG AN®」や絶縁放熱銅 基板、ベリリウム 場等の需要が増加 中長期的には内燃機関	短期 ~ 長期	1000の推進 ・排ガス規制の強機化化品の強化がある機関では、排が新した。 はいる では できない はい	2025年: +650億円
市場	蓄電池需要の拡大	リスク <u>機</u> 会		短期 ~ 長期	向け新製品等の開発・ 提供	2025年: + 230億円
	半導体関連製品の 需要拡大	機会	半導体製造装置用部品 や、エレクトロニクス 事業における電子部 品・金属関連の需要が 増加	短期 ~ 長期	半導体製造装置メーカーと連携し、設備能力や人員・設備体制等 の都度増強	定量化のための指標が不 足しているため現時点で は定性的に検討

- 1: IEA(国際エネルギー機関)のNet Zero by 2050(2021年版)シナリオ等のパラメーター(炭素価格、エネルギー単価、電源構成など)に基づき、将来の事業拡大等について一定の前提や仮定を置いた上で、エネルギー転換や省エネにかかるコストと、温室効果ガスに対する炭素価格を合わせて利益に対する影響額を概算し、財務影響としています。
- 2: IEAのNet Zero by 2050 (2021年版) シナリオ等に基づく、自動車市場、CCU/CCS市場、電力向け蓄電池市場の変化に基づき、 当社シェア等について一定の前提や仮定を置いた上で、一部の製品を対象に現在と比較した売上高への影響額を概算し、財務影響として います。

(b) 気候変動の顕在化に伴う物理的リスクと機会(主に4 シナリオ)

分類	シナリオの 概要	事業におけ リスク・機		リスク・機会の内容	時間軸	対応戦略	財務影響
急性	・日等かける という ・日等 水本の 地域 をが増 が は が は が な が な が な が な が す る	工場・サプラ	リスク	・風水災により、の、というの、機械をよりのの、機械をはないでは、では、大きないでは、大きないでは、大きないが、はいいが、大きないが、ないが、大きないが、たきないが、大きないが、ないが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないかいが、ないが、ないかいが、ないかいが、ないかいがいが、ないかいがいが、ないかいがいが、ないかいが、ないかいがいが、ないかいがいが、ないかいがいが、ないかいがいが、ないかいがいがいが、ないかいがいが、ないかいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがい		··· · =	水・高潮による当社 損失額(期待値)の 変化 3 2025年: 0.7億円 2030年: 1.0億円
慢性	海面上昇が 進行する	沿岸部工場に おける高潮等 の影響	リスク	・高潮リスクが高ま り、浸水被害によるプロパティ損害、利益損害が増加 ・かさ上げ、防壁等の対策や移転費用の発生	中期~	・サプライチェーン 途絶に備え、災害リスクの高い産地を中心に、予め代替の調達方法の検討・主要サプライヤーにおける水災リスク評価の検討	

3:米国Jupiter Intelligence社が開発したClimate Score Global (CSG)モデルでのシミュレーションにより、工場及び主要サプライヤーの位置情報に基づき、90mの解像度で河川洪水・高潮による浸水深の評価を行いました。評価から当社工場における資産の損失額・操業停止による損失額と主要サプライヤーの操業停止による当社の損失額を集計し、利益に与える影響額の期待値を算出しました。期待値は、水災による損失額と年当たりの水災発生確率から算出した指標です。

なお、損失額は浸水深に応じた一律の被害率に基づき概算したものであり、各拠点がある地域の防災対策等の詳細状況は反映しておりません。

口.気候変動のリスクと機会を踏まえた戦略

シナリオ分析を通じて特定したリスクと機会に対して各々の影響度を認識した上で、社会や市場の動向を注視 しながら、各項目について設定した対応戦略に沿って行動していきます。

移行リスクのうち、CO2排出に伴うリスクについては、「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」に基づきCO2排出量ネットゼロに向けた取組みを推進することでリスクを低減していきます。

水災害リスクについては、比較的発生頻度の高い降雨に対してBCP(事業継続計画)の観点から土地の嵩上げ等の対応策をすでに講じています。それ以上の災害についても、人命を守ることを第一優先として壊滅的な被害が発生しないように対応策を取っています。今後も気候変動によるリスク低減のために、4 シナリオのような最悪の事態の可能性も認識した上でリスク評価を継続するとともに、BCP等の対応策の強化に取り組んでいきます。

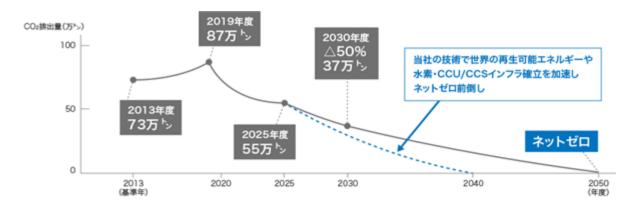
NGKグループはNGKグループビジョンにおいて、「独自のセラミック技術でカーボンニュートラルとデジタル社会に貢献する」ことをありたい姿として定め、2050年にこれらの分野における関連製品が売上高の80%を占めることを目指しています。

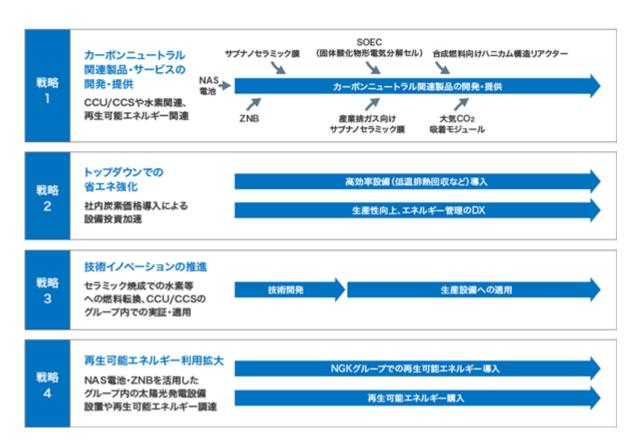
カーボンニュートラル社会の実現による事業機会について、今回のシナリオ分析では現在想定しうる一部の事業に対する定量的な財務影響を算定しました。NGKグループビジョンの実現に向けて今後もカーボンニュートラル及びデジタル社会関連の新製品の開発に努め、新たな価値を社会に提供し持続的な成長を目指します。

シナリオ分析については、参照した外部シナリオや各種のパラメーター等の追加や更新、新製品の開発状況に 応じて適宜充実、深化させ、気候変動のリスクと機会が経営にもたらす影響を継続的に分析し、対応を検討して いきます。

〔指標及び目標〕

「NGKグループ環境ビジョン」の達成に向けて、目標実現のための「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」を策定しました。2050年の目標をグループ全体のCO2排出量ネットゼロとし、そこに至るまでのマイルストーンとして、2025年度に排出量55万トン(基準年2013年度比25%削減)、2030年度に同37万トン(同50%削減)を設定しています。





また「NGKグループ環境ビジョン」の実現に向け、2021~2025年度における環境活動の目標として、「第5期環境行動5カ年計画」を策定しました。2050年ネットゼロ、及びマイルストーンである2030年度の2013年度比50%削減の達成への進捗をわかりやすくすることが狙いです。また、再生可能エネルギーの利用拡大への取組みとして、グループ全体の電力使用量に対し、再生可能エネルギー利用率の目標を新たに設定したほか、カーボンニュートラル関連製品での登録数を増やす目標も定めました。

以下につきましては、当社ウェブサイトで開示しております。

GHG排出量及びCO2排出量(Scope1、Scope2及びScope3)

「環境データ集」P3 温室効果ガス(GHG)排出量

https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/2024/environment-date2024.pdf

環境行動 5 力年計画

「NGKグループサステナビリティウェブサイトデータ2024」P23

https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/2024/ngk2024data.pdf

なお、(2)戦略並びに指標及び目標 気候変動への対応に記載された将来情報は、気候変動によるリスク及び機会への当社グループの戦略のレジリエンスを担保するため、信頼できる外部機関が策定したシナリオ及び将来予測数値を用いて想定値として算出し、ESG統括委員会の審議を経て経営会議・取締役会で報告されたものです。あくまでもシナリオに基づく想定値であり、実際の企業業績とは一致しません。

品質と製品の安全性の追求

〔戦略〕

当社グループは、エネルギー・エコロジー・エレクトロニクスの分野でグローバルにセラミックス製品を生産・販売しており、リスクとして、品質と製品の安全性に関わる重大な市場クレームや契約違反等、業務の不備によるブランド・レピュテーションの毀損、訴訟の提起等、一方で機会として、品質と製品の安全性を追求することによるブランド・レピュテーションや競争力の向上、及びビジネス機会の拡大と認識しております。そのため、経営トップの直接指導の下、

品質方針「品質を大切にし、お客さまと世の中に信頼され役立つ製品とサービスを提供する」

品質目標「マネジメントからフロントラインまで業務のムリ・ムダ・ムラを徹底議論し改善する」

を掲げて、品質経営部が各事業本部の品質活動をモニタリングするとともに、重要課題については品質会議を開催して迅速な解決を図るなど、品質と製品の安全性に関わるリスク低減を図っております。

品質活動は「お客様の信頼を高める活動」を軸とし、業務品質(お客様との約束を遵守するための仕事の品質)の改善と品質リスクの低減に注力して取り組んでおります。

業務品質の改善については、全社品質コンプライアンスプログラムとして、経営層による意思表明、規程・ルールの整備、教育の実施、監査及びモニタリング、防止活動、等の取り組みを継続しております。2024年度は、マネジメントからフロントラインまでが品質コンプライアンスを自分事として理解し、業務のムリ・ムダ・ムラを改善する活動を行った結果、意識の向上が見られております。

品質リスクの低減では、4つの品質活動をルール化するとともに守るべき6つの品質を定め、効果的に品質リスクを排除するための考え方・やり方を示したQRE-P(Quality Risk Elimination – Process)の思想を全社展開する活動を継続しております。その中で2024年度は、以下の取り組みを進めております。

- ・市場不具合の原因分析により、不具合発生部門の仕事の進め方を改善する取り組み
- ・製品実現()や上市後も、事業部門が製品・サービスの安全性を確保するための取り組み
- ・サービスやソリューションを扱うコトビジネスにおいて、お客さまへ提供すべき価値を明確化し、想定される 品質リスクを分析する取り組み
- ・お客様からの要求仕様、保証内容の確認を強化する取り組み
- ・品質と製品の安全性のリスクを認知した場合に、速やかにお客様へ通知する仕組みを強化する取り組み

なお、2025年度の品質目標は、2024年度の目標を継続することを定めております。

ISO用語。製品が要求事項を満たすよう、計画的に設計・開発・製造・検査・納入・サービスなどの工程を経て実現すること

〔指標及び目標〕

品質と製品の安全性の追求に関する実施目標は以下の通りです。

・製品・サービスの重大事故件数:0件

人権の尊重

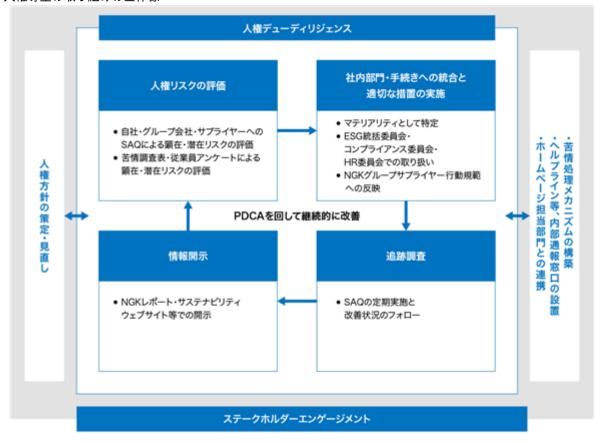
〔戦略〕

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、同原則)に基づき、グループの事業活動が影響を及ぼす全ての人々の人権が侵害されることのないように「NGKグループ人権方針」を定めたほか、「英国現代奴隷法に関する声明」を開示、また「子どもの権利とビジネス原則」を支持し事業活動において子どもの権利を尊重し、子どもの権利の推進に向けた社会貢献活動等に取り組むことを宣言しています。

この「NGKグループ人権方針」に基づき、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動が人権に対して及ぼす負の影響を特定し防止・軽減する取組みを進めること、また事業活動が人権に対して負の影響を及ぼしたことが明らかになった場合や、及ぼしたことが疑われる場合は、関係者と誠実に対話し、適切かつ効果的な救済に取り組むこととしております。

また、同原則等に基づき、事業に関連する人権課題の洗い出しを行いました。OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスにて定められた考え方に沿って、『深刻度』と『発生可能性』の2軸から重要度評価を行い、関係者との協議、HR委員会での報告を経て、優先的に取り組むべき人権課題を特定しました。これらの人権課題に優先的に対応し、人権課題の防止・是正に取り組んでいます。また、事業活動における人権の尊重への理解向上を目的とした研修を実施するとともに、ステークホルダーエンゲージメントを通じて、現場の状況や従業員視点での人権リスク、各種施策に対する改善点等を確認しています。

人権尊重の取り組みの全体像



(注)「ESG統括委員会」は2025年4月1日より「サステナビリティ統括委員会」に名称を変更しております。

人権リスクマップ 4. 労働安全衛生 ●●● 優先度の高い領域 高 9 10. 製品の安全な利用 🌑 8 5. 強制労働 ● ● ● 9. 地域の住環境保全 ● 7 6. 児童労働 ● ■ ● (同意のない住居移転、汚染物質排出、騒音、振動など) 3. 過重労働·長時間労働 ● ● ● 6 深刻中5 1. 差別・ハラスメント ● ● ● 7. プライバシーの権利 ●●●● 2. 適正な報酬・生活賃金の支払い ● ● ● 11. 贿赂・腐败 ● 8. 結社の自由・団体交渉権 ●●● 3 従業員の人権が侵害される課題 ● サプライヤー・協力委託先の人権が侵害される課題 物流会社の人権が侵害される課題 低 2 ● 顧客の人権が侵害される課題 ● 地域住民の人権が侵害される課題 1 1 2 3 低 中 発生可能性

〔指標及び目標〕

人権の尊重に向けた取組みについての指標及び目標は以下の通りです。

2022年度より、国内グループ会社に加え、海外グループ会社も対象としたセルフチェックを実施しています。 現時点で、各国の法令に違反する事象は確認されていないものの、RBA () 行動規範に合致しない事象が複数 確認されています。これらの結果を踏まえ、2024年度、日本ガイシは就業規則の改定により、懲戒の種類から「減給」を削除、国内グループ会社においても同様の対応を進めています。今後も、各国の法令・慣習・慣行を考慮しながら改善を進めるとともに、セルフチェックを通じた継続的なモニタリングを実施し、適切な対応を図っていきます。

() Responsible Business Alliance:製造業のサプライチェーンにおいて、安全な労働環境、労働者の保護、環境負荷等に対する責任を促進するための基準を示し、その監査を実施する枠組み。

取り組み事項及びその指標	目標	実績
社内外関係者との双方向の意見交換実施頻度	毎年実施	実施済み
RBAなどの行動規範に準拠した、 当社及びグループ会社のセルフチェック実施回数	毎年実施	実施済み
サプライヤー行動規範の共有: 主要サプライヤーにおける同意率	90%	91%(注1)
サプライヤーアセスメント活動: 主要サプライヤーにおける持続可能性調査実施頻度	隔年	一 (注2)
人権に関する教育: 役員及び全従業員を対象としたe-ラーニング実施回数	毎年実施	実施済み

(注)1. 国内サプライヤーのみ。海外サプライヤーは2025年度 同意取得予定。 2. 「一」は、当事業年度が実施年度ではないことを示しております。

人材価値の向上

人材価値の向上に関わる戦略並びに指標及び目標については、次項(3)人的資本に関する戦略並びに指標及び目標をご覧ください。

(3) 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

(NGKグループ人的資本経営方針)

当社グループは、NGKグループ理念の中で、挑戦し高めあう人材を私たちが目指すものの1つと位置付け、「社会に新しい価値を そして、幸せを」という私たちの使命の実現に取り組んでいます。また当社グループは、NGKグループビジョンの実現に向けて、「5つの変革」に取り組んでいます。5つの変革を成し遂げるためには、人材一人ひとりの活躍が不可欠です。採用や育成を通じて5つの変革に取り組む人材の充実を図ること、その人材が持てる力を十分に発揮できる環境を整えることを、当社グループの人的資本経営の基本とし、次の通り「人材育成方針」ならびに「社内環境整備方針」を定めます。

(イ)人材育成方針

NGKグループは、5つの変革を実現するため、以下のような能力、マインドを持つ人材を育成していきます。

- ・高度な知識、技術、能力を身につけ、主体的に問題に取り組む人材
- ・チームワークを発揮し、粘り強く成果につなげる人材
- ・自律的に成長し、自身と会社を変革し続ける人材

(口)社内環境整備方針

NGKグループは、人材が持てる力を十分に発揮できる舞台として、以下のような職場環境をつくり上げていきます。

- ・多様性を尊重し、さまざまな人が活躍できる職場
 - 人種、国籍、性別、年齢や信念、経験、価値観などにかかわらず、誰もが認められ、尊重される職場。
- ・豊かで活気あふれる職場
 - 多様な人材が、やりがいをもって、尊敬できる仲間と楽しく働くことができ、こころと体の健康、仕事と 生活の調和が保てる職場。
- ・挑戦を後押しするオープンな職場

- 果敢な挑戦を後押しする、風通しよく心理的安全性が守られた職場。

方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

当社では、当社グループが求める人材を育成し、その人材が持てる力を発揮できるように、人材育成及び社内環境整備の達成状況を把握するための指標及び目標を設定しております。

・組織活性度調査スコア

従業員がはたらきやすく、やりがいを感じられる環境を整備するために、組織活性度調査を毎年実施しています。職場ごとの従業員の意見や要望を把握し、問題点や改善の必要性を特定します。

・データ活用人材数

「NGKグループデジタルビジョン」に基づいて、全従業員へのDX啓発と、DX人材育成に取り組んでおります。従業員のスキルや知識の向上を図り、データ活用人材を育成しています。

・階層別メンタルケア教育受講率

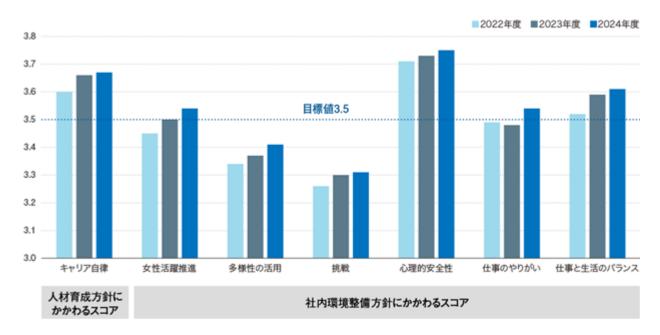
「NGKグループ健康宣言」を定め、従業員の健康増進に力を入れています。新入社員や若手はセルフケアを中心に、新任の主任や基幹職にはラインケアの内容を織り交ぜながら、メンタルヘルスに関する理解を深めるようにしています。

組織活性度調査では、全項目において前年を上回る改善が見られました。特に「仕事のやりがい」については、 職場での活性化に向けたワークショップの実施など組織活性化に関する取り組みが奏功し、初めて目標値を達成す ることができました。一方で、「多様性の活用」と「挑戦」に関しては目標に到達しておりません。これを受け、 今後は関連施策や制度のさらなる充実を図り、挑戦を後押しし、多様な人材が能力を最大限に発揮できる職場環境 の整備をさらに進めていくことにより、人的資本の強化に引き続き取り組んでまいります。

なお、連結グループに属する全ての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、これらの指標に関する目標及び実績は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

また、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異についての 実績は、「第1 企業の概況 5 〔従業員の状況〕(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取 得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

組織活性度調査スコア



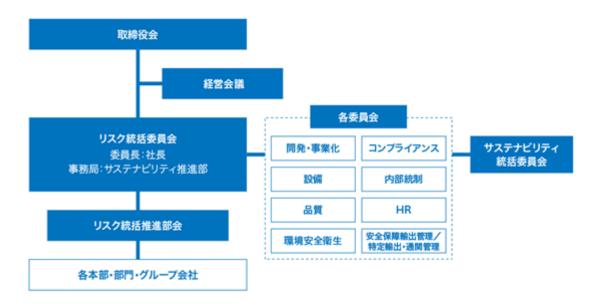
(注)当社は、組織や所属社員の活性度状態を「仕事」「職場」「上司」など様々な要素から可視化しているサーベイである組織活性度調査を現在は年次で実施しております。設問ごとにスコアが1点~5点で示され、5点に近づくほど、その設問に対する社員の満足度が高いことを意味しております。目標の3.5以上とは所属社員の過半数が満足度4点以上である状態であります。

その他の指標スコア

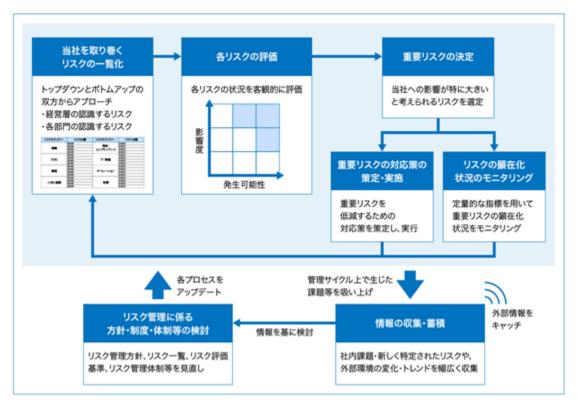
指標	2022年度	2023年度	2024年度 (当事業年度)	目標
データ活用人数	180人	692人	1,181人	1,000人
階層別メンタルケア教育受講率	100%	100%	100%	100%

3【事業等のリスク】

当社グループは、「NGKグループビジョン Road to 2050 (以下、グループビジョン)」(https://www.ngk.co.jp/info/vision/)の実現に影響を与える不確実性をリスクと捉え、グループのリスク課題を包括的に取り扱うためリスク統括委員会を設置しております。リスク統括委員は担当領域におけるリスク対応について各本部・部門へ指示・支援を行うなどのマネジメントをしております。各本部・部門はそれぞれの業務に関するリスク対応策を策定し、その実行及びリスクの顕在化状況のモニタリングを継続的に行うとともに、その状況をリスク統括委員会に報告しております。当委員会は年3回開催されその活動内容を年1回以上取締役会に報告しており、取締役会はその活動を監督しております。



リスク統括委員会では、内外環境の変化を踏まえた定期的なリスク分析・評価、管理すべき重要なリスクを特定・ 見直しし、リスクを主管する委員会・部門によるリスク顕在化状況のモニタリングやリスク対応策の策定・実施等の リスク管理体制及び手法を整備しており、経営全体の持続性を強化しております。



上記プロセスを通じ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクを以下のように認識しております。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2025年6月23日現在)において当社グループが判断したものであります。

(1)事業運営におけるリスク

当社グループは、海外18ヵ国に35のグループ会社を展開し、うち18社において製造を行っております。各国・地域の政治や対日感情の安定、法律、規制、税制、インフラの整備、関税を含むインセンティブ等が各事業の前提条件となっております。当社は様々な観点から拠点を分散し、グローバルに代替可能な体制構築に取り組んでおりますが、デモ、テロ、戦争、感染症、自然災害等による社会的混乱などを含め、これらの諸条件に予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループの主要な製品の需要動向、競争や収益環境に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

エンバイロメント事業

当事業の主力製品である自動車排ガス浄化用セラミックス製品(ハニセラム[®]、センサ製品群)について、2030年段階において内燃機関車の市場はピークアウトしているものの、各国の排ガス規制の強化もあり、当社製品需要は引き続き一定の規模で推移すると予想しております。当事業に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

- ・当社製品を搭載する内燃機関自動車がEV(電気自動車)やFCV(燃料電池車)等の非内燃機関車に置き換わることや、消費者の価値観やビジネスモデルの変化によって、当社の自動車排ガス浄化用セラミックス製品の需要が変動するリスクがあります。
- ・中国においては、競合が台頭するリスクや、競合が当社の想定を上回る競争力を得た場合、市場シェアの一部を 喪失するリスクがあります。

対応策

- ・新製品や高機能品の開発、市場投入を行い、需要の変動に伴う収益への影響に対応いたします。また、需要動向 を継続的にモニタリングし、柔軟な生産対応を行うことで変化に適応してまいります。
- ・中国においては、環境規制を先取りした技術対応力や安定した供給力により競争力を強化してまいります。

残存リスク

- ・上記の対応策を講じてもなお、内燃機関車の減少につながる変化が当社の想定を超えて進捗した場合の他、強化 された排ガス規制などの環境規制に対する取組みが十分でない場合や対応の遅延がある場合には、期待する業績 を達成できないリスクがあります。
- ・中国においては、上記の対応策を講じてもなお、競合が当社グループの想定を上回る競争力を得た場合には、市場シェアの一部を喪失するリスクがあります。

また、産業機器関連製品については、リチウムイオン電池正極材及び電子部品向け焼成炉の成長が見込まれます。当製品群に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

・競合が当社グループの想定を上回る競争力を得た場合には、市場シェアを喪失するリスクがあります。

対応策

・競争力の維持、向上に努め、競合他社の状況等を十分にモニタリングします。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、景況の悪化等、短期間で需要見通しが下方修正される場合には、当社グループの 業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

デジタルソサエティ事業

当事業は、半導体製造装置メーカー向けの部材、スマートフォン向け高性能SAWフィルター用複合ウエハー、データセンターに用いられる大容量HDDへッド用のアクチュエーター、モーターの駆動制御や発電機などの電力変換を行うパワー半導体モジュール向け絶縁放熱回路基板、基地局で使用される高周波デバイス用セラミックパッケージ、自動車部品・家電・情報通信機器等のスイッチやコネクターに用いられるベリリウム銅展伸材を供給しております。社会のデジタルシフトと共に半導体の物量は増大し、当該事業も中長期に成長すると見込んでおります。当事業に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

- ・主力の半導体製造装置用製品の需要は半導体の需給状況や各国の規制、技術革新により大きく左右されるリスクがあります。
- ・顧客ニーズへの対応遅れなどにより市場シェアを喪失するリスクがあります。
- ・なお、革新的な発明により半導体製造プロセスが大幅に変更された場合などにおいて、期待する成長水準を達成できないリスクがあります。
- ・半導体に関する各国の輸出規制はより複雑化しており、当局への確認、対応の遅延などによる業績へのリスクが あります。

対応策

- ・各国の輸出規制並びに直接の顧客である半導体製造装置メーカーからの需要情報や半導体市場及び大手半導体 メーカーの設備投資動向を踏まえて、都度、設備能力や人員・生産体制等を見直しております。また、当社独自 の技術対応力や製品供給力を高めることで業界トップのポジションを維持してまいります。
- ・法規制の動向については、各事業本部への情報共有、必要な規程・マニュアルの整備により対応しております。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、想定を上回る規模で需要が減少した場合には、当社グループの業績及び財政状態 に悪影響を及ぼすリスクがあります。

その他の製品群においては、以下の通りリスク認識をしております。

リスク概要

・最終消費財の販売動向や基地局・データセンターへの投資の動向等に大きく左右されるリスクがあります。

対応策

・客先動向を注視した上で需要の変動に素早く対応できるよう適宜人員体制、生産体制等を見直しております。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、当社グループの想定を超えて大きく需要が減少する場合や、需要低迷が長期化する場合には、販売の急激な減少や過剰在庫の発生により業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。

当事業が属する半導体・電子部品業界は、技術革新やモデルチェンジのペースが速く、主要顧客のニーズに応じてタイムリーに新技術開発、製品投入が出来ない、もしくは競合メーカーが当社グループの想定を上回って伸長した場合には受注を失い、収益が大幅に減少するリスクがあります。

エネルギー&インダストリー事業

当事業は、電力貯蔵用NAS $^{@}$ 電池(ナトリウム/硫黄電池)、電力絶縁用がいし及び機器類を供給しております。 NAS $^{@}$ 電池については、脱炭素に向けた世界的な潮流を受けて、再生可能エネルギー普及に伴う大容量・長時間用途の蓄電池のニーズが主に海外では顕在化しつつあり、将来需要が拡大することが予想されます。当事業に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

・系統用蓄電池市場の現在の主流は短時間用途であり、リチウムイオン電池がシェアを拡大しています。NAS®電池が適した長時間用途市場の立ち上がりが想定よりも遅れる場合は、安定した需要の確保に影響を及ぼすリスクがあります。

対応策

・NAS®電池の持つ技術優位性(大容量・長時間)をアピールすると共に、欧州などの有力企業とのパートナーシップ強化や政府の支援策等を活用し、世界市場での安定したニーズの喚起及び取り込みと、コスト削減を図ります。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、長時間用途の市場拡大のさらなる遅れや安価なリチウムイオン電池の適用拡大が 生じた場合には、有効需要の低迷や市場価格の下落により当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリ スクがあります。

がいしや機器類については、各国のエネルギー政策や電力会社の設備投資の動向に大きく左右されます。当事業に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

- ・国内では、磁器製に比べ長期性能に懸念があるものの、比較的安価で軽量なポリマー製がいしが採用されるリス クが一部であります。
- ・海外では競合企業の動向や各国の電力政策が影響し、収益が減少するリスクがあります。

対応策

- ・当社製がいしの使用実績に基づく長期信頼性を顧客にアピールすることで継続採用を促していきます。
- ・高い品質を維持しつつ、生産性改善とサプライチェーン強化をもってコスト競争力向上を図ることにより安定的 な需要確保につなげます。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、想定を上回る規模で需要が減少した場合には、当社グループの業績及び財政状態 に悪影響を及ぼすリスクがあります。

このような事業環境を踏まえ、グループビジョンにおいてカーボンニュートラルとデジタル社会を当社グループが 取り組むべき社会課題と設定し、事業構成の転換に向けた取組みを進めております。

(2)研究開発に関するリスク

当社グループは、創業以来強みとして培ってきたセラミックスの材料及びプロセス技術を核として、既存製品の高性能化のみならず有望テーマの探索にもインプットを継続しており、事業規模の拡大に応じて連結売上高の5%程度を目安に研究開発費を増加させております。

また、グループビジョンでは、2030年までの10年間で総額3,000億円の研究開発費を確保し、その80%をカーボンニュートラル、デジタルソサエティ分野に配分、2030年時点での新製品・新規事業の売上高1,000億円を実現する「New Value 1000」を掲げました。研究開発に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

・市場/顧客価値の追求や要求時期への対応といったマーケットフィットが実現できないことで、新商品創出や事業 化が予定通りに進捗せず、New Value 1000を達成することができないリスクがあります。

対応策

・N V 推進本部、研究開発本部、製造技術本部と連携し、加えて外部からの技術やリソースを積極的に獲得することで新製品創出や事業化を推進していきます。なお、開発・事業化委員会にて研究開発にかけるリソース配分を 適宜見直しております。

残存リスク

・上記の対応策を講じたとしても、技術開発、製品開発には不確実要素が多く、また技術間競争も複雑化している ことから、インプットが十分な成果に結びつかず業績に影響を及ぼすリスクがあります。

(3) 人材におけるリスク

人材確保・人材管理

当社グループは、NGKグループ理念の中で、挑戦し高めあう人材を私たちが目指すものの一つと位置づけており、NGKグループ人的資本経営方針の下で目指すべき人材の継続的な確保・育成に向けて様々な施策を講じております。人材確保・人材管理に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

- ・人材の流動化や雇用環境の変化等の社会変動において、優秀人材の獲得競争は激化しており、変革を推し進める 原動力となるDX人材やグローバル人材を含め、事業戦略に即した人材が獲得できないリスクがあります。
- ・とくに研究開発・新規事業創出領域において、失敗を恐れず挑戦するマインドを持つ人材の確保・育成ができず、機会損失や重要な意思決定に悪影響がでるリスクがあります。

対応策

- ・事業戦略に即した人材の獲得のために、求める人材像や採用活動の在り方について議論と検討を行い、新卒・ キャリアともに採用方式の多様化・最適化を図っています。
- ・D X 人材とグローバル人材の確保・育成に注力し、デジタル技術を集中的に学ぶ社内 D X 留学制度や資格取得推奨、語学研修、異文化理解を基礎としたコミュニケーション・マネジメント研修、各国エリアスタディなどのセミナーを実施しております。
- ・積極的な事業機会の創出、変革への挑戦を継続できるよう、基幹職(管理職)の人事制度刷新や、人材育成の仕組み・制度の充実を図り、従業員が適切なリスクテイクを行いながら挑戦できるように会社が従業員をサポートできるような社内環境整備の取組みを進めています。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、求める人材の確保・育成が計画通りに進まなかった場合は、事業の遂行能力が向上しないために、グループビジョンやNew Value 1000といった事業目標を達成できず、業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。

ダイバーシティ&インクルージョンへの対応

当社グループは、NGKグループ人的資本経営方針に示した求める人材像に合わせ、多様性確保に向けた人材育成方針や社内環境整備方針を定め、ダイバーシティ&インクルージョンを積極的に推進し、多様な人材が各々の能力を発揮して挑戦し、活躍できるよう努めております。ダイバーシティ&インクルージョンに関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

- ・人材の多様化が進まない場合は、過去からの人材の同質性が継続し既存の価値観から脱却できず、イノベーションが生まれないリスクがあります。
- ・ダイバーシティ&インクルージョンに消極的な企業と認識されることで、採用競争力低下や業績及び財政状態に 影響を及ぼすリスクがあります。

対応策

- ・国内外のすべてのグループ会社と人的資本経営方針(人材育成方針・社内環境整備方針)にもとづいた人事施策 を実施できているか確認し、グループー丸となってビジョン達成ができるような体制の構築を進めています。
- ・階層別教育やキャリア自律サポート、部門を超えたジョブローテーション制度等の人事施策を進め、新卒・キャ リア採用を問わず幅広い人材の採用を実施し、個の多様性を育む取組みに注力してまいります。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、ダイバーシティ&インクルージョンの推進が期待通りに進まない場合、イノベーションや新規事業の創出が滞り、グループビジョンやNew Value 1000といった事業目標を達成できず、業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。

(4) 法令遵守、人権・安全、品質に関するリスク

法令などの遵守に関するリスク

当社グループは、他社との技術差別化により高い市場シェアを占める製品をグローバルに供給しており、国内外で競争法、輸出入関連法規、労働関連法規、腐敗行為防止に係る法令等を遵守して事業活動を行っております。法令などの遵守に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

・各種法令・規制への違反や、人権の尊重、契約遵守等の社会的規範に反した行動があった場合には、処罰や訴訟 の提起、社会的な制裁を受け、レピュテーションが低下し、更に事業収益にまで影響が及ぶリスクがあります。

対応策

- ・NGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範に基づいた誠実な事業活動を行うことを最重要課題の 一つとして位置付け、従業員への各種教育の実施やハンドブックなどによる関連法規制の周知徹底とコンプライ アンス意識の一層の向上に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス活動を国際的な水準に照らし評価検証し、共通の理解と価値観に基づき継続的に改善する仕組 み作りを行うため、「コンプライアンス活動基本要領」を制定しております。
- ・重大な不正事案や法令違反については、社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役から構成される経営 倫理委員会で予防と監視に当たってまいります。
- ・国内外で内部通報制度に関する規程を整備し、従業員からの相談・報告を受けるヘルプライン制度や、経営倫理 委員会に直結する内部通報制度「ホットライン」を設置することにより、当社役員や従業員が関与する法令違反 や社会的規範に反する行為等の発生可能性の低減を図っております。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、当社グループの予想し得ない問題が発生した場合には、業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

人権・安全に関するリスク

当社は従業員の健康増進に力を入れており、2025年3月に経済産業省と日本健康会議が共同で進める「健康経営優良法人」の認定を7年連続で受けました。従業員の労働災害や疾病・身体・メンタルヘルス問題については以下の通りリスク認識をしております。

リスク概要

- ・ルールの不履行やリスク認識の欠如により業務災害が発生した場合、従業員の生命が脅かされるとともに、一時 的な製造停止や当社及び当社グループのレピュテーションの低下が生じるリスクがあります。
- ・従業員のメンタルヘルス悪化に伴う休職・退職が続き、部門単位で人材不足となり、日々の業務運営が滞るリス クがあります。
- ・グループの事業活動にともない、グループ従業員のみならず、サプライチェーンや当社製品を通じて、当社の事業活動に関わる全ての人々の人権を侵害するリスクがあります。

対応策

- ・安全衛生基本方針に基づき重大災害リスクの特定とリスクアセスメントによる未然防止対策強化を図ると共に、 長時間労働者へのフォローや階層別メンタルケア教育にも力を入れております。
- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする人権に関する国際規範を遵守し、「NGKグループ人権方針」を定めています。日本ガイシ及び国内外のグループ会社を対象にRBA行動規範(注)を参考としたセルフチェックを定期的に実施しています。主要取引先に対しては、新規取引開始、及び取引継続にあたり定期的に「NGKグループサプライヤー行動規範」遵守の同意をお願いしています。また、従業員の理解を向上させるために、e-ラーニングや各種研修を通じて、人権侵害リスクの防止、軽減に努めております。

残存リスク

- ・上記の対応策を講じてもなお、当社グループの予想し得ない問題が発生した場合には、業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。
- (注) Responsible Business Alliance:製造業のサプライチェーンにおいて、安全な労働環境、労働者の保護、 環境負荷等に対する責任を促進するための基準を示し、その監査を実施する枠組み。

品質と製品の安全性に関するリスク

当社グループは、エネルギー・エコロジー・エレクトロニクスの分野でグローバルにセラミックス製品を生産・販売しており、お客様の信頼を高めるため、業務品質の改善と品質の向上に注力して取り組んでおります。品質と製品の安全性に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

・重大な市場クレームや契約違反等、業務の不備によるブランド・レピュテーションの毀損、訴訟の提起等の品質 と製品の安全性に関わるリスクがあります。

対応策

- ・「NGKグループ企業行動指針」に基づく品質方針の下、品質経営部が各事業本部の品質活動をモニタリングし、重要課題については品質会議を開催して迅速な解決を図ってまいります。
- ・業務品質(お客様との約束を遵守するための仕事の品質)の改善については、2018年度から全社品質コンプライアンスプログラムとして、経営層による意思表明、規程・ルールの整備、教育の実施、監査及びモニタリング、防止活動の各項目について取り組みを進めております。2024年度は、マネジメントからフロントラインまでが品質コンプライアンスを自分事として理解し、業務のムリ・ムダ・ムラを改善する活動に注力しております。
- ・品質の向上については、品質活動のルール化及び守るべき品質を定めて、効果的に品質リスクを排除するための考え方・やり方をQRE-P(Quality Risk Elimination Process)として示し、その思想を全社展開する活動を継続しております。2024年度は、市場不具合の原因となった仕事の進め方を改善する取り組み、製品・サービスの安全性を確保するための取り組み、及びコトビジネスにおいて想定される品質リスクを分析する取り組み、に注力しております。また、お客様からの要求仕様、保証内容の確認強化や、品質と製品の安全性のリスクを認知した場合に速やかにお客様に通知する仕組みの強化を進めております。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、当社グループが製造・販売する製品とサービスにおいて、予想し得ない品質問題が生じた場合には、業績に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

(5)情報システムのリスク

当社グループは、受注・販売、生産管理、会計、研究開発等の業務に広くITシステムを活用しております。また、働き方改革の実現に向けてグループ共通の情報通信システム(ICT)やデータプラットフォームを構築し、活用を促進しております。情報システムに関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

・外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、システム不具合やセキュリティ上の問題によりデータ処理の停止、 データの盗難・破壊・改ざん・喪失等が発生するリスクがあります。

対応策

- ・NGKグループ情報セキュリティ方針に基づき当社グループのITセキュリティ対策を統制し、定期的にグループ各社の取り組みをグループ全体で共有することで全体的な対策レベルの向上を図っております。
- ・社内の情報資産及び外部のクラウドサービスを適正に管理・運用し、セキュリティ事故の防止に努めております。
- ・従業員に対する定期的な情報セキュリティ教育を実施し、情報の漏えい事故防止及びソフトウェアの適正利用に 努めております。
- ・セキュリティインシデント発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、社内体制と対応マニュアルの整備に着手しております。また、経営層による対応訓練を定期的に実施することでインシデント対応能力の向上に努めております。

残存リスク

・上記の対応策を講じたとしても、サイバー攻撃は年々激化、高度化しているため、不具合等が発生した場合に は、当社グループの社会的信用や業務の継続、経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼすリスクがあります。

(6) 為替、資金及び資材調達のリスク

当社グループは、グローバルに製品の生産・販売を行っており、海外売上高比率は7割を超える水準にあります。 為替、資金及び資材調達に関するリスク認識につきましては以下の通りです。

リスク概要

- ・円高は売上高・利益の減少要因となって業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。
- ・設備投資などの資金調達を行う場合には、地域により大きな金融危機などで資金調達が困難となり、当社グループの事業運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。
- ・資材調達については、各地域における素材価格やエネルギーコスト、物流費の上昇によって製造・販売コストが増加し業績に悪影響を及ぼすほか、サプライチェーンの混乱や、本国・調達元の法規制の変化への対応が遅れることによる資材調達の遅延や顧客への出荷滞留等、当社グループの事業運営に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・特定の素材・設備の流通が滞り、過度の価格の上昇やサプライチェーンの混乱が起こる場合や、法令・規制に違反しレピュテーションが低下した場合には、当社グループの事業運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

対応策

- ・需要地生産、現地通貨での資金調達、為替状況に応じた最適購買等の対策を実施し、短期的な変動に対しては先 物為替予約などによりリスクヘッジをしております。
- ・素材価格やエネルギーコスト等の上昇に対しては適正な売価への反映、競争購買、設計見直しによるコストダウンなどに取り組みます。また、サプライチェーンについては、海外拠点先からも情報を入手して状態監視を行い、在庫管理や調達先の多様化を図る等リスク低減に努めてまいります。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、当社の想定を大きく超えて為替が変動した場合や、想定外の事態により資金調達 と資材調達が困難となった場合は、当社グループの事業運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあり ます。

(7) 気候変動と災害のリスク

気候変動に関するリスク

当社グループは、金融安定理事会により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明し、気候変動に関するリスク認識について「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」の4項目に沿った形で、財務影響も含めて公表しています。具体的には、2〔サステナビリティに関する考え方及び取組〕の該当箇所、及び「NGKグループサステナビリティウェブサイトデータ2024」P33の「TCFD提言に基づく情報開示」をご覧ください。

https://www.ngk.co.jp/sustainability/pdf/2024/ngk2024data.pdf

一方、TCFDで想定したシナリオ以外の事象が発生した場合には、追加的費用が生じて業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、気候変動対応目標の未達により、顧客などのステークホルダーの評価が下がり、更にはブランド価値の毀損やビジネス機会の損失が生じるリスクがあります。

大規模災害及び感染症に関するリスク

当社グループは人命尊重と地域協力を旨とし、事業継続計画の維持管理を行う組織として、社長を責任者とするBCP(事業継続計画)対策本部を設置し、グループ全体でBCPを推進しております。大規模災害及び感染症に関するリスク認識については以下の通りです。

リスク概要

- ・大規模な地震や火災、風水害等の災害により操業困難な拠点が発生する可能性があります。
- ・重大な感染症が発生・蔓延し、社員、サプライヤーや顧客に罹患者が出た場合や、顧客の操業が著しく低下した場合には、当社グループの製品の生産・販売に悪影響を及ぼすリスクがあります。

対応策

・関連規程類の策定や訓練等を通じ、災害発生時の事業継続や早期復旧のため、主力事業の製造拠点の分散化や購買先の複数化、建物・設備の減災、従業員の安全確保等の各種対策に取り組んでおります。

残存リスク

・上記の対応策を講じてもなお、想定を超える事象によって主要製造拠点の生産設備に深刻な被害が発生した場合や、工場が立地する地域のインフラ側に長期の供給支障が生じた場合などには相当期間、生産活動が停止し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績が個人所得を改善し消費を喚起する好循環が続きました。米国経済は雇用情勢が底堅く、安定した推移となりました。一方、中国では不動産不況の長期化や厳しい雇用情勢を背景として景気の停滞が継続しました。欧州経済については持ち直し基調にあるものの、製造業では中国景気低迷の影響を受け回復に遅れが生じております。先行きにつきましては、各国の保護主義がグローバル経済の緊張を高めているほか、ロシアによるウクライナ侵攻や中東の紛争に関する和平交渉も一進一退の展開が継続しており、先行きの見通しは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、エンバイロメント事業では、グローバルの電気自動車(EV)化がやや鈍化したものの、中国市場や東南アジア市場、欧州市場で自動車需要が弱含んだことから、自動車関連製品の出荷も減少しました。デジタルソサエティ事業では、AI(人工知能)用途の半導体需要増加や旺盛なデータセンター投資を背景に半導体製造装置用製品やハードディスクドライブ(HDD)用圧電マイクロアクチュエーター等の出荷が増加しました。エネルギー&インダストリー事業では、国内外の送配電投資が活況でがいしの出荷が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、自動車関連製品などの物量が減少したものの、半導体製造装置 用製品などの物量増加や為替円安によるプラス効果から前期比7.0%増の6,195億13百万円となりました。利益面で は、営業利益は売上増や円安等により同22.4%増の812億41百万円となりました。経常利益は同24.1%増の782億49百 万円、親会社株主に帰属する当期純利益については、同35.4%増の549億33百万円となりました。

当社グループは、自己資本利益率(ROE)を主要な経営指標とし、資本効率を重視した経営を推進しております。関連性の高い投下資本利益率(NGK版ROIC)を管理指標に採用し、投下資本の代わりに事業資産(売掛債権、棚卸資産、固定資産)、税引後利益の代わりに事業部門の営業利益を用いることにより、事業部門が自ら目標管理できるようにしております。中長期の観点でROE10%以上の水準を意識し、持続的な企業価値の向上に資するよう事業リスクの変化に適合した資本政策を展開します。

当連結会計年度におけるROEは、親会社株主に帰属する当期純利益が増加したこと等から7.8%(前年同期比1.7ポイント改善)となり、目標である10%以上の水準を下回りましたが、今後は資本効率の向上等を通して、ROEの改善・向上に努めてまいります。

セグメントの業績は次の通りであります。

〔エンバイロメント事業〕

当事業の売上高は、3,907億98百万円と前期とほぼ同水準で推移いたしました。

為替円安のプラス効果があったものの、中国や東南アジア、欧州における自動車販売が減速し、需要が弱含んだことから微減収となりました。

営業利益は、コストダウンや売価改善の効果も加わり前期比5.7%増の682億54百万円となりました。

〔デジタルソサエティ事業〕

当事業の売上高は、1,715億91百万円と前期に比して24.2%増加いたしました。

市況の弱含みにより水晶デバイス向けセラミックパッケージやパワー半導体モジュール向け絶縁放熱回路基板では需要が想定を下回ったものの、AI用途の半導体需要増加や旺盛なデータセンター投資等に伴い、半導体製造装置用製品やハードディスクドライブ(HDD)用圧電マイクロアクチュエーター等の出荷が増加したと共に、為替円安のプラス影響も加わり増収となりました。

営業利益は、出荷物量の増加に加え、為替円安のプラス効果が加わり前期比652.5%増の171億91百万円となりました。

[エネルギー&インダストリー事業]

当事業の売上高は、583億68百万円と前期に比して14.9%増加いたしました。

国内外の送配電網強化に伴いがいしの需要が増加したことに加え、電力貯蔵用NAS[®]電池(ナトリウム/硫黄電池)も海外案件の出荷により売上が増加し、全体でも増収となりました。

営業損益は、がいしの需要増の一方でNAS[®]電池は見込んでいた海外案件の消失により工場の一部工程を停止し、保有する棚卸資産で評価減を計上したことから損失が拡大し、41億96百万円の営業損失となりました。

なお、当連結会計年度より、「エネルギー&インダストリー事業」に含まれていた産業機器関連製品を、「エンバイロメント事業」へ報告セグメントの変更をしており、各セグメントの前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた上で算出しております。

生産、受注及び販売の実績は、次の通りであります。

牛産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
エンバイロメント事業(百万円)	385,569	95.8
デジタルソサエティ事業 (百万円)	178,043	125.4
エネルギー&インダストリー事業(百万円)	62,582	111.2
合計(百万円)	626,194	104.2

- (注)1.購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。
 - 2. 上記は、販売価格をもって表示しております。
 - 3. セグメント間取引については、相殺消去しております。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
エンバイロメント事業	383,766	93.7	29,635	81.5
デジタルソサエティ事業	189,557	232.7	128,035	137.4
エネルギー&インダストリー事業	54,709	110.1	40,804	109.4
合計	628,033	116.2	198,475	119.0

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
エンバイロメント事業(百万円)	390,371	99.9
デジタルソサエティ事業 (百万円)	171,587	124.2
エネルギー&インダストリー事業(百万円)	57,553	115.1
合計(百万円)	619,513	107.0

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比し1.4%増加し1兆1,429億86百万円となりました。

流動資産は、有価証券や現金及び預金などが増加したことから、前期比4.2%増の6,688億74百万円となりました。 固定資産は、前期比2.3%減の4,741億12百万円となりました。

流動負債は、1年内返済予定の長期借入金などが減少した一方で、短期借入金などが増加したことなどから、前期比1.8%増の1,789億12百万円となりました。固定負債は、社債が増加した一方、長期借入金などが減少したことにより、4.8%減の2,365億67百万円となりました。

純資産は、自己株式が減少したほか、利益剰余金などが増加したことなどから、前期比3.5%増の7,275億6百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における自己資本比率は63.0%(前連結会計年度末61.7%)となり、1株当たり 純資産は2,455.87円と、前期を121.66円上回りました。 セグメントごとの資産は、次の通りであります。

[エンバイロメント事業]

当事業の総資産は、売上債権や有形固定資産が減少したことなどにより前期比4.1%減少の5,159億7百万円となりました。

〔デジタルソサエティ事業〕

当事業の総資産は、売上債権や棚卸資産が増加したことなどにより前期比3.3%増加の2,163億66百万円となりました。

〔エネルギー&インダストリー事業〕

当事業の総資産は、棚卸資産や売上債権が増加したことなどにより前期比19.3%増加の838億60百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動による966億58百万円の収入、投資活動による550億81百万円の支出、及び財務活動による342億19百万円の支出などにより、前期末に比し62億76百万円増加し、当期末残高は1,777億8百万円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が増加しましたが、税金等調整前当期 純利益724億56百万円に減価償却費を加え、合計では966億58百万円の収入となりました。前期との比較では、25億 1百万円の収入減となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、自動車関連製品や半導体製造装置用製品を中心とした設備投資に加え、有価証券の取得による支出もあり、合計で550億81百万円の支出となりました。前期との比較では、135億12百万円の支出減となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、将来の設備投資やカーボンニュートラルへの取組みなどへ充当するため長期借入れ及び社債の発行を実施した一方、長期借入金の返済や配当金の支払い、自己株式の取得などによる支出から、合計で342億19百万円の支出となりました。前期との比較では、19億3百万円の支出減となりました。

資本の財源及び資金の流動性について、当社グループの運転資金需要のうち主なものは原材料の購入費用、労務費等の製造費や販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の調達について、調達手段の多様化を図ることで、低コストかつ安定的に資金を確保するよう努めております。また、グループ各社における余剰資金の一元管理を図り、資金効率の向上と金融費用の削減を目的として、国内外でСМS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等](1)[連結財務諸表][注記事項](重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5【重要な契約等】

当社は2025年2月27日、KNM Process Systems Sdn Bhdとの間で、同社の完全子会社で熱交換器、膜装置等の製造及び販売を行うDeutsche KNM GmbH社の全株式を取得する契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等](1)[連結財務諸表][注記事項](追加情報)」をご覧ください。

6【研究開発活動】

当社グループは、研究開発を重要な経営課題のひとつとし、ファインセラミックスを中心とした材料技術とプロセス技術とをベースに、高付加価値、高機能な新製品の提供を目指し、研究開発に積極的に資源投入しております。

推進体制としては、本社部門では、マーケティングを主体とした「NV推進本部」、差異化技術を強みとする「研究開発本部」、モノづくりを強みとする「製造技術本部」の3本部が連携して、「研究開発」から「商品開花」へのスピードを高めていく体制を取っています。また、事業本部や子会社では、本社部門とも連携しながら、商品化・事業化に近い研究開発を中心に進めています。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は29,590百万円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用815百万円が含まれております。各事業別の主要な研究開発テーマ、成果及び研究開発費は次の通りであります。

[エンバイロメント事業]

エンバイロメント事業では、エンジン排ガス用NO×センサーやガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)の商品開発、及び自動車排ガス浄化用部品、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)の生産技術改善、DAC(Direct Air Capture)などカーボンニュートラル(CN)関連事業の研究開発に加え、一般産業用セラミックス製品及び機器装置の商品開発や性能向上に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は7,569百万円であります。

〔デジタルソサエティ事業〕

デジタルソサエティ事業では、半導体の高機能化に対応する製造装置用セラミック部品、データセンター向けハードディスクドライプ用圧電素子、情報通信用の複合ウエハーおよびセラミックパッケージ、EV他向けのパワーモジュール用絶縁放熱回路基板、EV・産業機器用コネクタ、ソケットなどのベリリウム銅製品等の研究に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は4,143百万円であります。

〔エネルギー&インダストリー事業〕

エネルギー&インダストリー事業では、電力貯蔵用NAS $^{f g}$ 電池に加え、がいし製品及び配電用機器の商品開発や性能向上に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は976百万円であります。

〔本社部門〕

本社部門では、NV推進本部、研究開発本部、製造技術本部の3本部が連携して、商品化・事業化へのスピードを高めていく体制を取っています。

NV推進本部は、潜在顧客の開拓や市場や顧客のニーズを研究開発にフィードバックすること、研究開発本部は、中・長期にわたるセラミックス基礎技術の創出・育成と新商品の種を生み出すこと、製造技術本部は、試作・量産技術などを用いてモノづくりの面から研究開発を支援することを役割としています。

また、当連結会計年度における研究開発テーマとして、各種サブナノセラミック膜、次世代複合ウエハー、ハイセラムキャリア等があります。

なお、本社部門に係る研究開発費は16,900百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、グループ全体で48,807百万円の設備投資を実施しております。

エンバイロメント事業では、自動車排ガス浄化用部品やセンサーの生産設備を中心に16,722百万円の設備投資を 実施しております。

デジタルソサエティ事業では、半導体製造装置用製品や電子工業用製品の生産設備を中心に14,354百万円の設備 投資を実施しております。

エネルギー&インダストリー事業では、がいしの生産設備を中心に1,550百万円の設備投資を実施しております。本社部門では、新規事業・研究開発用施設及び設備、共創施設を中心に16,180百万円の設備投資を実施しております。

(注)有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

2【主要な設備の状況】

(1)提出会社

2025年 3 月31日現在

事業所名				帳簿価額(百万円)						従業
(所在地)	セグメントの名称 	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	合計	員数 (人)		
本社及び名古屋工場 (名古屋市瑞穂区他)	本社、 エンバイロメン ト事業、 エネルギー&イ ンダストリー事 業	本社、 研究開発拠点、 自動車排ガス浄化用 部品、 センサー生産設備	16,190 (注)1 <48>	14,139	2,009	1,056 (156) (注)1 <282> (注)1 《3》	33,396	3,229		
知多工場(愛知県半田市)	デジタルソサエ ティ事業、 エネルギー&イ ンダストリー事 業	半導体製造装置用製 品生産設備、 金属製品生産設備、 がいし生産設備	5,486 (注)1 <115>	5,374 (注)1 <0>	304	2,346 (346) (注)1 <350> (注)1 《27》	13,510	877		
小牧工場 (愛知県小牧市他)	エンバイロメン ト事業、 デジタルソサエ ティ事業、 エネルギー&イ ンダストリー事 業	自動車排ガス浄化用 部品、 センサー生産設備、 半導体製造装置用製 品生産設備、 電子工業用製品生産 設備、 電力貯蔵用NAS [®] 電 池生産設備、 がいし生産設備	11,517	5,928	332	4,308 (306)	22,087	412		
石川工場 (石川県能美市)	エンバイロメン ト事業	自動車排ガス浄化用 部品、 センサー生産設備	3,583	2,914	390	2,899 (199)	9,788	189		

(注) 1. 内書は賃貸中のもので、 内の数字は賃貸中資産の帳簿価額を、《 》内の数字は賃貸土地の面積(千 ㎡)を示しております。主な貸与先は次の通りであります。

土地 メタウォータ

メタウォーター(株)他2社

建物及び構築物 メタウォーター(株) 他2社

機械装置及び運搬具 マテック(株)

2.従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

	声光氏々	1- F			帳簿	師額(百万	——— 円)		従業
会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積千㎡)	合計	員数(人)
		エンバイロ	センサー生産設備、						
	石川工場	メント事	半導体製造装置用製				45		
エヌジーケイ・セラ	(石川県能美市)	業、デジタ	品生産設備、	5,025	21,128	283	45	26,482	1,516
ミックデバイス(株)	他	ルソサエ	電子工業用製品生産				(-)		
		ティ事業	設備						

- (注)1.帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
 - 2.従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(3) 在外子会社

2025年 3 月31日現在

	- 111/25				帳簿	事価額(百万	円)		従業
会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積千㎡)	合計	員数 (人)
NGK CERAMICS EUROPE S.A.	本社工場 (ベルギー エノー州)	エンバイロ メント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	2,527	9,595	592	51 (109)	12,766	326
NGK CERAMICS USA,	本社工場 (米国 ノースキャロラ イナ州)	エンバイロ メント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	3,386	3,149	136	502 (396)	7,174	608
NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司	本社工場 (中華人民共和国 江蘇省蘇州市) 他		自動車排ガス浄化用部品生産設備	7,863	21,409	1,424	- (-)	30,696	1,639
NGK CERAMICS POLSKA SP.Z 0.0.	本社工場 (ポーランド グリヴィッツエ 市) 他	エンバイロメント事業	自動車排ガス浄化用 部品、 センサー生産設備	21,077	45,610	393	1,423 (518)	68,505	4,239
NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.	本社工場 (メキシコ ヌエボ・レオン 州)	エンバイロ メント事業	自動車排ガス浄化用 部品生産設備	7,688	3,870	684	1,418 (234)	13,663	1,262
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	本社工場 (タイ サムットプラ カーン県)	エンバイロ メント事業	自動車排ガス浄化用部品生産設備	3,674	6,773	516	4,704 (225)	15,668	228
FM INDUSTRIES,	本社工場 (米国 カリフォルニア 州)	デジタル ソサエティ 事業	半導体製造装置用製品生産設備	10,152	6,619	284	4,287 (132)	21,344	986

- (注)1.帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
 - 2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末後1年間の設備の新設、拡充等にかかる投資予定金額は680億円であり、セグメントごとの内訳は以下の通りであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	投資予定金額 (百万円)	主な内容・目的
エンバイロメント事業	17,000	生産設備の更新等
デジタルソサエティ事業	24,000	生産設備の新設、増設、更新等
エネルギー&インダストリー事業	3,000	生産設備の更新等
本社部門	24,000	研究開発関連設備の新設等
合計	68,000	-

- (注) 1.設備投資計画の今後の所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金等を充当する予定であります。
 - 2.エンバイロメント事業においては、自動車排ガス浄化用部品などの自動車関連製品で生産設備更新等を計画しております。また、デジタルソサエティ事業においては、半導体製造装置用製品の生産設備新設、増設、更新等、電子工業用製品の生産設備増設、更新等を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年 6 月23日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	297,956,996	297,956,996	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場	単元株式数 100株
計	297,956,996	297,956,996	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

新株予約権等の状況は、次の通りであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)は、次の通りであります。

	第 3 回新株予約権
決議年月日	2007年 7 月27日及び同年 8 月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個)	2 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2007年8月31日 至 2037年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2037年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2036年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2036年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による 承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	T
	第 4 回新株予約権
決議年月日	2008年 7 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 11 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 9
新株予約権の数(個)	4 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2008年 8 月14日 至 2038年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2038年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2037年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2037年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4

当事業年度の末日 (2025年 3 月31日) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 (2025年 5 月31日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記<新株予約権の目的となる株式の数>に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第 5 回新株予約権
決議年月日	2009年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 10
新株予約権の数(個)	4 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2009年8月18日 至 2039年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2039年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2038年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2038年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その 端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点に おいて残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合に つき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の 新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第6回新株予約権	
決議年月日	2010年 7 月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 12 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 11	
新株予約権の数(個)	6 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1	
新株予約権の行使期間	自 2010年8月17日 至 2040年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1	
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3	
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2040年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2039年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2039年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その 端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	T	
	第7回新株予約権	
決議年月日	2011年 7 月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 11	
19 対象省の区ガ及び入数(右) 	当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 11	
新株予約権の数(個)	8 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1	
新株予約権の行使期間	自 2011年8月16日 至 2041年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1	
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3	
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2041年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。前記にかかわらず、2040年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2040年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による 承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	

当事業年度の末日 (2025年 3 月31日) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 (2025年 5 月31日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その 端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第8回新株予約権	
決議年月日	2012年 7 月30日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 14	
新株予約権の数(個)	10 [8] (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 [8,000] (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2012年8月16日 至 2042年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2042年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2041年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 2041年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第9回新株予約権	
決議年月日	2013年 7 月31日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 16	
新株予約権の数(個)	14 [12] (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 [12,000] (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2013年 8 月17日 至 2043年 6 月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2043年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2042年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 2042年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第10回新株予約権	
決議年月日	2014年 7 月31日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13	
新株予約権の数(個)	20 [18] (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 [18,000] (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2014年8月20日 至 2044年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2044年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2043年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 2043年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ、権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記<新株予約権の目的となる株式の数>に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第11回新株予約	运
	为「凹刻(水 J/飛)作	
決議年月日	2015年 7 月30日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10	
19月対象省の区別及び八数(石)	当社執行役員(取締役兼務執行役	投員を除く) 10 mg − 10 m
新株予約権の数(個)	27 [23] (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
初れ、小型電の日間では、砂木工の外電機	単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000 [23,000] (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2015年8月19日	
利が丁が順の打団共期回	至 2045年 6 月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、	当社取締役会の決議による
	承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に	(注)5	
関する事項	(注)3	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2045年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2044年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 2044年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に 消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第12回新株予約権	
決議年月日	2016年 7 月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10	
13月対象省の区ガ及び八数(日)	当社執行役員(取締役兼務執行役	と員を除く) 13
新株予約権の数(個)	37 [34] (注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
別体が対性の自己となる体がの性類	単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000 [34,000] (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2016年8月17日	
利(木)/約9催(D)1] [英期(目)	至 2046年 6 月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
シャルスの接近に関する東西	譲渡による新株予約権の取得については、	当社取締役会の決議による
新株予約権の譲渡に関する事項 	承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に	(注)5	
関する事項		

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2046年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2045年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 2045年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記<新株予約権の目的となる株式の数>に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第13回新株予約権	
決議年月日	2017年 7 月28日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 12	
新株予約権の数(個)	38 [36] (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000 [36,000] (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2017年 8 月17日 至 2047年 6 月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2047年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2046年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、 2046年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記<新株予約権の目的となる株式の数>に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	第14回新株予約権	
決議年月日	2018年 6 月26日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 13	
 新株予約権の数(個)	48(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2018年7月13日 至 2048年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2048年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2047年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2047年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
	第15回新株予約権	
決議年月日	2019年 6 月21日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 15	
新株予約権の数(個)	57 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000 (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1
新株予約権の行使期間	自 2019年7月10日 至 2049年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2049年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2048年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記 < 新株予約権の行使の条件 > に準じて決定する。

	第16回新株予約権			
決議年月日	2020年 6 月29日	1		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社執行役員(取締役兼務執行役			
新株予約権の数(個)	61 (注) 1			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000(注)2			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1			
新株予約権の行使期間	自 2020年7月10 至 2050年6月30			
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1		
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3		
新株予約権の行使の条件	(注)4			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5			

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2050年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2049年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2049年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ、権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記<新株予約権の目的となる株式の数>に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記 < 新株予約権の行使の条件 > に準じて決定する。

	第17回新株予約権			
決議年月日	2021年 6 月28日			
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社執行役員(取締役兼務執行役			
新株予約権の数(個)	116(注)1			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,000(注)2			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり	1		
新株予約権の行使期間	自 2021年7月15 至 2051年6月30	• •		
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格	1		
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額	(注)3		
新株予約権の行使の条件	(注)4			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5			

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1.各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
 - 2.新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位を も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6 年を経過する日または2051年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとす る。

前記 にかかわらず、2050年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2050年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、 以下のとおりとする。

- ア.新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合 当社の退職金規程に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとす る。
- イ,権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合 死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予 約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
 - ()新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合 新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権 利行使できたであろう期間
- ウ.遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
- 5.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、 吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を 受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記<新株予約権の目的となる株式の数>に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新 株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権 を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 < 新株予約権の行使期間 > に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記 < 新株予約権の行使の条件 > に準じて決定する。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年9月10日(注)1	5,000	317,211	-	69,849	-	70,135
2022年8月3日(注)2	118	317,329	106	69,955	106	70,241
2023年3月31日(注)1	5,500	311,829	-	69,955		70,241
2023年8月2日(注)3	127	311,956	108	70,064	108	70,350
2024年12月16日(注)1	14,000	297,956	-	70,064	-	70,350

- (注)1.自己株式の消却による減少であります。
 - 2 . 譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 1,801円 資本組入額 900.5円

割当先 当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 43,000株

当社の取締役を兼務しない執行役員 21名 75,000株 (一時的でない海外居住者である執行役員を除く)

3.譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

発行価格 1,714円 資本組入額 857円

割当先 当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 43,000株

当社の取締役を兼務しない執行役員 24名 84,000株 (一時的でない海外居住者である執行役員を除く)

(5)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満	
区分	政府及び地	金融機関	金融商品	その他の	外国法	长人等	個人	計	株式の状況
	方公共団体	立 熙 [茂]关]	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	司	(株)
株主数(人)	-	91	40	421	431	49	45,235	46,267	-
所有株式数 (単元)	-	1,496,669	79,575	143,188	818,243	441	439,201	2,977,317	225,296
所有株式数 の割合 (%)	-	50.28	2.67	4.81	27.48	0.01	14.75	100.00	-

- (注) 1.自己株式4,861,605株のうち48,616単元(4,861,600株)は「個人その他」の欄に、5株は「単元未満株式の 状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。
 - 2.「その他の法人」の欄に、証券保管振替機構名義の株式20単元(2,000株)を含めて表示しております。

(6)【大株主の状況】

2025年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1	50,965	17.38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2 - 1 - 1	21,695	7.40
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町 1 -13- 1	21,457	7.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 -12	17,448	5.95
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5	7,204	2.45
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町 2 - 7 - 9	7,029	2.39
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 -28-1	4,387	1.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南 2 -15-1)	3,896	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南 2 -15-1)	3,676	1.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南 2 -15-1)	3,661	1.24
計	-	141,421	48.25

- (注) 1.日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。
 - 2. 当社は、自己株式4,861千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。
 - 3.2024年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1社が2024年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメ ント株式会社	東京都港区芝公園 1 - 1 - 1	7,312	2.34
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂 9 - 7 - 1	8,424	2.70
計	-	15,736	5.04

- 4.2024年7月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者3社が2024年7月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況
 - は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5	7,204	2.31
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5	7,963	2.55
MUFGセキュリティーズEMEA (MUFG Securities EMEA plc)	Ropemaker Place,25 Ropemaker Street,London EC2Y 9AJ,United Kingdom	1,422	0.46
三菱UFJアセットマネジメント株式 会社	東京都港区東新橋1-9-1	4,765	1.53
計	-	21,355	6.85

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年3月31日現在

株式数(株)		議決権の数(個)	内容
	-	-	-
-		-	-
-		-	-
普通株式	4,861,600	-	単元株式数は100株で あります。
普通株式	292,870,100	2,928,701	同上
普通株式	225,296	-	-
	297,956,996	-	-
	-	2,928,701	-
	普通株式		- - - - 普通株式 4,861,600 普通株式 292,870,100 普通株式 225,296 297,956,996 -

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。 また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町 2番56号	4,861,600	-	4,861,600	1.63
計	-	4,861,600	-	4,861,600	1.63

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号及び会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2024年7月29日)での決議状況 (取得期間 2024年7月30日~2024年11月29日)	5,000,000	10,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	5,000,000	9,397
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

⁽注)当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,709	3,420,652
当期間における取得自己株式	119	208,275

⁽注)当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業	美年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	1	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	14,000,000	25,422,719,661	-	-	
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
その他(注)1	169,500	263,416,000	15,000	15,000	
保有自己株式数(注)2	4,861,605	-	4,846,724	-	

- (注) 1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの権利行使(株式数43,000株、処分価額の総額43,000円)及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(株式数126,500株、処分価額の総額263,373,000円)であります。また、当期間は、ストック・オプションの権利行使(株式数15,000株、処分価額の総額15,000円)であります。なお、当期間には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。
 - 2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益を重視し、持続的な企業価値向上と利益還元を経営の最重要政策の一つに位置づけています。

主要な経営指標では、資本コストを上回るROEを中長期で必須の目標と考え、この社内展開にあたっては、各部が管理可能なNGK版ROIC(製品別の営業利益、売掛債権、棚卸資産、固定資産で計算)を用いて向上に努めています。

配当金については、事業リスクの変化に合わせた純資産管理と3年程度の期間業績(ROE)へのリンクも勘案し、純資産配当率3%及び連結配当性向30%程度を中期的な目処として、さらにはキャッシュ・フローの見通し等も勘案して配分することとしています。

当期の配当金につきましては、1株当たり期末配当金を30円とし、すでに実施済みの中間配当金30円と合わせて、通期では1株当たり60円とさせていただくことを予定しております。

次期の配当金につきましては、配当性向や純資産配当率の水準を鑑みて中間33円、期末33円、年間66円とさせていただくことを予定しております。

また、内部留保資金につきましては、既存コア事業の拡大や新規事業への設備投資など企業価値向上のために活用してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款 に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの配当額 (円)
2024年10月31日 取締役会決議	8,853	30.00
2025年 6 月26日(予定) 定時株主総会決議	8,792	30.00

2025年3月31日を基準日とする期末配当であり、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として提案しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンス体制に関する基本的な考え方

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議、サステナビリティ統括委員会、リスク統括委員会及び各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理 委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

会社機関の内容

当社の会社機関の内容は2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在で次の通りとなっております。

(取締役会)

取締役会は、10名(男性7名、女性3名)の取締役(うち3分の1以上が社外取締役)により構成されており、会社法、当社定款及び取締役会規則に定める事項(例えば全社総合予算、会社の解散・合併・提携等の戦略的計画、代表取締役の選定及び解職、事業報告及び計算書類等の承認、重要な財産の処分及び譲受、重要な使用人の選解任等)について決議し、また、取締役の職務執行を監督しております。その構成員の氏名等は以下の通りです。

取締役会議長 大島卓(代表取締役会長)

社内取締役 小林茂、丹羽智明、岩崎良平、神藤英明、稲垣真弓

社外取締役 浜田恵美子、佐久間浩、川上紀子、宮本健悟

また、取締役会には、常勤監査役及び社外監査役が出席し、必要があると認めるときは意見を述べることとしております。

(監査役会)

監査役会は、監査役4名(男性4名)により構成されており、各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、 取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして取締役の意思決定プロセスと職務執行状況 を監査するとともに、いわゆる内部統制システムの整備・運用状況を確認するほか、会計監査人の監査の方法と結果 の相当性についても確認いたします。その構成員の氏名等は以下の通りです。

監查役会議長 佐治信光(常勤監査役)

常勤監査役 八木尚也

社外監査役 坂口正芳、木村高志

(経営会議)

経営会議は、社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関であり、社長・副社長・各事業本部長・NV推進本部長・研究開発本部長・製造技術本部長・各部門の所管取締役・常勤監査役及び社長の指名する執行役員・委員長・事業部長・部長により構成しております。

その構成員の氏名等は以下の通りです。

 議長
 小林茂(社長)

 副社長
 丹羽智明、岩崎良平

 N V 推進本部長
 大津武嗣

 研究開発本部長
 大西孝生

 製造技術本部長
 宮嶋敦

各部門の所管取締役 神藤英明、稲垣真弓 常勤監査役 佐治信光、八木尚也

社長の指名する執行役員・部長 松田弘人、森潤、石原亮、野崎正人、津久井英明、濱嶋一広

(指名・報酬諮問委員会)

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として役員の人事及び報酬決定等に係る公正性の確保及び透明性の向上を目的に設置されたもので、同委員会は取締役会からの諮問を受け、取締役及び監査役の人事に関する事項(最高経営責任者に非常事態が生じた際の対応を含む)、取締役及び執行役員の報酬等に関する事項、取締役及び監査役全体の報酬等の総額の上限、最高経営責任者の後継者計画(後継者計画の制定及び改廃、後継者候補の育成状況、後継者候補の決定)等について審議し、その結果を取締役会に答申しております。その構成は独立社外取締役を過半数とし、委員長は独立社外取締役から選出しております。委員長及び委員は、取締役会が選定しています。加えて、審議プロセスの適正性確認のため、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。その構成員及びオブザーバーの氏名等は以下の通りです。

委員長 社外取締役 浜田恵美子

委員 社外取締役 佐久間浩 、川上紀子 、宮本健悟

代表取締役 大島卓、小林茂

オブザーバー 社外監査役 坂口正芳

社外取締役4名及び社外監査役1名は当社の独立役員であります。

(経営協議会)

経営協議会は、社外役員と社内取締役の意見交換の会合であり、経営に関する様々な課題について、社外役員から経営陣への積極的な助言を求めるものです。その構成員の氏名等は以下の通りです。

社外取締役 浜田恵美子、佐久間浩、川上紀子、宮本健悟

社外監査役 坂口正芳、木村高志

社内取締役 大島卓、小林茂、丹羽智明、岩崎良平、神藤英明、稲垣真弓

(社外役員会議)

社外役員会議は、社外役員のみで構成され、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的に、当社の経営課題等について意見を交換するものです。その構成員の氏名等は以下の通りです。

社外取締役 浜田恵美子、佐久間浩、川上紀子、宮本健悟

社外監查役 坂口正芳、木村高志

(監査役・社外取締役ヒアリング)

監査役及び社外取締役で構成され、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取するものです。その 構成員の氏名等は以下の通りです。

常勤監查役 佐治信光、八木尚也

社外監査役 坂口正芳、木村高志

社外取締役 浜田恵美子、佐久間浩、川上紀子、宮本健悟

(経営倫理委員会)

経営倫理委員会は、社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役 1 名で構成され、当社の役員等が関与する不正・法令違反について必要な調査を実施し、再発防止策等を取締役会に勧告するとともに、競争法及び腐敗行為防止に係る法令等の遵守のため、遵守体制の構築や遵守活動の検討を行い取締役会に提言するものです。これらの不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、ヘルプライン制度とは別に、経営倫理委員会に直結する内部通報制度(ホットライン)を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。その構成員の氏名等は以下の通りです。

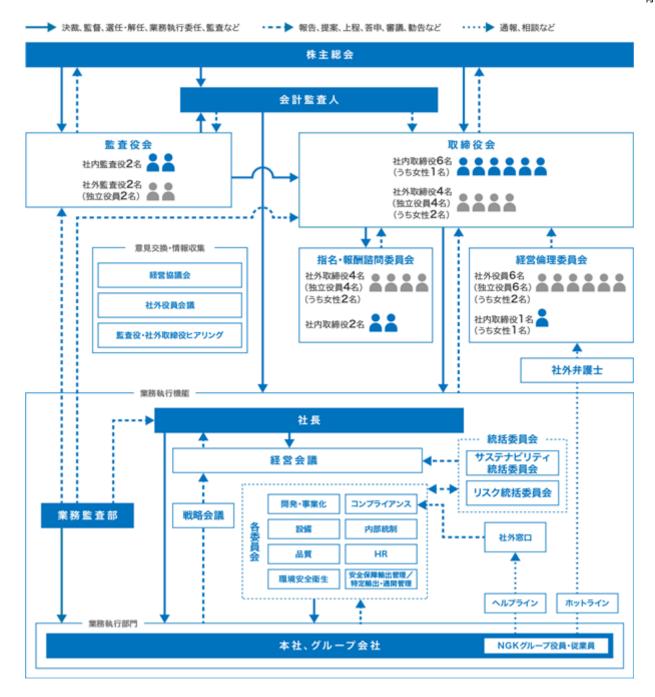
委員長 社外取締役 浜田恵美子

委員 社外取締役 佐久間浩、川上紀子、宮本健悟

社外監査役 坂口正芳、木村高志

社内取締役 稲垣真弓

(注)当社は、2025年6月26日開催予定の第159期定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が原案のとおり承認可決されますと、当社の取締役は10名(内、社外取締役4名)、監査役は4名(内、社外監査役2名)となる予定です。



上記の図表は、2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の状況を表示しております。 当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役10名選任の件」及び「監査役 1名選任の件」を提案しておりますが、当該議案が原案のとおり承認可決された場合の状況も同様です。

企業統治に関するその他の事項

イ. 業務の適正を確保するための体制等の整備の状況

当社は、2025年4月1日付でのESG統括委員会のサステナビリティ統括委員会への改称等に伴い、2025年3月24日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について、次の通り決議しております。

当社取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を以下の通り構築し、社長以下の業務執行機関がその運用にあたる。

- (イ) 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、取締役が法令、定款及び企業倫理に則りその職務を執行するため、取締役会規則、並びに子会社を包含するNGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範を制定し、取締役はこれを遵守する。
- b.コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動基本要領に基づいて法令・企業倫理の遵守活動、特別危機管理事案への対応等を審議する。また、本委員会に各部門のコンプライアンス遵守の実務責任者から構成される推進部会を設置し、日常業務における法令・社内規則の遵守を図る。

法令・社内規則違反その他、NGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとしてヘルプライン制度を設置し、ヘルプライン制度運用規程に基づき運営する。

c.内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行う。

業務監査部を設置し、内部監査の専門部署として各部門の業務執行状況について内部監査を実施するとともに、適切な統制の実行体制が構築・運営されることを確保する。

品質委員会及び環境安全衛生委員会を設置し、その事務局である各部署は専門分野に特化した形でグループ内の監査(以下、「専門監査」という。)を実施する。専門監査には、必要に応じてコンプライアンス委員長が関与する。

- d.経営倫理委員会を設置し、社外役員を主要な構成員として、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに 競争法及び海外腐敗行為防止法への対応(以下、「本件事項」という。)を取り扱う。本件事項に係る内部通 報については、ヘルプライン制度とは別に設置するホットライン制度を利用する。ホットライン制度において は予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告する。本件事項については本委員会 が取締役会に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- e. 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じる。
- f. 取締役は、個別の業務領域におけるコンプライアンス管理について、コンプライアンス活動基本要領を構成する基本的な考え方に留意しつつ、必要に応じて適切な体制を構築し、継続的に見直しを図る。
- (ロ) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

- (八) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a.全社的なリスクについては、リスク統括委員会がリスク統括委員会規程に基づき、リスクマネジメントに係る 方針策定、体制構築、リスクマネジメント全般の執行状況のモニタリング等を取り扱う。

また、個別のリスク事項(管理すべき重要なリスクを含む)への対処は、当該リスク事項を管理、監督すべき 部門または次に掲げる委員会の長の責任の下で、当該部門または委員会が一義的に行う。

- ・サステナビリティ統括委員会: ESG・SDGS要素を含むサステナビリティ課題に関する事項
- ・開発・事業化委員会:開発・事業化に関する事項
- ・設備委員会:設備投資・情報システムに関する事項
- ・品質委員会:製品等品質問題に関する事項
- ・環境安全衛生委員会:法令対応等の環境管理及び安全衛生に関する事項
- ・コンプライアンス委員会:法令・企業倫理に関する事項
- ・内部統制委員会:財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する事項
- ・HR委員会:人権・人事施策に関する事項
- ・BCP対策本部:事業継続に関する事項
- ・中央防災対策本部:設備等関連事件・事故・災害に関する事項
- ・安全保障輸出管理 / 特定輸出・通関管理委員会:輸出管理等に関する事項
- ・経営倫理委員会:上記(イ) d. に定める本件事項

- b. 災害、事故その他のリスクが現に発現した場合等には、危機管理基本規程に基づき、同規程が定める部門及び 委員会等が対応する。このうち著しく重大なリスクに関しては、サステナビリティ推進部担当執行役員の判断 で、社長の参加する対策会議を招集し、対応に当たる。
- c. 日常的な事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の決裁プロセスにおいて総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防する。
- (二) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a.取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。 社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、サステナビリティ統括委員会、リスク統括委員会、開 発・事業化委員会、設備委員会、品質委員会、環境安全衛生委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員 会、HR委員会、その他の委員会を設置し、総合的に審議・調整を行う。
 - b. 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規程・各種決裁手続規程によって、それぞれの責任者及びその責任範囲、並びに執行手続の詳細について定めることで各部門の長等に権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。
- (ホ) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a.取締役会は、使用人が法令及び定款並びに企業倫理に則りその職務を執行するため、NGKグループ企業行動 指針及びNGKグループ行動規範を定める。また、コンプライアンス委員会による使用人に対するコンプライ アンス教育の実施、ヘルプライン制度及びホットライン制度の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を 図る。
 - b.使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は 社内担当部門に報告する。
 - c.業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施するとともに、適切な統制の実行体制が構築・ 運営されることを確保する。また、品質委員会・環境安全衛生委員会の事務局である各部署は専門監査を実施 し、必要に応じてコンプライアンス委員長がこれに関与する。
- (へ)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a . 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a)子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化(経営体制、労務、コンプライアンス等)について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、必要に応じてグループ会社統括事務局である経営企画室に報告し、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくコンプライアンス委員長に報告するものとする。
 - (b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のコンプライアンス委員会に報告するものとする。
 - b.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受、設備投資、資金借入、融資及び債務保証、営業債権の 処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締 役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとす る。
 - c . 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。
 - (b)子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規程 を作成させ、これらの規程においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める ことで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。
 - d.子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社及びその子会社を包含するNGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範を定め、当社及び その子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制 を整備する。また、子会社への監査役の派遣並びに当社の業務監査部による内部監査及び専門監査の実施等 により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図る。当社のヘルプライン制度及びホットライン制度に ついては、子会社の役職員も利用可能とする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土 等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備する。
- (ト)当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処する。

- b. 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て 行う。
- c . 監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行う。
- (チ) 当社監査役への報告に関する体制
 - a . 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制
 - (a) 取締役は、上記(イ)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合に は、直ちに監査役に報告するものとする。
 - (b)使用人は、上記(ホ)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。
 - (c) コンプライアンス体制の運用状況、ヘルプライン制度の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務 執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。
 - (d)監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、必要な情報を適時に入手する。
 - b.子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、「役職員」という。)又はこれらの者から報告を受けた者が当社 監査役に報告をするための体制
 - (a)子会社の役職員又は上記(へ)a.(a)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。
 - (b) 当社監査役は、定期的に子会社の監査役または監査担当者との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。
 - (c)子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス委員会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。
- (リ)上記(チ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

(ヌ)当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費 用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置する。予算 外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じる。

(ル)その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、 監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

また、当社の企業活動を行う上での原則的な考え方を示す「NGKグループ企業行動指針」を以下の通り定めております。役員及び従業員が遵守すべき事項をまとめた「NGKグループ行動規範」については、当社ウェブサイトをご覧ください。

「NGKグループ企業行動指針」

NGKグループは、「NGKグループ企業理念」を継続的に達成するために「NGKグループサステナビリティ方針」に基づき、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担います。そのためNGKグループは、国の内外において次の8原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていきます。

1. 持続可能な社会の実現

社会に資する商品やサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現に取り組みます。

2 . 人権尊重

人権に関する国際規範を遵守し、人々の多様性を尊重します。

3. 安全・快適な職場環境の提供

安全・快適で誰もが働きやすい職場環境を提供します。

4.誠実な事業活動

国際規範や各国および地域の法令を遵守し、公正かつ透明で誠実な事業活動を行います。

5.企業情報の開示と説明

積極的な情報の開示とステークホルダーとの対話を通じて経営の健全性と透明性を高めます。

6. サプライチェーンへの社会的責任の浸透

取引先をはじめとするサプライチェーン全体で、社会的責任を果たす取り組みを推進します。

7.地球・宇宙環境の保全

地球・宇宙環境の保全と問題の解決に取り組みます。

8.地域、社会との協調

良き企業市民として地域、社会の発展に貢献します。

経営トップは、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築してNGKグループ内に周知徹底を図ります。あわせてサプライチェーンにも本指針の精神に基づく行動を促します。また、本指針の精神に反するような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たします。

口. 当該体制等の運用状況の概要

(イ)業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は16回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役の職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。社長の意思決定を助けるため、主要な業務執行者が参加する経営会議は23回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について、総合的な審議を行っております。

各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は16回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や 解決方策の検討等を行っております。

社長を委員長とするESG統括委員会(注)は6回開催され、NGKグループのサステナビリティ(ESG要素を含む中長期の持続可能性)に関する重要な課題、戦略及び行動計画等について審議し、取締役会に報告しております。

また、同じく社長を委員長とするリスク統括委員会は3回開催され、各リスク状況の評価、重要リスクの決定及び対応策の策定・実施、執行状況のモニタリング等を審議し、取締役会に報告しております。

コンプライアンス委員会は3回開催され、法令・企業倫理の遵守に係る活動、並びにヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営等に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は3回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。コンプライアンス委員会及び内部統制委員会においては委員会開催の都度、その概要を取締役会に報告するとともに、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。

経営倫理委員会は5回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営等に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会がコンプライアンスプログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役会に報告する体制を構築しております。

また、品質コンプライアンスについては、グループ内で共有している品質方針の下、品質委員会が中心となり、品質経営の観点からグループ内への指導・教育等の活動を強力に推進しております。

当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会において実質的な審議が行われ、その概要は必要に応じて取締役会に報告されております。

(ロ)内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内に周知され、各規程に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化(経営体制、労務、コンプライアンス等)については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、コンプライアンス委員長に適切に報告がなされております。

(ハ)法令等遵守に関する教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれ法令等遵守に関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令/コンプライアンス連絡会を2か月に1回実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法や契約遵守の重要性についての解説を行う講演会等を実施しております。

(二)内部監査の実施状況

内部監査部門としては、業務監査部を設けており、業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。 業務監査部は、取締役会決議により承認された監査計画に沿って当社及び国内外グループ各社の業務執行状況を 監査し、社長及び取締役会並びに監査役会に対し監査結果を報告しております。

内部監査については、監査役監査及び会計監査と独立して実施しておりますが、監査の実効性、効率性をあげるため、業務監査部は、監査役(会)及び会計監査人と、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っていることに加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、社長及び常勤監査役に報告しております。

また、品質・環境・安全衛生の各分野の監査については専門的な知見を要することから、各分野に係る委員会の事務局である専門部署がグループ内の監査を実施しており、これらの監査結果については各委員会において報告され、委員会の概要は取締役会において報告されております。

(注) ESG統括委員会は、2025年4月1日付にてサステナビリティ統括委員会に改称されております。

取締役に関する事項

・取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
代表取締役会長	大島 卓	16回 / 16回 (100%)
代表取締役社長	小林 茂	16回 / 16回 (100%)
代表取締役副社長	丹羽 智明	16回 / 16回 (100%)
代表取締役副社長	岩崎 良平	16回 / 16回 (100%)
取締役専務執行役員	山田 忠明	4回/4回(100%)(注)2
取締役専務執行役員	神藤 英明	16回 / 16回 (100%)
取締役常務執行役員	稲垣 真弓	12回 / 12回 (100%) (注) 3
社外取締役	蒲野 宏之	4回/4回(100%)(注)2
社外取締役	浜田 恵美子	16回 / 16回 (100%)
社外取締役	古川 一夫	4回/4回(100%)(注)2
社外取締役	佐久間 浩	12回 / 12回 (100%) (注) 3
社外取締役	川上 紀子	12回 / 12回 (100%) (注) 3
社外取締役	宮本健悟	12回 / 12回 (100%) (注) 3

- (注)1.「」は、議長を示しております。
 - 2. 山田忠明氏、蒲野宏之氏及び古川一夫氏の取締役会への出席状況は、2024年6月26日の退任以前に開催された 取締役会を対象としています。
 - 3.稲垣真弓氏、佐久間浩氏、川上紀子氏及び宮本健悟氏の取締役会への出席状況は、2024年6月26日の就任以降に開催された取締役会を対象としています。

取締役会では、会社法、当社定款及び取締役会規則に定める事項(例えば全社総合予算、会社の解散・合併・提携等の戦略的計画、代表取締役の選定及び解職、計算書類及び事業報告等の承認、重要な財産の処分及び譲受、重要な使用人の選解任等)について決議し、また、取締役の職務執行を監督しております。

当事業年度のカテゴリー別の主要議題と時間配分は以下の通りです。

カテゴリー	主要議題	時間配分
中長期課題・グループビジョン関連	・マテリアリティ行動計画とKPIの策定 ・新規事業の創出についての取組み(New Value 1000の進捗 報告) ・事業ポートフォリオについての取組み ・重点フォローリスクの決定	35%
決算・予算・財務関連	・予算と決算 ・長期保有株式の売却 ・IR・SR活動等の報告	23%
ESG関連	・第 5 期環境行動 5 カ年計画の進捗の報告 ・ T N F D に基づく情報開示 ・競争法コンプライアンスプログラムの策定 ・再生可能エネルギー電力調達	18%
委員会報告	・主要な委員会活動の報告	12%

カテゴリー	主要議題	時間配分
人事・人材関連	・組織と人事 ・経営陣幹部の配置 ・基幹職にかかる人事制度の改定	4 %
個別案件	・生産設備、研究開発等への投資 ・商号の変更	8 %

指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を3回開催しており、同委員会の構成員及びオブザーバー個々の出席状況については以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況 (出席率)
社外取締役	浜田 恵美子	3回/3回(100%)
社外取締役	佐久間 浩	3回/3回(100%)
社外取締役	川上 紀子	3回/3回(100%)
社外取締役	宮本 健悟	3回/3回(100%)
代表取締役会長	大島 卓	3回/3回(100%)
代表取締役社長	小林 茂	3回/3回(100%)
社外監査役	坂口 正芳	3回/3回(100%)

(注) 「」は議長、「」はオブザーバーを示しております。

指名・報酬諮問委員会では、取締役から諮問を受けた事項について審議し、その結果を取締役会へ答申しております。

当事業年度の主要な審議事項については以下の通りです。

- ・取締役、代表取締役、役付取締役、監査役の人事
- ・取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた報酬(現金報酬及び株式関連報酬)
- ・取締役の各個人の当事業年度における業績連動賞与の支給額
- ・最高経営責任者の後継者の育成状況

責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の内容で、役員等を対象とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本契約の締結に係る取締役会決議日は2024年6月26日であり、またその更新等に係る取締役会決議を2025年6月26日に行う予定であります。

・被保険者の範囲

全ての当社の取締役、監査役及び執行役員

・保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、犯罪行為または違法であることを認識しながら行った行為に起因する場合等における役員等自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。保険料については、全額当社が負担しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

(自己の株式の取得)

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。 (中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ.2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下の通りであります。

男性 11名 女性 3名 (役員のうち女性の比率21.4%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			2007年6月	当社入社 電力事業本部NAS事業部長 当社執行役員 当社常務執行役員		
代表取締役会長	大島 卓	1956年7月14日生	2014年6月2020年6月	当社代表取締役社長 東海旅客鉃道株式会社 社外取締役(現任)	(注)4	40,000
			2021年5月	当社代表取締役会長(現任) 愛知県経営者協会 会長 東邦瓦斯株式会社 社外取締役(現任)		
				野村ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)		
代表取締役 社長	小林 茂	1961年 3 月23日生	2016年6月2018年6月2020年6月	電力事業本部ガイシ事業部長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社取締役専務執行役員	(注)4	40,126
代表取締役副社長	丹羽 智明	1960年 2 月16日生	1984年 3 月 2013年 4 月 2013年 6 月 2015年 6 月 2016年 6 月	当社代表取締役社長(現任) 当社入社 製造技術本部施設統括部長代理兼 同部設計1部長 当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員	(注)4	31,000
代表取締役副社長	岩崎 良平	1960年 1 月30日生	2020年6月 1982年3月 2007年4月 2008年6月 2009年6月 2012年6月 2016年6月	当社代表取締役副社長 (現任)	(注)4	31,000
取締役 専務執行役員	神藤 英明	1964年11月1日生	1988年4月 2013年4月 2018年6月 2021年6月	当社入社 財務部長	(注)4	19,500
取締役 常務執行役員	稲垣 真弓	1964年 5 月18日生	1988年4月 2015年6月 2020年6月	当社入社	(注)4	13,741

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				太陽誘電株式会社入社 同社技術グループ技術品証統括 R技術部 部長		
			2003年 9 月	同社技術グループ総合研究所基礎 開発部 主席研究員		
			2008年11月	国立大学法人名古屋工業大学産学官 連携センター 准教授		
			2011年4月	同大学産学官連携センター 教授、 同大学大学院産業戦略工学専攻 教授		
取締役 (注)1	浜田 恵美子	1958年11月23日生	2012年4月	同大学コミュニティ創成教育研究 センター 教授	(注)4	5,000
	(11)3		2015年 5 月	国立研究開発法人科学技術振興機 構 研究成果最適展開支援プログラム		
			2016年8月	第3分野 プログラムオフィサー 国立大学法人名古屋大学(現 国立 大学法人東海国立大学機構名古屋大		
			2017年6日	学)客員教授 当社取締役(現任)		
			1	太陽誘電株式会社 社外取締役 (現任)		
			1980年4月	三菱商事株式会社入社		
			2004年5月	Diamond Generating Corporation		
			2007年 4 日	(米国在)社長		
			2007年4月	三菱商事株式会社 重電機本部 海外電力事業ユニットマネージャー		
			2010年4月	同社 新エネルギー・電力事業本 部 副本部長 兼 海外電力事業		
			2011年4月	ユニットマネージャー 同社 執行役員、新エネルギー・ 電力事業本部 副本部長 兼 海外 電力事業ユニットマネージャー		
取締役 (注)1	佐久間 浩	1956年6月2日生	2012年4月	電力事業ユニット マホーファ 同社 執行役員、新エネルギー・ 電力事業本部長	(注)4	-
			2014年4月	同社 常務執行役員、地球環境・ インフラ事業グループ CEO		
			2017年6月	千代田化工建設株式会社 社外取締役		
			2019年4月	三菱商事株式会社 常勤顧問		
			2020年3月	N.V.Eneco(オランダ王国在)		
				Member of the Management Board, Chief Cooperation&International		
				Officer		
			2024年6月	当社取締役(現任)		
			1982年4月	東京芝浦電気株式会社(現 株式会		
			2003年4月	社東芝)入社 同社 パワーエレクトロニクス部		
			2000-47	主幹		
			2003年10月	東芝三菱電機産業システム株式会社		
取締役	 川上 紀子	1959年6月17日生	0005/5-40/5	(現 株式会社TMEIC)出向	(注)4	3,000
(注)1			1	同社 転籍 同社 パワーエレクトロニクスシス		
				テム事業部 技監(現任) 米国電気電子学会(IEEE)		
				フェロー		
			2024年6月	当社取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			1005年 /1 日			(, , ,
			' ' ' '	弁護士登録(東京弁護士会)		
			1007 173	蒲野綜合法律事務所 入所		
			2002年9月	米国ニューヨーク州弁護士会登録		
			' ' ' -	ブレーク・ドーソン法律事務所		
			2002 1073	(豪州)(現 アシャースト法律事		
				務所・外国法共同事業)入所		
取締役	 宮本 健悟	1967年7月8日生	2004年1月	豪州ニューサウスウェールズ州	(注)4	3,000
(注)1				弁護士会登録	(,_,	,,,,,
			2004年10月	アシャースト東京法律事務所(現		
				アシャースト法律事務所・外国法共		
				同事業)入所		
			2009年4月	宮本・吉田法律事務所(現 宮本国		
				際法律事務所)代表弁護士(現任)		
			2024年6月	当社取締役 (現任)		
			1984年3月	当社入社		
			2012年10月	法務部長		
			2013年6月	当社執行役員		
常勤監査役	佐治 信光	1958年7月3日生	2014年6月	当社取締役執行役員	(注)5	5,000
			2015年6月	当社取締役常務執行役員		
			2019年6月	当社取締役専務執行役員		
			2021年6月	当社常勤監査役 (現任)		
			1989年4月	株式会社日本興業銀行(現 株式会		
				社みずほ銀行)入行		
常勤監査役	八木 尚也	1965年6月8日生	1999年7月	当社入社	(注)6	4,306
			2019年6月	業務監査部長		
			2023年6月	当社常勤監査役 (現任)		
			1980年4月	警察庁採用		
			1999年2月	警視庁第一方面本部長		
			2001年9月	秋田県警察本部長		
			2003年1月	大阪府警察本部刑事部長		
			2011年10月	大阪府警察本部長		
			' ' ' '	警察庁長官官房長		
監査役	監査役 (注)2 坂口 正芳	1957年8月18日生	' ' ' '	警察庁次長	(注)6	.
(注)2		.55, 1 5,3,1011	1	警察庁長官	(,= , 0	
			I	日本生命保険相互会社 特別顧問		
			' ' ' '	当社監査役(現任)		
			2019年6月	一般社団法人日本自動車連盟代表		
				理事・副会長		
			2022年6月	一般社団法人日本自動車連盟代表		
				理事・会長(現任)		

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2	木村 高志	1954年 9 月 1 日生	2004年6月 2005年10月 2006年1月 2007年5月 2009年10月 2014年6月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)執行役員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 株式会社三菱UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員 同行 常務執行役員 三菱総研DCS株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 三菱瓦斯化学株式会社 社外監査役(現任)	(注)7	-
		計				195,673

- (注) 1. 取締役浜田恵美子、取締役佐久間浩、取締役川上紀子、取締役宮本健悟は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役坂口正芳、監査役木村高志は、社外監査役であります。
 - 3. 浜田恵美子の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。
 - 4.2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5.2021年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 6.2023年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 7.2022年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下の25名です。

役職名	氏名
専務執行役員	松田弘人、森潤
常務執行役員	井上昌信、加藤宏治、宮嶋敦、篠原宏行、大西孝生
執行役員	大和田巌、市岡立美、石原亮、坂本浩文、清水秀樹、多田和史、武田龍悟、 David Miller、吉野隆史、則竹基生、夏目欣秀、野崎正人、今井康喜、 藤田浩基、大津武嗣、吉田信也、津久井英明、李相宰

9. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下の通りであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
		1987年 4 月 弁護士登録(名古屋弁護士会) 小栗法律事務所入所	
橋本修三	1956年4月5日生	1992年4月 橋本法律事務所開設・所長(現任)	-
		2004年4月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)副会長	
		2020年6月 СКD株式会社 社外監査役(現任)	

口.2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が原案のとおり承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定であります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性 11名 女性 3名(役員のうち女性の比率21.4%)

1980年 3 月 当社入社 2004年 4 月 電力事業本部 N A S 事業部長 2007年 6 月 当社執行役員		
2007年 6 月 当社執行役員		
2011年 6 月 当社常務執行役員		
2014年6月 当社代表取締役社長		
代表取締役 2020年6月 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役 2020年6月 東海旅客鉄道株式会社 2020年6月 東海旅客装置 2020年6月 東海家寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮寮		
会長 大島 卓 1956年 7月14日生 社外収締役(現仕) ()	(注)4	40,000
2021年4月 当社代表取締役会長(現任)		
2021年 5 月 愛知県経営者協会 会長		
2021年6月 東邦瓦斯株式会社		
社外取締役(現任)		
2024年 6 月 野村ホールディングス株式会社		
社外取締役 (現任)		
1983年 3 月 当社入社		
2016年 4 月 電力事業本部ガイシ事業部長		
代表取締役	(注)4	40,126
社長	(2)4	10,120
2020年 6 月 当社取締役専務執行役員		
2021年4月 当社代表取締役社長(現任)		
1987年 4 月 当社入社	(注)4	20,000
2012年4月 セラミックス事業本部製造統括部長		
代表取締役		
副社長		
2022年 6 月 当社専務執行役員		
2025年 6 月 当社代表取締役副社長 (予定)		
1988年4月 当社入社		
取締役 2013年 4 月 財務部長		
中藤 英明 1964年11月1日生 2018年6月 当社執行役員 ()	(注)4	19,500
2021年6月 当社取締役常務執行役員		
2024年6月 当社取締役専務執行役員(現任)		
1988年 4 月 当社入社		
2019年4月 セラミックス事業本部製造統括部長		
取締役	(注)4	16,090
専務執行役員	(エノ4	10,090
2024年 6 月 当社専務執行役員		
2025年 6 月 当社取締役専務執行役員(予定)		
1988年 4 月 当社入社		
取締役 超垣 真弓 1964年 5 月18日生 2015年 6 月 法務部長	(;÷\	40 744
稲垣 真弓 1964年 5 月18日生 2020年 6 月 当社執行役員 (1)	(注)4	13,741
2024年6月 当社取締役常務執行役員(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
				太陽誘電株式会社入社 同社技術グループ技術品証統括		
				R技術部 部長 同社技術グループ総合研究所基礎		
				開発部 主席研究員		
			2008年11月	国立大学法人名古屋工業大学産学官 連携センター 准教授		
			2011年4月	同大学産学官連携センター 教授、 同大学大学院産業戦略工学専攻 教授		
取締役 (注)1	浜田 恵美子 (注)3	1958年11月23日生	2012年4月	同大学コミュニティ創成教育研究 センター 教授	(注)4	5,000
	(注)3		2015年 5 月	国立研究開発法人科学技術振興機 構 研究成果最適展開支援プログラム		
			2016年8月	第3分野 プログラムオフィサー 国立大学法人名古屋大学(現 国立 大学法人東海国立大学機構名古屋大 学)客員教授		
			2017年6月	当社取締役(現任)		
			2019年6月	太陽誘電株式会社 社外取締役 (現任)		
			1980年4月	三菱商事株式会社入社		
			2004年 5 月	Diamond Generating Corporation		
			2007年 4 日	(米国在)社長 三菱商事株式会社 重電機本部		
			2007 + 4 /5	海外電力事業ユニットマネージャー		
			2010年4月	同社 新エネルギー・電力事業本 部 副本部長 兼 海外電力事業		
			2011年4月	ユニットマネージャー 同社 執行役員、新エネルギー・ 電力事業本部 副本部長 兼 海外 電力事業ユニットマネージャー		
取締役 (注)1	佐久間 浩	1956年6月2日生	2012年4月	同社 執行役員、新エネルギー・ 電力事業本部長	(注)4	-
			2014年4月	同社 常務執行役員、地球環境・ インフラ事業グループCEO		
			2017年6月	千代田化工建設株式会社 社外取締役		
			2019年4月	三菱商事株式会社 常勤顧問		
			2020年3月	N.V.Eneco(オランダ王国在)		
				Member of the Management Board, Chief Cooperation&International		
				Officer		
			2024年 6 月	当社取締役(現任)		
			1982年4月	東京芝浦電気株式会社(現 株式会		
			2003年 4 日	社東芝)入社 同社 パワーエレクトロニクス部		
			2003年4月	主幹		
TRACE (F			2003年10月	東芝三菱電機産業システム株式会社		
│ 取締役 │ (注) 1	川上 紀子	1959年 6 月17日生	2005年10日	(現 株式会社TMEIC)出向 同社 転籍	(注)4	3,000
				同社 料箱		
				テム事業部 技監(現任) 米国電気電子学会(IEEE)		
				フェロー		
			2024年6月	当社取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			1997年4月	最高裁判所司法研修所 弁護士登録(東京弁護士会) 蒲野綜合法律事務所 入所 米国ニューヨーク州弁護士会登録		
刑 (金公				プレーク・ドーソン法律事務所 (豪州)(現 アシャースト法律事務所・外国法共同事業)入所		
取締役 (注)1	宮本健悟	1967年7月8日生	2004年1月	豪州ニューサウスウェールズ州 弁護士会登録	(注)4	3,000
			2004年10月	アシャースト東京法律事務所(現 アシャースト法律事務所・外国法共		
			2009年4月	同事業)入所 宮本・吉田法律事務所(現 宮本国 際法律事務所)代表弁護士(現任)		
			2024年6月	当社取締役 (現任)		
			1989年4月	株式会社日本興業銀行(現 株式会 社みずほ銀行)入行		
常勤監査役	八木 尚也	1965年6月8日生			(注)5	4,306
				業務監査部長 当社常勤監査役(現任)		
			1987年4月			
				NGK CERAMICS(THAILAND)CO.,LTD.取		
常勤監査役	長谷川 耕司 	1963年8月27日生		締役社長	(注)6	1,040
			2025年6月	当社常勤監査役(予定)		
			1980年4月	警察庁採用		
				警視庁第一方面本部長		
				秋田県警察本部長		
				大阪府警察本部刑事部長 大阪府警察本部長		
				へikin 音宗本部長 警察庁長官官房長		
 監査役				警察庁次長		
(注) 2	坂口 正芳 	1957年8月18日生		警察庁長官	(注)5	-
			2018年5月	日本生命保険相互会社 特別顧問		
			2019年6月	当社監査役 (現任)		
			2019年6月	一般社団法人日本自動車連盟代表 理事・副会長		
				一般社団法人日本自動車連盟代表 理事・会長(現任)		
				株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行		
			2004年6月	株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員		
				株式会社三菱東京フィナンシャル・ グループ(現 株式会社三菱UFJ		
				フィナンシャル・グループ) 執行役員		
監査役 (注)2	 木村 高志	1954年9月1日生		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員	(注)7	-
			2006年 1 月	株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行)		
			2007年5日	執行役員 同行 常務執行役員		
				三菱総研DCS株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員		
			2014年 6 月	三菱瓦斯化学株式会社 社外監査役(常勤)		
			2022年6月	当社監査役(現任)		
		· 計				165,803

- (注)1.取締役浜田恵美子、取締役佐久間浩、取締役川上紀子、取締役宮本健悟は、社外取締役であります。
 - 2.監査役坂口正芳、監査役木村高志は、社外監査役であります。
 - 3. 浜田恵美子の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。
 - 4.2025年6月26日開催予定の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

- 5.2023年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6.2025年6月26日開催予定の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7.2022年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 8. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下の25名です。

役職名	氏名
専務執行役員	宮嶋 敦
常務執行役員	則竹基生、加藤宏治、篠原宏行、大西孝生、藤田浩基
執行役員	大和田巌、石原亮、坂本浩文、清水秀樹、武田龍悟、David Miller、吉野隆史、 夏目欣秀、野崎正人、今井康喜、大津武嗣、吉田信也、津久井英明、李相宰、 杉浦由佳、高橋満雄、濱嶋一広、石居武之、小泉貴昭

社外役員の状況

当社は、2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在、社外取締役を4名、社外監査役を2名選任しております。

(注)2025年6月26日開催予定の第159期定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役10名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が原案のとおり承認可決されますと、当社の社外取締役は4名、 社外監査役は2名となる予定です。

イ. 社外役員の独立性基準又は方針

(社外取締役)

当社は、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者を当社において独立性を有する社外取締役(以下、「独立社外取締役」という。)とすることができないものとします。ただし、このいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所の独立役員の要件を充足し、かつ当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、この判断基準において、業務執行者とは会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人を、当社グループとは当社、当社の子会社又は関連会社を指すものとします。

- (イ)当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近 の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。
- (ロ)当社グループとの間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。
- (ハ)当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口 債権者である法人において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
- (二)当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円又は当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付又は助成を受けている団体の現在の理事、役員。
- (ホ)直近を含めた最近の3事業年度において、当社グループの会計監査人又は会計参与であったことがある公認会計士、税理士又は監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。
- (へ)上記(ホ)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は上記(ホ)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている団体の現在の社員等。
- (ト)当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
- (チ)上記(イ)~(ト)項に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族。

(社外監査役)

社外監査役の独立性については、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しております。

口. 当社と社外役員の関係及び選任状況に関する当社の考え方

当社の2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在における社外取締役の重要な兼職の状況及び選任理由は以下の通りであります。

(イ)社外取締役の浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、CD-R(記録できるCD)の発明及び世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。当社は同氏に対して、その経歴を通じて培った見識を活かし、主に研究開発、製品事業化の観点に基づき独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待しております。また、同氏は現に当社の社外取締役として商品開発や新規事業の進め方、知財戦略等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っております。これらのことから、引き続き社外取締役に選任したものであります。

同氏は当社株式5,000株を保有しておりますが、この他に当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、太陽誘電株式会社社外取締役等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出 書を提出しております。

(注)同氏は現に当社の社外取締役として商品開発や新規事業の進め方、人事施策等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の取締役選任議案において、引き続き社外取締役候補者としております。

(ロ) 社外取締役の佐久間浩氏は、三菱商事株式会社において、新エネルギー・電力事業本部長等の要職を経て、同社常務執行役員、地球環境・インフラ事業グループCEOを務め、その後N.V. Eneco() Member of the Management Board、Chief Cooperation & International Officerを歴任する等、カーボンニュートラルをはじめとするエネルギー分野の知見と大規模組織運営の経験を有しております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、社外取締役として経営の専門家として独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待し、社外取締役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出 書を提出しております。

() 三菱商事株式会社と中部電力株式会社が共同で設立したDiamond Chubu Europe B.V.を通じて取得した欧州で事業を展開する総合エネルギー事業会社。

(注)同氏は現に当社の社外取締役として当社の社外取締役として投資家の視点を踏まえた経営判断・事業活動全般に意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、2025年 6 月26日開催予定の定時株主総会の取締役選任議案において、引き続き社外取締役候補者としております。

(八) 社外取締役の川上紀子氏は、東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝)及び東芝三菱電機産業システム株式会社(現 株式会社TMEIC)において長年パワーエレクトロニクス分野の製品開発に携わり、電力系統や再生可能エネルギー利用等のインフラ設備に適用される大容量電力変換装置の開発・実用化を主導する等、エネルギー・デジタル分野の知見と豊富な実務経験を有しており、かつこの開発・実用化に対する貢献が認められ米国電気電子学会(IEEE())よりフェローの称号を授与されております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、社外取締役として実践的な視点から当社の業務執行への提言を行うこと、及び独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待し、社外取締役に選任したものであります。

同氏は当社株式3,000株を保有しておりますが、この他に当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、株式会社TMEICパワーエレクトロニクスシステム事業部技監等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出 書を提出しております。

() The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.

米国に本部を置く電気工学・電子工学技術に関する世界規模の学会。世界190ヶ国以上に、40万人超の会員を擁する。

(注)同氏は現に当社の社外取締役として当社の社外取締役としてサプライチェーンの整備や原価低減の進め方、知財戦略等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の取締役選任議案において、引き続き社外取締役候補者としております。

(二) 社外取締役の宮本健悟氏は、長年国内外において弁護士として法律実務に携わり、製造業、サービス業、運送業及びITをはじめとする各分野において多くの日本企業及び外国企業に対し幅広い助言を提供する等、豊富な実務経験と専門知識を有しております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、社外取締役として主にコンプライアンスの観点に基づき独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待し、社外取締役に選任したものであります。

当社は同氏に対して、2023年9月末まで当社のヘルプライン・ホットラインの社外窓口を委嘱し、その対価を支払っておりましたが、取引額は当社の独立性基準に定める金額を超えるものではなく、同氏は当社が定める独立社外取締役の独立性判断基準を満たしております。また、同氏は当社株式3,000株を保有しておりますが、この他に当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、宮本国際法律事務所代表弁護士等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、 重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出 書を提出しております。

(注)同氏は現に当社の社外取締役として当社の社外取締役として法務戦略や内部通報制度の実効性向上等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の取締役選任議案において、引き続き社外取締役候補者としております。

(ホ)社外監査役の坂口正芳氏は、大阪府警察本部長、警察庁長官官房長等の要職を経て警察庁長官を務めており、 行政における豊富な経験と大規模組織の運営の実績を有しております。同氏は、これらの経験を活かした業務の 適法性やリスク管理の観点に基づく当社の経営全般に対する監査により、当社の企業価値向上に貢献できると判 断し、社外監査役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主かつ資金調達先である日本生命保険相互会社において特別顧問を務めておりましたが、当事業年度末時点における同社による当社株式の保有比率は1.01%にすぎず、また当社は多数の金融機関と取引を行っており、資金調達において代替性がない程度にまでは同社に依存しておりません。したがって、株式保有及び資金借入れにおける同社と当社の関係が当社の経営に影響を及ぼすことはないものと考えております。また、当社は同社に対し、企業年金の運用手数料の支払いを行っておりますが、その取引額は連結営業費用の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

同氏は、一般社団法人日本自動車連盟代表理事・会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(へ) 社外監査役の木村高志氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の常務執行役員及び三菱総研DCS株式会社の代表取締役社長を務める等、長年にわたり会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及びコーポレートガバナンスに関する経験・知見に加え、三菱瓦斯化学株式会社の常勤監査役を務め、上場企業の監査役として豊富な経験・知見も有しております。同氏は、これらの経験を活かした当社の経営全般に対する監査により、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、社外監査役に選任したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主かつ資金調達先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の出身者ですが、当事業年度末時点における同行による当社株式の保有比率は2.41%にすぎず、また当社は多数の金融機関と取引を行っており、資金調達において代替性がない程度にまでは同行に依存しておりません。さらに、同氏自身も同行を退社して既に15年が経過していること等を踏まえると、同氏の判断に株式会社三菱UFJ銀行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。その他、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

EDINET提出書類 日本碍子株式会社(E01137) 有価証券報告書

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部 門との関係

社外取締役と社外監査役は、取締役会において、内部監査部門や内部統制部門からそれぞれの活動の報告を受けるとともに適宜意見交換・情報共有を行い、会計監査人の監査結果も確認しております。また監査役会では、毎回業務監査部長の出席の下、内部監査の進捗状況や結果を確認し、会計監査人からは四半期ごとの監査内容や監査法人としての体制整備状況等を聴取しております。監査役会が主催する監査役・社外取締役ヒアリングにおいて、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取し、監査役と社外取締役相互の情報共有・意見交換等の連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ.組織、人員及び手続

当社の監査役会は、2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在、常勤監査役2名と社外監査役2名から構成されています。

社外監査役2名は独立性を有する社外監査役で、坂口正芳氏は、警察行政における豊富な経験と大規模組織運営の 実績を有し、業務の適法性やリスク管理に関する幅広い見識を有しております。木村高志氏は、長年の金融機関での 経験に加え事業会社で代表取締役社長や常勤監査役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりま す。

常勤監査役は2名からなり、佐治信光氏は、複数の事業部門と海外での業務を経験後、取締役として法務、コンプライアンス関連部門を所管し、当社グループにおける事業運営とコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を有していることに加え、公認不正検査士の資格を有しております。八木尚也氏は、金融機関での業務経験に加え、当社入社以来、財務部門、海外子会社、経営企画部門など多様な業務を経験した後、業務監査部長を務め、海外を含めた当社グループの財務会計及び業務監査の実務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役の職務を補助するスタッフとして、適正な知識、能力、経験を有する専任者を1名配置し、監査役の職務遂行のサポートを行っています。当該監査役スタッフの人事異動・人事評価等に関しては監査役会の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しています。また、監査の実効性、効率性をあげるため、内部監査部門の長である業務監査部長に監査役会への出席を求め、監査の方針・計画・結果などについて情報交換を行うとともに、安全・環境・品質の各分野での監査を担当している部門からの情報提供を受けています。

各監査役は、独立した立場から取締役及び会計監査人の職務の執行状況を確認する一方で、監査役会において常勤 監査役の個別の監査活動結果も含めて情報を共有し、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

なお当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が原案のとおり承認可決されますと、監査役会は引き続き4名の監査役(うち2名は社外監査役)で構成されることになります。

口.監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催前後に月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計13回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間でした。監査役の出席率は以下の通りです。

役職名	氏名	出席状況(出席率)		
常勤監査役	佐治 信光	13回 / 13回 (100%)		
常勤監査役	八木 尚也	13回 / 13回 (100%)		
監査役	坂口 正芳	13回 / 13回 (100%)		
監査役	木村 高志	13回 / 13回 (100%)		

(注)「」は、議長を示しております。

年間を通じ次のような決議、報告がなされました。

決議 12件:監査役監査方針・監査計画、監査役会の監査報告、会計監査人の報酬等に関する同意、株主総会に

提出される議案及び書類の確認、監査役候補者基準の制定、会計監査人の所属する監査法人及びそ

のネットワーク・ファームが提供する非保証業務の包括事前了解に関する同意等

報告 34件:常勤監査役の監査活動報告、会計監査人監査計画、会計監査人による会計監査報告、財務部による

決算案の報告、業務監査部の内部監査結果報告、電子提供措置事項記載書面の確認等

八.監査役の主な活動

当事業年度は、NGKグループビジョンに関し、 ESGに係る取組みの浸透状況、 新規事業の立ち上げ、事業 再編等の進捗状況、 各事業に係るリスク認識と経営判断プロセスの合理性、また、危機管理対応体制と今後の変化 への備えの確認を重点監査項目として取り組みました。

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っています。また、監査役・社外取締役ヒアリングにおいて各本部長及び本社部門所管取締役から予算の内容、事業の状況、リスク管理の状況、法令遵守体制などをヒアリングし、意見を交換し、社外取締役との連携を図っています。当事業年度において、監査役・社外取締役ヒアリングは14回行われました。その他、必要に応じ、取締役や執行役員、各部門担当者、子会社の取締役等から事業の状況、リスク管理の状況、法令遵守体制などをヒアリングし、意見を交換しています。さらに、社外監査役は、経営倫理委員会に出席し、当社の役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営に関する報告、審議に参加しているほか、社外監査役の坂口正芳氏は指名・報酬諮問

委員会にオブザーバーとして出席し、取締役及び監査役の人事に関する事項や取締役及び執行役員の報酬等に関する 事項等、役員の人事及び報酬等に関する審議が適切に行われていることを確認しています。

上記のほか常勤監査役は、経営会議、ESG統括委員会、リスク統括委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会等の社内の重要な会議及び委員会に出席し、業務執行の判断プロセスや管理状況等を確認しました。また、各代表取締役との面談を半期毎に開催し、監査結果の共有や意見交換を行ったほか、企業集団の監査として、海外子会社の中から重要性及びリスク・アプローチに基づき対象を選定し、海外子会社14社の往査を実施しました。さらに、国内子会社のうち大会社の監査役との会議を年2回実施したほか、国内子会社2社の往査を行い、その他の国内及び中国・韓国の子会社の監査役・監事、または監査担当者が参加する監査報告会を各々年2回実施しました。

さらには、重要な決裁書類等の閲覧、業務監査部による内部監査の結果の確認、安全・環境・品質の各分野での監査を担当している部門からの情報入手、財務報告に係る内部統制監査について会計監査人による監査の講評の聴取、財産状況の調査として会計監査人等による棚卸資産の実地棚卸立会い同行等を行いました。これらの常勤監査役の監査活動の内容は、監査役会等を通じて社外監査役とも適時に共有しております。

二.監査役と会計監査人の連携

監査役は、相互の監査の実効性を高め監査品質の向上を図るため、会計監査人との連携を強化し、必要に応じて随時の協議を行っております。当事業年度の会計監査人の連携内容は以下の通りです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査計画	監査計画及び監査報 酬案の説明												
四半期レビュー報告	四半期レビュー結果 報告、期中監査手続 の経過報告												
監査報告	重要な発見事項、会 社法・金融商品取引 法監査の結果												
内部統制監査 報告	監査結果の説明												
情報・意見交換	KAM、諸規制や法 令の施行・改定、内 部統制監査講評立会 い等												

内部監査の状況

内部監査部門としては、業務監査部(20名)を設けており、業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。業務監査部は、取締役会決議により承認された監査計画に沿って当社及び国内外グループ各社の業務執行状況を 監査し、社長及び取締役会並びに監査役会に対し監査結果を報告しております。

内部監査については、監査役監査及び会計監査と独立して実施しておりますが、監査の実効性、効率性をあげるため、業務監査部は、監査役(会)及び会計監査人と、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っていることに加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、社長及び常勤監査役に報告しております。

また、品質・環境・安全衛生の各分野の監査については専門的な知見を要することから、各分野に係る委員会の事務局である専門部署がグループ内の監査を実施しており、これらの監査結果については各委員会において報告され、委員会の概要は取締役会において報告されております。

会計監査の状況

イ.監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

口.継続監査期間

1969年3月期以降

業務執行社員のローテーションは適切に実施されており、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。筆頭業務執行社員については、連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。業務執行社員については、7会計期間の関与の後、再度同じ会計監査業務に関与する場合には2会計期間のインターバルを設けることとしています。また、筆頭業務執行社員については5会計期間の関与の後に、5会計期間のインターバルを設けることとしています。

八.業務を執行した公認会計士

河嶋 聡史

水越 徹

二.監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士20名、その他45名であります。

ホ.監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、監査法人の選定方針として、会社計算規則が定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の体制等を整備していること、職業的専門家として独立の立場を保持し適切な監査を実施すること、会社法の会計監査人の解任事由が存しないこと、等の基準に照らして選定の可否を判断することとしており、これらを確認した結果、現会計監査人の有限責任監査法人トーマツを選定しております。

へ.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述監査法人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・財務部門・内部監査部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、有限責任監査法人トーマツは監査法人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ.監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前連結会	会計年度	当連結会計年度					
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)				
提出会社	69	2	76	2				
連結子会社	37	-	39	-				
計	107	2	116	2				

(注)前連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬については、上記以外に前々連結会計年度に係る追加報酬 の額が1百万円あります。

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は以下の通りであります。

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債コンフォートレター作成業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債コンフォートレター作成業務であります。

ロ,監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトーマツグループ)に対する報酬(イ,を除く)

- 3									
		前連結会	会計年度	当連結会計年度					
	区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)				
	提出会社	33	103	37	153				
	連結子会社	159	154	176	178				
	計	192	257	213	331				

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は以下の通りであります。

(前連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言に係る業務等であります。

(当連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言に係る業務等であります。

八. その他重要な報酬の内容

一部の在外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属さないKPMG LLP等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

二.監査報酬の決定方針

当社の監査報酬については、監査公認会計士等の監査内容、監査日数等を勘案し、監査公認会計士等と十分に協議した上で決定しております。

ホ.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から監査項目の内容と予定監査時間等の算定根拠について説明を受け、また、監査報酬の推移と増減理由も確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、「取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針」を、取締役会の諮問を受け、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会(委員長:独立社外取締役)において審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえて決定しております。その内容の概要は以下の通りです。

イ.基本的な考え方

当社の役員報酬については、NGKグループ理念の実践、NGKグループビジョンの実現を通じ、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的としてその制度を定める。報酬等の水準や構成等は上記の目的に照らして適切であるか適宜見直しを行い、また、報酬ガバナンスの透明性と公正性を確保すべく努める。

口.報酬等の水準

報酬等の水準の決定に際しては、社会経済情勢や当社が置かれた経営環境に拠り、信頼できる外部調査機関の役員報酬に関する集計データを参照し、また、必要に応じて類似規模の企業群や国内外の人材市場における報酬水準等を勘案する。

八.報酬等の構成

(イ)取締役(社外取締役を除く)及び執行役員

業績向上のための健全なリスクテイクを促し役員の意欲を高めること、株主との価値共有を進めること、将来の企業価値向上に対する意識付けを行うこと、これらの観点から報酬等の構成を以下の通りとする。また、現金報酬部分についてその職分に応じた代表取締役手当、取締役手当を設定する。

・現金報酬 :年額固定の基本報酬

・現金報酬 : 単年度の業績に応じて変動する業績連動賞与

・株式関連報酬:株価を通じて中長期の企業価値向上に連動する譲渡制限付株式

(ただし、譲渡制限付株式の付与について、一時的ではない海外居住者である執行役員に対しては別の取扱いをすることがある)

(ロ)社外取締役及び監査役

それぞれ、経営の監督機能、経営の監査業務を担うことから、経営からの独立性を重視する観点に立ち、年額固定の基本報酬のみを支給して業績連動賞与及び譲渡制限付株式は支給しない。

監査役の個人別の報酬等は監査役の協議により決定する。

二.報酬等の内容

(イ)基本報酬の算定方法の決定方針

報酬全体の水準並びに後記(ロ)及び(ハ)の変動報酬部分の割合を決定した上で、適切な年額固定の基本報酬額を 設定する。その額は役職位に応じて決定する。

(ロ)業績連動賞与に関わる業績指標の内容及び算定方法の決定方針

連結の売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益(以下、純利益という。)、資本効率等の指標、並びに当社の中期的な重要経営課題として掲げる事項を指標とし、当該年度の業績の実績と外部公表を行った業績目標及び前年度業績との比較、また、中期的経営課題の当該年度の達成度の評価等により業績連動賞与の支給額を算定する。

その算定の考え方は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の役職位毎に基準となる賞与額を定め(以下、 基準額という。)、基準額に対して一定の幅で変動するターゲット方式とする。

(八)譲渡制限付株式の内容及び算定方法の決定方針

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること等を目的として、譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限付株式は、予めこれを付与した上で原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任した時をもって解除する。ただし、正式な事由以外の事由により退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び時期を必要に応じて合理的に調整し、当社は、譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。株価の変動がその価値に直結することから、譲渡制限付株式は付与金額を固定するのではなく、その付与数を役職位に応じて固定的に設定する。

(二)基本報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式が占める割合の決定方針

当社の事業が産業や生活の社会的基盤に資する製品を多く取り扱っている素材型産業であること、また新製品や新事業の創出に際して材料技術や生産技術など自社が独自に開発した技術を重視し、その開発と新製品の上市及び収益への貢献には比較的長期間を要していることから、中長期の業績の安定と向上を重視する観点に立ち、業績連動賞与の額と譲渡制限付株式の金額換算を合計した変動報酬部分が、報酬等の合計額の適切な割合を占めるよう設定する。

なお、当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の構成比率は下記の通りです。

	固定・変動		固定報酬	変動報酬	
報酬構成	インセンティブの種類		-	短・中期	長期
	報酬の種類		基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬
	取締役	代表取締役	48%	38%	14%
十44		取締役(社外取締役を除く)	56%	28%	16%
支給対象		社外取締役	100%	-	-
	監査役		100%	-	-

譲渡制限付株式報酬は、退任までの長期保有を前提としており、株価を介して間接的に業績と連動する仕組みとしています。

(ホ)報酬等を支給または付与する時期

年額固定の基本報酬は、その12分の1を毎月末に支払う。

業績連動賞与は、当期の業績確定後にこれを反映した額を毎年6月末に支払う。譲渡制限付株式は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の選任後原則1ヶ月の内に取締役会で行われる決議に基づき各対象者に支給される金銭報酬債権の全部について、当該取締役会決議後原則1ヶ月の内に定められた払込期日において現物出資財産として払い込みを受け、これに対し当社普通株式の付与を行う。

ホ.報酬ガバナンス

(イ)役員の報酬等に関わる指名・報酬諮問委員会の権能

独立社外取締役を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会は、取締役、執行役員及び監査役の報酬等に関わる以下の項目について取締役会からの諮問を受け、これを審議し、決議した内容を取締役会に答申する。

- ・報酬等の決定に関する方針と手続
- ・取締役及び監査役全体の報酬等の総額の上限
- ・取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた基本報酬額、業績連動賞与の基準額、及び譲渡制限付株式の付与数(譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭債権の水準)
- ・取締役の各個人の業績連動賞与の支給額

また、執行役員の各個人の業績連動賞与の支給額は、取締役会からの諮問を受け、指名・報酬諮問委員会が確認 し、取締役会に報告する。

(口)取締役会決議による決定

取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、その決議により取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた基本報酬額、業績連動賞与の基準額、及び譲渡制限付株式の付与数(譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭債権の水準)並びに取締役の各個人の業績連動賞与の支給額を決定する。

へ、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会(委員長:独立社外取締役)において当該方針と報酬等の額の決定方法の整合性、報酬等の額を算出する方法の合理性をはじめとする事項について審議し、取締役会は同委員会の審議及び答申の内容を確認した上で決定を行っていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の構成員の氏名等は以下の通りです。また、審議プロセスの適正性確認のため、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。

委員長 社外取締役 浜田恵美子

委員 社外取締役 佐久間浩 、川上紀子 、宮本健悟

代表取締役 大島卓、小林茂

オブザーバー 社外監査役 坂口正芳

社外取締役の4名及び社外監査役1名は当社の独立役員であります。

役員の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容について

支給対象者	決議年月日と決議の内容	決議時の支給対象者の員数	(参考)報酬の種類
取締役	2007年 6 月28日 報酬等の額:年額 8 億円以内 2017年 6 月29日 上記のうち社外取締役に対する報酬枠 として年額3,000万円以内から年額 6,000万円以内に改定	14名 (うち社外取締役2名) 13名 (うち社外取締役3名)	基本報酬・業績連動 賞与(社外取締役除 く)
取締役 (社外取締役 を除く)	2022年 6 月27日 譲渡制限付株式の付与のための報酬等 として支給する金銭債権の総額:年額 2 億円以内	6名	譲渡制限付株式報酬
監査役	2023年 6 月26日 報酬等の額:年額 1 億5,000万円以内	4名	基本報酬

業績連動報酬等に関する事項

イ、業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び理由

当社は、業績連動報酬等として業績連動賞与を取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に支給しており、その 算定に用いる指標は以下の通りです。

短期的な指標としては、業績目標の達成と毎年度の成長を重視しつつ、資本効率の観点を加味し、以下の連結業績数値を採用しております。

- (イ) 当事業年度の売上高、営業利益、純利益について、前事業年度との増減率
- (ロ) 当事業年度の投下資本利益率 について、期首(または期中)に設定した目標との増減率

NGK版ROIC(営業利益、売掛債権、棚卸資産、固定資産を基に計算)

また、中期的な成長を重視し、NGKグループビジョンの達成及びESG重視の観点より、以下の重要課題について、各年度の目標に対する達成度等を指標といたします。

- (イ) NGKグループビジョンの中長期業績目標のうち営業利益の増減率
- (ロ)新製品・新事業の創出 Keep Up 30 の達成度
- (八) C O2排出量削減の単年度目標達成度

新製品(当社定義による)の売上高比率30%目標

口.業績連動報酬等の額の算定方法

業績連動賞与については、以下の方法に則って個人別の支払額を決定しております。

- (イ)役職位ごとに算定の基準となる基準賞与額を設定する。
- (ロ)基準賞与額を各業績指標に配分する。配分は短期視点より中長期視点の項目の比率を高め、代表取締役以外の 取締役、及び執行役員については個人業績に対する代表取締役の査定を配分項目に加える。
- (八)配分された各項目について 100%から + 100%の範囲で評価し、各項目の評価額を算出する。
- (二)これらの額を合計して業績連動賞与の額を算出する。

これらにより、業績連動賞与の実際の支払額は基準賞与額に対して 100%から + 100%の範囲で変動いたします。

業績連動賞与の項目別の配分割合と業績評価指数(除く個人評価)、当事業年度の業績連動賞与の算出に用いた 主な指標の実績

項目	配分割合	評価係数変動割合	業績評価指数 実際には左の変動割合に置き換えて評価し指数を算出
			大阪には生の支割割口に直で採んで計画の旧数で昇山
			連結業績(売上高/営業利益/純利益)
		100% ~	・前期実績値:5,789億円 / 663億円 / 405億円
		+ 100%	・当期実績値:6,195億円/812億円/549億円
短期的	400/		・増減率: + 7% / + 22% / + 35%
指標	40%		投下資本利益率
		100% ~	・期首目標値:11.0%
		+ 100%	・当期実績値:12.1%
			・増減率: + 1.1%
			中長期業績目標(営業利益)
	60%	100% ~	・当期目標値:775億円
		+ 100%	・当期実績値:812億円
中長期的			・増減率: + 4.8%
指標			重要課題達成度等(主な項目は以下の通り)
		100% ~	・新製品・新事業の創出 - Keep Up 30:未達成
		+ 100%	・C O2排出量削減の単年度目標:60万トン達成
			・その他項目(社内プロジェクトの進捗など)

非金銭報酬等について

イ.非金銭報酬等の内容

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(一時的でない海外居住者である執行役員を除く)に対して、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること等を目的として譲渡制限付株式報酬を付与いたします。株価の変動がその価値に直結することから、譲渡制限付株式は付与金額を固定するのではなく、その付与数を役職位に応じて固定的に設定しております。

当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬の概要は以下の通りです。

譲渡制限付株式報酬の概要			
発行する株式の種類及び数	当社普通株式126,500株		
発行価額	1 株につき2,082円		
発行総額	263,373,000円		
	当社取締役(社外取締役を除く) 6	名	45,500株
割当対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役を兼務しない執行役員 24	名	81,000株
	(一時的でない海外居住者である執行役員を除く)	

(注)譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という)に定める譲渡制限期間について

割当対象者は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

ロ.クローバック条項

当社は、譲渡制限付株式の割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、累積した本割当株式の全部を無償で取得する条項を定めております。

八.取締役及び執行役員の株式保有ガイドライン

取締役及び執行役員と株主との価値共有意識を醸成し、NGKグループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的に、自社株式等 の保有ガイドラインを定め、原則として就任から3年以内に以下の価値に相当する自社株式等の保有に努めることとしております。

権利行使開始日到達前の株式報酬型ストックオプションを含んでおります。

対象者	
取締役(会長、社長)	基本報酬(年額)の150%以上
取締役(注)1、及び執行役員(注)2	基本報酬(年額)の100%以上

- (注) 1.会長、社長、社外取締役を除きます。
 - 2.一時的でない海外居住者である執行役員を除きます。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	お悪なの物質	報酬等の	対象となる		
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	610	303	217	89	7
社外取締役	53	53	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	72	72	-	-	2
社外監査役	28	28	-	-	2

- (注) 1.上記取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに対象となる役員の員数には、2024年6月26日に退任した取締役1名及び同人に対する報酬等の額を含んでおります。
 - 2.上記社外取締役の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに対象となる役員の員数には、2024年6月26日に退任した社外取締役2名及び両人に対する報酬等の額を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名				報酬等の	報酬等の総額		
		役員区分	会社区分	固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	報酬等の総額 (百万円)
大島	卓	取締役	提出会社	67	54	19	141

					報酬等の種類別の総額(百万円)			
	氏名	役員区分	会社区分	固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	・報酬等の総額 (百万円) -	
1	小林 茂	取締役	提出会社	67	52	19	140	

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

「純投資目的」とは、株式価値の変動によって利益を得ることを目的とする場合を言い、それ以外の目的で保有する株式を「純投資目的以外」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社グループの長期的な事業発展に資する上場株式については取引関係の維持強化を主な目的として、また、共通の創業者により設立された森村グループ各社の株式についてはグループのブランドが理念や歴史を通じて当社価値の一部を構成していることから互いに経営品質を高めるべく、政策保有しております。これらは全て保有資産のポートフォリオの一部として、事業計画で必要と考える流動性を補完するものと位置付けています。保有規模につきましては資産効率の観点から常に縮減を意識しつつ、事業動向全体やリスクの変化、金融情勢、個別相手先との取引関係などにより変動する可能性があります。また、銘柄については、取引関係からの保有意義に加えて、格付等の安全性、配当利回り等の効率性を把握し、継続保有の適否を取締役会において資本政策と共に定期的に確認しております。一方、当社の資本コストとの対比につきましては、株式のみでの評価は行っておらず、リスク及び期待リターンが異なる事業ごとに投下資本利益率(以下、「NGK版ROIC」という。)管理を行っており、政策保有株式は事業ごとの貸借対照表に含めて評価しております。検証の結果、当事業年度は特定投資株式4銘柄5,159百万円を売却いたしました。

口. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	41	3,264
非上場株式以外の株式	38	62,820

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由			
非上場株式	2	1,629	当社の新製品・新規事業の創出に資する企 業に新たに出資を行ったため。			
非上場株式以外の株式	-	•	-			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)	
非上場株式	-	,	
非上場株式以外の株式	4	5,159	

ハ.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 特定投資株式

	当事業年度	前事業年度		
幺 銘柄	株式数(株)	株式数(株)	, 【保有目的	当社の株式の
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		保有の有無
メタウォーター	8,620,000	8,620,000	当社の水環境事業を分離して設立され、主に	無
(株)	16,550	19,765	│ エンバイロメント事業における同社との取引 │ 関係維持のため保有している。	***
株)三菱UFJ	4,403,000	4,403,000	│ │資金借入等の銀行取引を行っており、同社と	無
フィナンシャ ル・グループ	8,854	6,855	の取引関係強化のため保有している。	(注4)
TOTO(株)	1,864,233	2,071,433	共通の創業者により設立され、森村グループ のブランドが理念や歴史を通じて当社価値の	有
1010(17)	7,257	8,849	一部を構成していることから互いに経営品質 を高めるべく相互保有している。	Ħ
東京海上ホール	1,140,000	1,140,000	保険取引を行っており、同社との取引関係強	無
ディングス(株)	6,539	5,361	化のため保有している。	(注5)
日本特殊陶業㈱	1,249,000	1,249,000	共通の創業者により設立され、森村グループ のプランドが理念や歴史を通じて当社価値の	有
	5,646	6,349	一部を構成していることから互いに経営品質 を高めるべく相互保有している。	13
東海旅客鉄道㈱	1,500,000	1,500,000	│ エネルギー&インダストリー事業における取 │ 引先であり、同社との取引関係強化のため保	無
714 330 4 34 24	4,281	5,589	有している。	<i></i>
セイコーエプソ	1,150,000	2,300,000	│ デジタルソサエティ事業における取引先であ │ り、同社との取引関係強化のため相互保有し	有
ン(株)	2,744	6,084	ている。	
 名港海運㈱	1,037,000	1,037,000	製品輸送における取引先であり、同社との取	有
口/已/母/建(///	1,638	1,659	引関係強化のため相互保有している。	H
株)ノリタケカン パニーリミテド	419,200	209,600	共通の創業者により設立され、森村グループ のブランドが理念や歴史を通じて当社価値の	有
(注6)	1,467	1,798	一部を構成していることから互いに経営品質 を高めるべく相互保有している。	13
(株)あいちフィナ ンシャルグルー	406,859	806,859	資金借入等の銀行取引を行っており、同社と	無
プママルフル	1,161	2,140	の取引関係強化のため保有している。	(注7)
岡谷鋼機(株)	150,200	75,100	主にデジタルソサエティ事業における取引先 であり、同社との取引関係強化のため相互保	有
(注8)	1,048	1,269	有している。	Ħ
M S & A D インシュアラン	265,200	88,400	保険取引を行っており、同社との取引関係強	無
スグループホー ルディングス㈱ (注 9)	855	718	化のため保有している。	(注10)
日本トランスシ	535,000	535,000	製品輸送に関わる関係強化のため相互保有し	_
ティ(株)	475	360	ている。	有

	当事業年度	前事業年度			
銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的	当社の株式の 保有の有無	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		からの日無	
 (株)大林組	253,412	253,412	工場建設等の取引先であり、同社との取引関	有	
パルンノイルが日	502	471	係強化のため相互保有している。	H	
(株)明電舎	95,400	95,400	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のた	有	
	411	280	め相互保有している。	F	
(株)ダイヘン	59,800	59,800	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相	有	
	378	555	互保有している。	Ħ	
㈱名古屋銀行	47,800	47,800	資金借入等の銀行取引を行っており、同社と	有	
(が) 口(主) (1)	376	318	の取引関係強化のため相互保有している。	Ħ	
 (株)大垣共立銀行	120,200	120,200	資金借入等の銀行取引を行っており、同社と	有	
いがノくニノくユエジストリ	285	262	の取引関係強化のため相互保有している。	F	
九州電力(株)	214,251	214,251	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のた	無	
7 0711 4273 (1/19	279	294	め保有している。	7111	
 愛知電機(株)	64,600	64,600	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相	有	
夕 州电版(M)	276	267	互保有している。	Ħ	
㈱放電精密加工	180,000	180,000	主にエンバイロメント事業における取引先で あり、同社との取引関係強化のため相互保有	有	
研究所	249	261	している。	Ħ	
 関西電力(株)	125,496	125,496	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のた	無	
	222	275	め保有している。	***	
中部電力(株)	128,227	128,227	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のた	無	
	208	255	め保有している。	////	
四国電力(株)	125,267	125,267	主にエネルギー&インダストリー事業におけ	tur.	
四国电力(林)	144	150	る取引先であり、同社との取引関係強化のた め保有している。	無	
	117,370	117,370	AI開発・活用における取引先であり、同社と	- tru	
Laboro. AI㈱	123	225	の取引関係強化のため保有している。	無	
東京電力ホール	272,490	272,490	主にエネルギー&インダストリー事業における。	1	
ディングス(株)	117	257	る取引先であり、同社との取引関係強化のた め保有している。	無	
北陸電力(株)	135,987	135,987	主にエネルギー&インダストリー事業における。	無	
401年电/川柄	113	109	る取引先であり、同社との取引関係強化のた め保有している。	////	
事巧今代#N	77,500	77,500	主にエンバイロメント事業における取引先で		
東亞合成㈱	109	123	あり、同社との取引関係強化のため相互保有 している。	有	

	当事業年度	前事業年度			
銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的	当社の株式の	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		保有の有無 	
北海道電力㈱	134,115	134,115	エネルギー&インダストリー事業における取 引先であり、同社との取引関係強化のため保	無	
10/母但电/10/8/	102	112	有している。	***	
中国電力(株)	96,562	96,562	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のた	無	
中国电/水	83	111	の保有している。 の保有している。	***	
近鉄グループ ホールディング	24,505	24,505	エネルギー&インダストリー事業における取 引先であり、同社との取引関係強化のため保	黒	
ホールティング ス(株)	78	109	有している。		
古小⊕力/±\	51,628	51,628	主にエネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のた	無	
宋礼电力(M)	東北電力㈱ 53 53 53		る取引光であり、向社との取引関係強化のだ め保有している。	***	
西日本旅客鉄道 (株)	16,000	8,000	エネルギー&インダストリー事業における取	無	
(注11)	1 40 50		引先であり、同社との取引関係強化のため保 有している。		
東日本旅客鉄道(株)	15,000	5,000	エネルギー&インダストリー事業における取 引先であり、同社との取引関係強化のため保	無	
(注12)	44	43	うたでのり、向社との取引関係強化のため体 有している。	***	
(株)四電工	27,600	9,200	エネルギー&インダストリー事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため保	無	
(注13)	35	37	有している。	,,,,	
住友商事(株)	10,300	10,300	主にエンバイロメント事業における取引先であり、同社との取引関係強化のため相互保有	有	
工人问事(例	34	37	している。	Ħ ————————————————————————————————————	
(株)御園座	13,000	13,000	地域経済・社会への貢献のため保有してい	無	
当,图如(水)	22	24	ప .	***	
 中部日本放送㈱	1,815	1,815	 地域経済・社会への貢献のため保有してい	無	
	1	1	3.	711	
双信電機(株)	-	786,000	 当事業年度に売却。	無	
WITH TE INVITAN	-	376		VII.	

- (注)1.「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。
 - 2 . 個別銘柄に関する定量的な保有効果については算出しておりません。当社の資本コストとの対比につきまし ては、株式のみでの評価は行っておらず、リスク及び期待リターンが異なる事業ごとにNGK版ROIC管 理を行っており、政策保有株式は事業ごとの貸借対照表に含めて評価しております。
 - 3.業務上の提携等を目的として保有している株式はありません。
 - 4. ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である㈱三菱UF J銀行及び三菱UFJ信託銀行㈱などは当社株式を保有しております。
 - 5. 東京海上ホールディングス㈱は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である東京海上日動火災保険 (株)は当社株式を保有しております。
 - 6 . 株式数の増加は、㈱ノリタケが普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものです。
 - 7. ㈱あいちフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である㈱あいち銀行は当 社株式を保有しております。

 - 8.株式数の増加は、岡谷鋼機(株)が普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行ったことによるものです。 9.株式数の増加は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)が普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

EDINET提出書類 日本碍子株式会社(E01137)

有価証券報告書

- 10.MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社であるあいおいニッセイ同和損害保険(株)及び三井住友海上火災保険(株)は当社株式を保有しております。
 11.株式数の増加は、西日本旅客鉄道(株式が普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるも
- のです。
- 12.株式数の増加は、東日本旅客鉄道㈱株式が普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによるものです。
- 13.株式数の増加は、㈱四電工株式が普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を 適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計 基準機構へ加入し、また監査法人等の主催する研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	192,656	197,974
受取手形	2,392	2,424
売掛金	115,370	119,047
契約資産	16,499	13,999
有価証券	50,015	65,895
棚卸資産	1 239,063	1 241,936
その他	26,319	27,762
貸倒引当金	165	165
流動資産合計	642,151	668,874
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	129,119	125,765
機械装置及び運搬具(純額)	174,122	153,889
工具、器具及び備品(純額)	9,073	7,934
土地	32,902	33,006
建設仮勘定	23,297	32,516
その他(純額)	3,388	3,524
有形固定資産合計	2 371,903	2 356,636
無形固定資産		
ソフトウエア	6,479	6,018
その他	180	134
無形固定資産合計	6,659	6,153
投資その他の資産		
投資有価証券	з 76,709	з 68,892
繰延税金資産	9,935	12,878
退職給付に係る資産	16,319	25,564
その他	4,214	4,305
貸倒引当金	317	318
投資その他の資産合計	106,862	111,322
固定資産合計	485,425	474,112
資産合計	1,127,576	1,142,986

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,269	45,827
短期借入金	11,342	20,260
1 年内返済予定の長期借入金	40,897	36,215
未払金	14,972	18,518
未払費用	24,756	25,477
未払法人税等	6,734	8,001
契約負債	12,687	12,030
その他	14,143	12,582
流動負債合計	175,803	178,912
固定負債		
社債	52,000	57,000
長期借入金	155,086	138,766
繰延税金負債	13,464	13,895
製品保証引当金	424	307
退職給付に係る負債	20,906	20,046
その他	6,664	6,550
固定負債合計	248,547	236,567
負債合計	424,351	415,480
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,064	70,064
資本剰余金	70,397	70,389
利益剰余金	451,550	464,800
自己株式	25,155	8,828
株主資本合計	566,856	596,426
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38,845	32,852
繰延ヘッジ損益	6	100
為替換算調整勘定	82,250	76,769
退職給付に係る調整累計額	7,467	13,856
その他の包括利益累計額合計	128,569	123,377
新株予約権	852	777
非支配株主持分	6,947	6,925
純資産合計	703,225	727,506
負債純資産合計	1,127,576	1,142,986

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
- 売上高	578,913	619,513
売上原価	1, 3 423,059	1, 3 443,540
売上総利益	155,854	175,972
販売費及び一般管理費	2, 3 89,456	2, 3 94,731
営業利益	66,397	81,241
営業外収益		
受取利息	1,590	2,130
受取配当金	1,383	1,943
持分法による投資利益	1,567	26
デリバティブ評価益	-	780
その他	1,374	1,994
営業外収益合計	5,915	6,876
営業外費用		
支払利息	4,015	3,913
デリバティブ評価損	1,060	-
為替差損	2,464	3,605
減価償却費	783	1,188
その他	947	1,160
営業外費用合計	9,271	9,868
経常利益	63,042	78,249
特別利益		
固定資産売却益	4 432	4 191
投資有価証券売却益	946	3,605
補助金収入	640	236
特別利益合計	2,019	4,032
特別損失		
固定資産処分損	5 592	5 522
減損損失	6 6,959	6 5,819
投資有価証券評価損	956	484
関係会社事業損失	376	-
補償損失	<u>-</u>	7 3,000
特別損失合計	8,886	9,825
税金等調整前当期純利益	56,175	72,456
法人税、住民税及び事業税	17,996	21,303
法人税等調整額	2,524	3,852
法人税等合計	15,471	17,451
当期純利益	40,703	55,005
非支配株主に帰属する当期純利益	140	72
親会社株主に帰属する当期純利益	40,562	54,933

【連結包括利益計算書】

【連結包括利益計算書】		
		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	40,703	55,005
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21,759	5,993
繰延ヘッジ損益	16	112
為替換算調整勘定	40,525	5,537
退職給付に係る調整額	2,134	6,389
持分法適用会社に対する持分相当額	62	-
その他の包括利益合計	1 64,373	1 5,253
包括利益	105,076	49,751
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	104,180	49,741
非支配株主に係る包括利益	896	10

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,955	70,305	440,530	10,294	570,496
当期変動額					
剰余金の配当			17,768		17,768
親会社株主に 帰属する当期純利益			40,562		40,562
自己株式の取得				14,882	14,882
自己株式の処分		7		21	29
譲渡制限付株式報酬	108	108			217
持分法の適用範囲の 変動			11,774		11,774
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		24			24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	108	91	11,020	14,860	3,640
当期末残高	70,064	70,397	451,550	25,155	566,856

			世の包括利益累					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	
当期首残高	17,101	9	42,849	5,009	64,951	882	6,116	642,446
当期変動額								
剰余金の配当								17,768
親会社株主に 帰属する当期純利益								40,562
自己株式の取得								14,882
自己株式の処分								29
譲渡制限付株式報酬								217
持分法の適用範囲の 変動								11,774
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	21,743	15	39,400	2,458	63,617	29	831	64,419
当期変動額合計	21,743	15	39,400	2,458	63,617	29	831	60,779
当期末残高	38,845	6	82,250	7,467	128,569	852	6,947	703,225

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	70,064	70,397	451,550	25,155	566,856
当期変動額					
剰余金の配当			16,301		16,301
親会社株主に 帰属する当期純利益			54,933		54,933
自己株式の取得				9,400	9,400
自己株式の処分		1		77	75
自己株式の消却		25,422		25,422	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		25,381	25,381		-
譲渡制限付株式報酬		35		227	263
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		7	13,250	16,326	29,569
当期末残高	70,064	70,389	464,800	8,828	596,426

		その作	也の包括利益累	計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	
当期首残高	38,845	6	82,250	7,467	128,569	852	6,947	703,225
当期变動額								
剰余金の配当								16,301
親会社株主に 帰属する当期純利益								54,933
自己株式の取得								9,400
自己株式の処分								75
自己株式の消却								-
利益剰余金から 資本剰余金への振替								-
譲渡制限付株式報酬								263
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,993	106	5,480	6,388	5,191	75	21	5,289
当期変動額合計	5,993	106	5,480	6,388	5,191	75	21	24,280
当期末残高	32,852	100	76,769	13,856	123,377	777	6,925	727,506

	***			_	—	_		
(里1	\overline{V}	•	白	ь	ш	١)	

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	56,175	72,456
減価償却費	56,806	57,253
減損損失	6,959	5,819
受取利息及び受取配当金	2,974	4,073
支払利息	4,015	3,913
持分法による投資損益(は益)	1,567	26
投資有価証券売却損益(は益)	946	3,605
売上債権の増減額(は増加)	1,234	4,678
契約資産の増減額(は増加)	6,968	2,439
棚卸資産の増減額(は増加)	10,091	4,348
その他の流動資産の増減額(は増加)	187	898
仕入債務の増減額(は減少)	3,861	4,109
その他の流動負債の増減額(は減少)	6,439	1,646
その他	2,538	1,763
小計	115,671	116,732
利息及び配当金の受取額	3,023	3,997
持分法適用会社からの配当金の受取額	401	-
利息の支払額	4,114	4,138
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	15,822	19,933
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,159	96,658
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	73,899	119,882
有価証券の売却及び償還による収入	69,670	110,999
有形固定資産の取得による支出	42,811	41,798
無形固定資産の取得による支出	2,324	1,950
投資有価証券の取得による支出	3,228	3,921
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,226	5,136
定期預金の純増減額(は増加)	18,566	4,258
その他	340	594
投資活動によるキャッシュ・フロー	68,593	55,081
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	782	8,885
長期借入れによる収入	23,250	20,070
長期借入金の返済による支出	36,376	40,765
社債の発行による収入	12,000	5,000
自己株式の取得による支出	14,882	9,400
配当金の支払額	17,768	16,301
その他	1,564	1,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,123	34,219
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,125	1,081
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,568	6,276
現金及び現金同等物の期首残高	168,863	171,432
現金及び現金同等物の期末残高	1 171,432	1 177,708

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数...46社

主要な連結子会社名

NGK CERAMICS EUROPE S.A., NGK CERAMICS USA, INC.,

NGK (蘇州)環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z 0.0.、

NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.

NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.,

エヌジーケイ・セラミックデバイス(株)、NGKエレクトロデバイス(株)、

FM INDUSTRIES, INC.

なお、NGK INSULATORS OF CANADA,LTD.は清算手続きが結了したことから、連結の範囲から除外しております。ただし、清算結了までの損益計算書は連結しております。

(2) 主要な非連結子会社名

エヌジーケイ・ライフ(株)、エヌジーケイゆうサービス(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、エヌジーケイ・ロジスティクス㈱は、清算手続きが結了したことから、非連結子会社から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用非連結子会社...1社

エヌジーケイ・ライフ(株)

- (2) 持分法適用関連会社…該当なし
- (3) 主要な持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス(株)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に 及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資については持分法を適 用せず、原価法により評価しております。

なお、エヌジーケイ・ロジスティクス㈱は、清算手続きが結了したことから、持分法を適用しない非連結子会 社から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日(3月31日)と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社8社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

- 4.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産:定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年~50年 機械装置及び運搬具 3年~12年

無形固定資産:定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積もり従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る 負債に含めて表示しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃 焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を 行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用NAS[®]電池(ナトリウム/硫黄電池)を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社グループは以下 a 、 b の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社グループが有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

a 請負契約

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

b 役務提供が付随する製品販売

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

金利通貨スワップ 外貨建借入金、借入金利息

金利スワップ 借入金利息

商品スワップ エネルギー等の調達価格

ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスク、エネルギー等に係る調達価格変動リスクについてヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1.退職給付

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
退職給付に係る資産	16,319	25,564
退職給付に係る負債	20,906	20,046

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務は退職率、死亡率、昇給率等の仮定に基づき算定した退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は主に長期の優良社債の実質利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経営環境を加味して決定しております。

金利動向等の大幅な変動等、予期しない経営環境の変化により、数理計算上の前提に変動が生じた場合には、損益に影響を与える可能性があります。

2.税効果

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	
繰延税金資産	9,935	12,878	
繰延税金負債	13,464	13,895	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異、繰越欠損金等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上し、繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法等に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画、過去の課税所得の発生状況、 タックス・プランニング等により評価を行っております。

繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、経営環境の予期しない変化や税法の改正等により、繰延税金 資産の回収可能額に変動が生じ、損益に影響を与える可能性があります。 (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計 基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。

加えて、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。 当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日。)を当連結会計年度の期首から適用しております。

グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、連結貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、連結貸借対照表の固定負債の区分に「その他」として表示しております。また、連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

当社及び国内連結子会社

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「法人税等還付税額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「法人税、住民税及び事業税」に表示していた17,998百万円及び「法人税等還付税額」に表示していた 2百万円は、「法人税、住民税及び事業税」17,996百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」 及び「法人税等の還付及び還付加算金の受取額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より科目を 集約し「法人税等の支払額又は還付額(は支払)」として表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「法人税等の支払額」 15,884百万円、「法人税等の還付及び還付加算金の受取額」61百万円は、「法人税等の支払額又は還付額(は支払)」 15,822百万円として組み替えております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「有形固定資産の売却による収入」735百万円、「その他」 394百万円は、「その他」340百万円として組み替えております。

(追加情報)

(株式取得等による会社の買収)

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、Borsig GmbHの持株会社であるDeutsche KNM GmbHの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年2月27日付で株式譲渡契約を締結しております。

(1) 株式取得の目的

Borsig GmbHグループが持つエンジニアリングや膜装置に関する知見と当社のセラミック技術を融合し競争力を強化するため、子会社化を決定いたしました。

(2) 株式取得の相手会社の名称

KNM Process Systems Sdn Bhd

(3) 被取得企業の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称 Deutsche KNM GmbH 他7社

事業内容 熱交換器、膜装置等の製造及び販売等

資本金 25千ユーロ

(4) 株式取得の時期

関係当局の許認可の取得後に実行する予定

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 1株

取得価額 270,000千ユーロ

取得後の持分比率 100%

(6) 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当

(連結貸借対照表関係)

1.棚卸資産の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
製品及び商品	112,547百万円	120,127百万円
未成工事支出金	6,347	1,954
仕掛品	20,821	23,784
原材料及び貯蔵品	99,346	96,070
2 . 有形固定資産の減価償却累計額	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
	684,555百万円	721,020百万円
3 . 非連結子会社及び関連会社に対するもの	は次の通りであります。	
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	511百万円	375百万円

4.保証債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務等は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
(保証債務) 関係会社の預り保証金	2,136百万円	2,182百万円
(保証予約債務) 大阪バイオエナジー㈱の借入金	56百万円	38百万円

(2) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付(訴状送達日:2021年10月29日)で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー(以下「パイトン社」)並びにその保険会社及び再保険者(以下総称して「原告ら」)から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル(168億2,877万2,234円)及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル(4,796円)増額され、1億5,139万2,378.84米ドル(168億2,877万7,030円)及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所(以下「本発電所」)において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング(2010年製)の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社グループが連結財務諸表を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

(連結損益計算書関係)

1.期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(戻入額相殺後)が売上原価に含まれております。

 前連結会計年度 2023年 4 月 1 日 (自 2024年 3 月31日) 至	
1,569百万円	3,382百万円

2.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与賃金・賞与金	24,707百万円	26,887百万円
販売運賃	8,165	7,872
研究開発費	16,467	15,586
退職給付費用	1,009	1,111

3.一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次の通りであります。

29,918百万円 28,775百万円

4. 固定資産売却益の内容

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 固定資産売却益の内容は、機械装置の売却益364百万円ほかであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 固定資産売却益の内容は、工具及び備品の売却益77百万円ほかであります。

5. 固定資産処分損の内容

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損335百万円ほかであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損307百万円ほかであります。

6.減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
パッケージ事業用資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定等	日本、マレーシア	4,876
産業プロセス事業用資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定等	日本	940

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物457百万円、機械装置及び運搬具2,909百万円、建設仮勘定2,575百万円、その他1,017百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額等により測定し、当該価額は第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途		場所	減損損失 (百万円)
絶緣放熱回路基板事業用資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定等	日本、マレーシア	2,518
パッケージ事業用資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定等	日本、マレーシア	1,674

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物427百万円、機械装置及び運搬具3,499百万円、建設仮勘定1,516百万円、その他376百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額等により測定し、当該価額は第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

7.補償損失

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社の連結子会社の取引先で発生した損失について、当該取引先との合意に基づき支払ったものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
その他有価証券評価差額金				
当期発生額	31,575	3,969		
組替調整額	861	3,863		
法人税等及び税効果調整前	30,713	7,832		
法人税等及び税効果額	8,954	1,839		
その他有価証券評価差額金	21,759	5,993		
繰延へッジ損益				
当期発生額	18	150		
組替調整額	-	9		
法人税等及び税効果調整前	18	140		
法人税等及び税効果額	1	28		
繰延ヘッジ損益	16	112		
為替換算調整勘定				
当期発生額	40,364	5,537		
組替調整額	161	0		
為替換算調整勘定	40,525	5,537		
退職給付に係る調整額				
当期発生額	3,502	10,034		
組替調整額	363	580		
法人税等及び税効果調整前	3,139	9,453		
法人税等及び税効果額	1,004	3,064		
退職給付に係る調整額	2,134	6,389		
持分法適用会社に対する持分相当額				
当期発生額	62	-		
その他の包括利益合計	64,373	5,253		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	311,829	127	-	311,956
合計	311,829	127	-	311,956
自己株式				
普通株式(注)2,3	5,539	8,502	12	14,029
合計	5,539	8,502	12	14,029

- (注) 1.発行済株式の普通株式の増加株式数127千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。
 - 2. 自己株式の普通株式の増加株式数8,502千株は、取締役会決議に基づく取得による増加8,500千株、単元未満株式の買取請求による増加2千株によるものであります。
 - 3. 自己株式の普通株式の減少株式数12千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の		新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計	
区分	新株予約権の内訳 	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	852
	合計	-	-	-	-	-	852

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	10,107	33.00	2023年 3 月31日	2023年 6 月27日
2023年10月27日 取締役会	普通株式	7,660	25.00	2023年 9 月30日	2023年12月 4 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

() = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	7,448	利益剰余金	25.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月27日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

· · >0130110100001110000	X = 0 - - - - - - - - - - - - -	XXX 0 141-2 XXX 1-1X 1 7 0 3		
	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	311,956	-	14,000	297,956
合計	311,956	-	14,000	297,956
自己株式				
普通株式(注)2 , 3	14,029	5,001	14,169	4,861
合計	14,029	5,001	14,169	4,861

- (注) 1.発行済株式の普通株式の減少株式数14,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。
 - 2. 自己株式の普通株式の増加株式数5,001千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,000千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株によるものであります。
 - 3.自己株式の普通株式の減少株式数14,169千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少14,000千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少126千株、ストック・オプションの行使による減少43千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計
区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	777
	合計	-	-	-	-	-	777

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(') 10 1 2 2 2 1					
決議	 株式の種類 	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	7,448	25.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	8,853	30.00	2024年 9 月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、株主の配当に関する事項を次の通り提案しております。

) 決議予定	 株式の種類 	配当金の総額 (百万円)	 配当の原資 	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	8,792	利益剰余金	30.00	2025年 3 月31日	2025年 6 月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1.現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)		
現金及び預金勘定	192,656百万円	197,974百万円		
預入期間が3か月を超える定期預金	33,124	37,265		
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	11,900	17,000		
現金及び現金同等物	171,432	177,708		

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が2008年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引で開示対象となるものはありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは実需取引に基づいて発生する債権・債務を対象としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金残高の範囲内にあるものを除き、一定部分は先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当該リスクについて有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後19年であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップ、エネルギー等に係る調達価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップであります。いずれの取引も、信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。またデリバティブ取引の執行・管理については、約定時における決裁及び報告に関する内部規程があり、これに基づいて厳格に運営を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等について、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金は、次表には含めておりません((注)1をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	123,175	123,170	5
(2) 社債	(52,000)	(49,181)	2,818
(3)長期借入金(2)	(195,983)	(192,909)	3,074
(4) デリバティブ取引(3)	(1,179)	(1,179)	-

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、(1)で表示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	129,913	129,892	21
(2) 社債	(57,000)	(51,667)	5,332
(3)長期借入金(2)	(174,982)	(167,333)	7,648
(4) デリバティブ取引(3)	183	183	-

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注) 1.市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、「(1)有価証券 及び投資有価証券」には含めておりません。

区分	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)	
市場価格のない株式等(1)	2,682	3,648	
投資事業組合出資金(2)	867	1,225	

- (1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31 号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の活発な市場における

(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価				
区刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券					
株式	69,074	4,085	-	73,159	
その他	-	2,615	-	2,615	
デリバティブ取引					
金利関連	-	0	-	0	
資産計	69,074	6,700	-	75,775	
デリバティブ取引					
通貨関連	-	1,179	-	1,179	
負債計	-	1,179	-	1,179	

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価				
达 刀	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券					
株式	60,659	3,359	-	64,018	
その他	-	2,901	-	2,901	
デリバティブ取引					
通貨関連	-	330	-	330	
資産計	60,659	6,591	-	67,250	
デリバティブ取引					
金利関連	-	4	-	4	
商品関連	-	•	142	142	
負債計	-	4	142	147	

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	19,495	-	19,495
その他有価証券				
その他	-	27,900	-	27,900
資産計	-	47,395	-	47,395
社債	-	49,181	-	49,181
長期借入金	-	192,909	-	192,909
負債計	-	242,091	-	242,091

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券					
満期保有目的の債券					
社債	-	19,972	-	19,972	
その他有価証券					
その他	-	43,000	-	43,000	
資産計	-	62,972	-	62,972	
社債	-	51,667	-	51,667	
長期借入金	-	167,333	-	167,333	
負債計	-	219,000	-	219,000	

(注)1.時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は主として取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。投資信託の時価は、公表されている基準価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。社債の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。その他に含まれる譲渡性預金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引 現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、商品スワップの時価は、重要な観察できないインプットを用いて割引キャッシュ・フロー法により算定しており、レベル3に分類しております。市場で観察できないインプットとしては、予想電力購入量、予想エネルギー価格があります。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注)2.時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3の時価に分類される金融商品について、当社自身が観察できない時価の算定に係るインプットを推計していないため、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報等の注記は省略しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	デリバティブ取引(1) 商品スワップ
期首残高	-
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(2)	(9)
その他の包括利益に計上(3)	(132)
購入、売却、発行及び決済	-
レベル3の時価への振替	-
レベル3の時価からの振替	-
その他	-
期末残高	(142)
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する 金融商品の評価損益(2)	(9)

- (1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、()で示しております。
- (2)連結損益計算書の「営業外収益」の「デリバティブ評価益」に含めております。
- (3)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「繰延ヘッジ損益」に含めております。

(3)時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価 モデルを用いて評価担当者が公正価値を測定及び分析しております。また、算出された価格は担当部及び外 部専門家が妥当性を検証しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	192,656	-	-	-
受取手形	2,392	-	-	-
売掛金	115,199	170	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	19,500	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	27,900	-	-	-

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	197,974	-	-	-
受取手形	2,424	-	-	-
売掛金	117,571	1,475	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	19,993	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	43,000	-	-	-

5. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	11,342	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	5,000	22,000	25,000
長期借入金	40,897	36,331	34,651	16,507	8,262	59,334

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	20,260	1	1	1	1	-
社債	-	-	5,000	22,000	5,000	25,000
長期借入金	36,215	34,611	16,543	8,282	20,022	59,306

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	(1) 国債・地方債等	-	-	-
 時価が連結貸借対照表計	(2) 社債	-	-	-
上額を超えるもの	(3) その他	-	-	-
	小計	-	•	1
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	19,500	19,495	5
	(3) その他	-	-	-
	小計	19,500	19,495	5
合	 計	19,500	19,495	5

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	(1)国債・地方債等	-	-	-
 時価が連結貸借対照表計	(2) 社債	4,996	4,999	2
上額を超えるもの	(3) その他	-	-	-
	小計	4,996	4,999	2
	(1)国債・地方債等	-	•	•
時価が連結貸借対照表計	(2) 社債	14,996	14,973	23
上額を超えないもの	(3) その他	-	-	-
	小計	14,996	14,973	23
合	計	19,993	19,972	21

2 . その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	(1) 株式	72,783	18,911	53,872
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	-	-	-
0	その他	-	-	-
	(3) その他	2,285	1,588	697
	小計	75,069	20,499	54,569
	(1) 株式	376	378	2
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない	社債	-	-	-
もの	その他	-	-	-
	(3) その他	28,229	28,235	6
	小計	28,605	28,614	8
É	計	103,675	49,114	54,560

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	(1) 株式	63,879	17,589	46,289
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	-	-	-
0	その他	-	-	-
	(3) その他	1,860	1,289	570
	小計	65,739	18,878	46,860
	(1) 株式	139	167	28
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない	社債	-	-	-
もの	その他	-	-	-
	(3) その他	44,041	44,165	124
	小計	44,180	44,332	152
台	計	109,919	63,211	46,708

3 . 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	2,236	946	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	766	104	-
合計	3,002	1,051	-

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	5,159	3,605	1
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	487	137	-
合計	5,646	3,742	1

(デリバティブ取引関係)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	23,141	-	753	753
	ユーロ	2,429	-	7	7
市場取引以外の	買建				
取引	米ドル	159	-	0	0
	ユーロ	-	-	-	-
	円	2	-	0	0
	通貨スワップ取引				
	(支払米ドル・受取バーツ)	4,634	3,598	433	433
	合計	30,367	3,598	1,179	1,179

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,678	-	438	438
	ユーロ	1,593	-	19	19
 市場取引以外の	買建				
取引	米ドル	191	-	0	0
	ユーロ	-	-	-	-
	円	-	-	-	-
	通貨スワップ取引				
	(支払米ドル・受取バーツ)	3,921	2,941	88	88
	合計	30,385	2,941	330	330

(2) 金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の	金利スワップ取引				
取引	(支払固定・受取固定)	5,000	5,000	16	16
	合計	5,000	5,000	16	16

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の	金利スワップ取引				
取引	(支払固定・受取固定)	5,000	5,000	13	13
	合計	5,000	5,000	13	13

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	1,500	1,500	(注) -
合計		1,500	1,500	-	

⁽注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その 時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

へッジ会計の 方法	———種類 —————————————————————————————————	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	1,500	-	(注)-
合計		1,500	-	-	

⁽注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その 時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	借入金			
凉则的处理力法	(支払固定・受取変動)	旧八並	2,758	2,209	16
合計		2,758	2,209	16	

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	借入金			
原則的处理力法	(支払固定・受取変動)	旧八並	2,250	169	8
合計		2,250	169	8	

(3)商品関連

前連結会計年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	商品スワップ取引	電力料金			
凉则的处理力法	(支払固定・受取変動)	│ 电刀桥t並 │ │	15,936	15,936	142
合計		15,936	15,936	142	

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は積立型、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社においては中小企業退職金共済制度等の確定拠出型制度等を採用しております。また、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	79,241百万円	79,411百万円
勤務費用	3,288	3,307
利息費用	1,188	1,210
数理計算上の差異の発生額	1,025	10,497
退職給付の支払額	3,690	3,905
過去勤務費用の発生額	-	272
その他	408	179
退職給付債務の期末残高	79,411百万円	69,620百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	74,079百万円	77,086百万円
期待運用収益	569	594
数理計算上の差異の発生額	2,380	179
事業主からの拠出額	2,941	3,070
退職給付の支払額	2,945	2,987
その他	60	106
 年金資産の期末残高	77,086百万円	77,478百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,234百万円	2,262百万円
退職給付費用	318	357
退職給付の支払額	204	207
制度への拠出額	86	73
退職給付に係る負債の期末残高	2,262百万円	2,339百万円

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	62,829百万円	53,886百万円
年金資産	78,018	78,367
	15,188百万円	24,481百万円
非積立型制度の退職給付債務	19,776	18,963
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,587百万円	5,517百万円
退職給付に係る負債	20,906百万円	20,046百万円
退職給付に係る資産	16,319	25,564
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,587百万円	5,517百万円

⁽注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	3,288百万円	3,307百万円
利息費用	1,188	1,210
期待運用収益	569	594
数理計算上の差異の費用処理額	34	182
過去勤務費用の費用処理額	397	397
簡便法で計算した退職給付費用	318	357
確定給付制度に係る退職給付費用	3,863百万円	3,700百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
数理計算上の差異	3,536百万円	10,124百万円		
過去勤務費用	397	670		
合計	3,139百万円	9,453百万円		

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
	8,245百万円	18,369百万円
未認識過去勤務費用	2,264	1,594
		19,964百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
一般勘定	48%	46%
株式	13	11
債券	31	33
現金及び預金	0	0
その他	8	10
	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
割引率	主として1.4%	<u></u> 主として2.6%
長期期待運用収益率	主として0.75%	主として0.75%
予想昇給率	主として3.0%~5.8%	主として3.3%~6.0%

3.確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度の要拠出額は、前連結会計年度689百万円、当連結会計年度781百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年(第				第4回)		(第5回)
	ストック・オ	「プション	スト	<u>ック・2</u>	オプション	ストック	・オプション
	当社取締役	12名	当社取締	稅	11名	当社取締役	12名
付与対象者の区分及び	(社外取締役を除	≩ <)	(社外取	締役を降	除く)	(社外取締役	を除く)
人数	当社執行役員	10名	当社執行	可役員	9名	当社執行役員	10名
	(取締役兼務執行	可役員を除く)	(取締役	兼務執徇	行役員を除く)	(取締役兼務	執行役員を除く)
ストック・オプション数	並、3.44 十	co. 000 1 #	₩`₹	++ -+	57,000 1/1	並済州士	C2 000±#
(注)	普通株式	62,000株	音週	株式	57,000株	普通株式	62,000株
付与日	2007年 8 月30日		2008年 8 月13日		2009年 8 月17日		
	新株予約権の付	与日におい	新株予約権の付与日におい		新株予約権の付与日におい		
	て、当社の取締	役(社外取締	て、当社	土の取締	6役(社外取締	て、当社の取	ໄ締役(社外取締
権利確定条件	役を除く)又は	執行役員(取	役を除く	() 又は	執行役員(取	役を除く)又	は執行役員(取
	締役兼務執行役	員を除く)の	締役兼私	势執行役	慢を除く)の	締役兼務執行	役員を除く)の
	地位にあること	を要する。	地位にあ	あること	:を要する。	地位にあるこ	とを要する。
対象勤務期間	自 2007年	8月30日	自	2008年	8月13日	自 2009	年8月17日
入13人到仍知问	至 2008年	6月30日	至	2009年	6月30日	至 2010	年 6 月30日
権利行使期間	自 2007年	8月31日	自	2008年	8月14日	自 2009	年 8 月18日
作列1] 文别	至 2037年	6月30日	至	2038年	6月30日	至 2039	年 6 月30日

	2010年(第6回)		20	2011年(第7回)		2012年(第8回)	
	ストック・オフ	プション	スト	ック・フ	オプション	ストック・	オプション
	当社取締役	12名	当社取締	静役	11名	当社取締役	10名
付与対象者の区分及び	(社外取締役を除・	<)	(社外取	締役を	除く)	(社外取締役を	除く)
人数	当社執行役員	11名	当社執行	丁役員	11名	当社執行役員	14名
	(取締役兼務執行行	殳員を除く)	(取締役	兼務執行	行役員を除く)	(取締役兼務執	(行役員を除く)
ストック・オプション数	並、 子件一+	24 000 1/1	₩`₹	++-+	ca 000 1 /t	並 、圣世一	cc 000 1 /t
(注)	普通株式 6 	64,000株	首週	株式	62,000株	普通株式	66,000株
付与日	2010年 8 月16日		2011年8月15日		2012年 8 月15日		
	新株予約権の付与	日におい	新株予約	り権の付	与日におい	新株予約権の位	付与日におい
	て、当社の取締役	(社外取締	て、当社	土の取締	發(社外取締	て、当社の取締	命役(社外取締
権利確定条件	役を除く)又は執	行役員(取	役を除く	() 又は	t執行役員(取	役を除く)又Ⅰ	は執行役員(取
	締役兼務執行役員	を除く)の	締役兼私	务執行役	と員を除く)の	締役兼務執行	殳員を除く)の
	地位にあることを要する。		地位にま	あること	を要する。	地位にあることを要する。	
かん 英九 双 世月日	自 2010年8	月16日	自	2011年	8月15日	自 2012年	₹8月15日
対象勤務期間 	至 2011年6	月30日	至	2012年	6月30日	至 2013年	₹6月30日
	自 2010年8	月17日	自	2011年	8月16日	自 2012年	≢ 8 月16日
権利行使期間 	至 2040年6	月30日	至	2041年	6月30日	至 2042年	₹6月30日

	2013年(第9回)			2014年(第10回)				第11回)
	ストック・	オプション	スト	<u>ック・2</u>	オプション	スト	<u>ック・</u>	オプション
	当社取締役	9名	当社取締	役	10名	当社取締	役	10名
付与対象者の区分及び	(社外取締役を	除く)	(社外取約	命役を除	余く)	(社外取約	帝役を阝	余く)
人数	当社執行役員	16名	当社執行	役員	13名	当社執行	役員	10名
	(取締役兼務執	行役員を除く)	(取締役	兼務執行	亍役員を除く)	(取締役)	兼務執 征	〒役員を除く)
ストック・オプション数	****	04 000 1/t	** '*	₩ 	57 000 1 #	₩`₹	₩ -	50 000 1 #
(注)	普通株式	61,000株	普进	株式	57,000株	普进/	株式	52,000株
付与日	2013年	8月16日	2	014年8	月19日	20	015年8	3月18日
	新株予約権の	付与日におい	新株予約	り権の付	与日におい	新株予約	権の作	15日におい
	て、当社の取	締役(社外取締	て、当社	土の取締	6役(社外取締	て、当社	上の取締	帝役(社外取締
権利確定条件	役を除く)又	は執行役員(取	役を除く	() 又は	執行役員(取	役を除く) 又は	‡執行役員(取
	締役兼務執行	役員を除く)の	締役兼教	务執行役	慢を除く)の	締役兼務	翰行 很	没員を除く)の
	地位にあるこ	とを要する。	地位にす	あること	:を要する。	地位にあ	ること	こを要する。
対象勤務期間	自 2013	年 8 月16日	自	2014年	8月19日	自	2015年	₹8月18日
X1 3 3 3 3 3 3 3 3 3	至 2014	年 6 月30日	至	2015年	6月30日	至	2016年	₹6月30日
佐利 // 使期間	自 2013	年 8 月17日	自	2014年	8月20日	自	2015年	8月19日
権利行使期間 	至 2043	年 6 月30日	至	2044年	6月30日	至	2045年	₹6月30日

	2016年(第12回)	2017年(第13回)	2018年(第14回)
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
	当社取締役 10名	当社取締役 10名	当社取締役 9名
付与対象者の区分及び	(社外取締役を除く)	(社外取締役を除く)	(社外取締役を除く)
人数	当社執行役員 13名	当社執行役員 12名	当社執行役員 13名
	(取締役兼務執行役員を除く)	(取締役兼務執行役員を除く)	(取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数	******* 00 000H	#\Z\#\ -\ \$ =0 000\#	******* FF 000#
(注)	普通株式 60,000株 	普通株式 58,000株 	普通株式 55,000株
付与日	2016年 8 月16日	2017年 8 月16日	2018年 7 月12日
	新株予約権の付与日におい	新株予約権の付与日におい	新株予約権の付与日におい
	て、当社の取締役(社外取締	て、当社の取締役(社外取締	て、当社の取締役(社外取締
権利確定条件	役を除く)又は執行役員(取	役を除く)又は執行役員(取	役を除く)又は執行役員(取
	締役兼務執行役員を除く)の	締役兼務執行役員を除く)の	締役兼務執行役員を除く)の
	地位にあることを要する。	地位にあることを要する。	地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 2016年8月16日	自 2017年8月16日	自 2018年7月12日
別家動物期间	至 2017年6月30日	至 2018年6月30日	至 2019年 6 月30日
<u> </u>	自 2016年8月17日	自 2017年8月17日	自 2018年7月13日
権利行使期間 	至 2046年 6 月30日	至 2047年6月30日	至 2048年6月30日

	2019年 (第15回)	2020年 (第16回)	2021年(第17回)	
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	
	当社取締役 9名	当社取締役 10名	当社取締役 6名	
付与対象者の区分及び	(社外取締役を除く)	(社外取締役を除く)	(社外取締役を除く)	
人数	当社執行役員 15名	当社執行役員 15名	当社執行役員 21名	
	(取締役兼務執行役員を除く)	(取締役兼務執行役員を除く)	(取締役兼務執行役員を除く)	
ストック・オプション数	並	** 3 性 +	並	
(注)	普通株式 61,000株 	普通株式 64,000株 	普通株式 116,000株	
付与日	2019年7月9日	2020年 7 月15日	2021年7月14日	
	新株予約権の付与日におい	新株予約権の付与日におい	新株予約権の付与日におい	
	て、当社の取締役(社外取締	て、当社の取締役(社外取締	て、当社の取締役(社外取締	
権利確定条件	役を除く)又は執行役員(取	役を除く)又は執行役員(取	役を除く)又は執行役員(取	
	締役兼務執行役員を除く)の	締役兼務執行役員を除く)の	締役兼務執行役員を除く)の	
	地位にあることを要する。	地位にあることを要する。	地位にあることを要する。	
かん 英九 双 世月日	自 2019年7月9日	自 2020年7月15日	自 2021年7月14日	
対象勤務期間 	至 2020年6月30日	至 2021年6月30日	至 2022年6月30日	
按到怎/ 市 期目	自 2019年7月10日	自 2020年7月16日	自 2021年7月15日	
権利行使期間 	至 2049年6月30日	至 2050年6月30日	至 2051年6月30日	

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年(第3回) ストック・オプション	2008年(第4回) ストック・オプション	2009年(第5回) ストック・オプション	2010年(第6回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	2,000	4,000	4,000	8,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	2,000
失効	-	-	-	-
未行使残	2,000	4,000	4,000	6,000

	2011年(第7回) ストック・オプション	2012年(第8回) ストック・オプション	2013年(第9回) ストック・オプション	2014年(第10回) ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	10,000	12,000	16,000	22,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	2,000	2,000	2,000	2,000
失効	-	-	-	-
未行使残	8,000	10,000	14,000	20,000

	2015年(第11回) ストック・オプション	2016年(第12回) ストック・オプション	2017年(第13回) ストック・オプション	2018年(第14回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	28,000	44,000	52,000	55,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	1,000	7,000	14,000	7,000
失効	-	-	-	-
未行使残	27,000	37,000	38,000	48,000

	2019年(第15回) ストック・オプション	2020年(第16回) ストック・オプション	2021年(第17回) ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	61,000	61,000	116,000
権利確定	-	-	-
権利行使	4,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	57,000	61,000	116,000

単価情報

	2007年(第3回) ストック・オプション	2008年(第4回) ストック・オプション	2009年(第 5 回) ストック・オプション	2010年(第 6 回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	1,875
公正な評価単価(付与 日)(円)	3,658	1,434	2,072	1,289

	2011年(第7回) ストック・オプション	2012年(第8回) ストック・オプション	2013年(第9回) ストック・オプション	2014年(第10回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,875	1,875	1,875	1,875
公正な評価単価(付与 日)(円)	1,100	923	1,276	2,510

	2015年(第11回) ストック・オプション	2016年(第12回) ストック・オプション	2017年(第13回) ストック・オプション	2018年(第14回) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,977	1,924	1,984	1,923
公正な評価単価(付与 日)(円)	2,850	2,060	1,897	1,725

	2019年(第15回) ストック・オプション	2020年(第16回) ストック・オプション	2021年(第17回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,771	-	-
公正な評価単価(付与 日)(円)	1,362	1,246	1,727

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産	8,629百万円	10,435百万円
未払金、未払費用	3,404	3,761
未払事業税	560	624
有形固定資産	15,125	14,670
退職給付に係る負債	6,122	5,765
繰越欠損金	12,486	13,246
投資有価証券	1,660	2,017
海外子会社等の税額控除	929	494
製品保証引当金	170	139
その他	6,439	7,344
繰延税金資産小計	55,529	58,499
評価性引当額	21,234	20,420
繰延税金資産合計	34,294	38,078
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,798	13,925
固定資産圧縮積立金	1,062	1,056
海外子会社の未分配利益	9,781	10,289
固定資産	5,007	4,412
退職給付に係る資産	4,950	7,809
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,082	1,113
その他	139	488
繰延税金負債合計	37,823	39,096
繰延税金資産(は繰延税金負債)の純額	3,528	1,017

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	3.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.2	2.2
評価性引当額の増減額	6.2	1.1
海外子会社の未分配利益	2.8	0.6
海外子会社等の税率差異	1.0	2.6
海外子会社等の税額控除	1.6	0.2
試験研究費等の税額控除	5.2	4.1
持分法による投資損益	0.8	0.0
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5	24.1

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び 繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 企業結合等の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 企業結合等の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。 (収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	報告セグメント			
	エンバイロメント 事業	デジタルソサエティ 事業	エネルギー & インダストリー事業	合計
主たる地域市場				
日本	55,977	44,516	32,104	132,598
北米	73,458	39,087	11,013	123,559
区外州	136,152	3,969	296	140,417
アジア	117,539	50,429	3,048	171,017
その他	7,618	147	3,555	11,321
計	390,745	138,150	50,018	578,913
主要な財又はサービスのライン				
自動車排ガス浄化用部品	297,299	-	-	297,299
センサー	64,637	-	-	64,637
産業機器関連	28,808	-	-	28,808
半導体製造装置用製品	-	86,455	-	86,455
電子部品	-	26,129	-	26,129
金属	-	25,565	-	25,565
エナジーストレージ	-	-	2,089	2,089
がいし	-	-	47,928	47,928
計	390,745	138,150	50,018	578,913
収益認識の時期				
一時点で移転される財又は サービス	376,176	138,150	49,226	563,553
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	14,568	-	791	15,360
計	390,745	138,150	50,018	578,913

(単位:百万円)

		報告セグメント		
	エンバイロメント 事業	デジタルソサエティ 事業	エネルギー & インダストリー事業	合計
主たる地域市場				
日本	53,031	47,723	34,982	135,737
北米	78,856	44,609	11,391	134,857
欧州	130,258	4,475	3,910	138,644
アジア	123,846	74,551	3,647	202,044
その他	4,379	227	3,622	8,229
計	390,371	171,587	57,553	619,513
主要な財又はサービスのライン				
自動車排ガス浄化用部品	294,863	-	-	294,863
センサー	61,729	-	-	61,729
産業機器関連	33,779	-	-	33,779
半導体製造装置用製品	-	113,835	-	113,835
電子部品	-	31,292	-	31,292
金属	-	26,459	-	26,459
エナジーストレージ	-	-	6,473	6,473
がいし	-	-	51,080	51,080
計	390,371	171,587	57,553	619,513
収益認識の時期				
一時点で移転される財又は サービス	377,392	171,587	56,452	605,431
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	12,979	-	1,101	14,081
計	390,371	171,587	57,553	619,513

(報告セグメントの変更)

当連結会計年度より、「エネルギー&インダストリー事業」に含まれていた産業機器関連製品を、「エンバイロメント事業」へ報告セグメントの変更をしております。

なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

- 2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - (1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは製品等の引渡し後に生じた製品の欠陥等による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している取引があります。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図した通りに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として必要に応じて修理又は交換に要する費用を見積もっております。

当社グループは製品が顧客に着荷又は顧客が検収した後、概ね3か月程度で対価を受領しております。なお、主に請負契約に該当する一部の履行義務については、着手金や履行義務の進捗に応じて段階的に対価を受領しております。

なお、当社グループの締結する契約に重要な金融要素は含まれていないため、金利相当分の調整は行っておりません。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループの一部契約には以下の変動対価に該当する取引が含まれているため、取引価格に反映させております。

仮単価

正式な取引単価が妥結するまで、顧客との合意に基づき仮単価にて取引を行っている履行義務があります。当該仮単価で行っている履行義務については、妥結すると見込まれる取引単価を見積もり、収益を認識しております。

顧客との契約により、一定期間内に一定量を顧客が購入した場合に値引きを行う数量リベート等を行っております。数量リベート等については達成する可能性が高いと見積もった目標数量に応じた値引額を反映した価額で収益を認識しております。

(3)履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの請負契約に該当する取引については、他の用途に転用することができない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該請負契約は、原価の発生進捗が当社グループの履行義務の充足の状況に近似しているため、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

進捗度の測定は、履行義務ごとに、期末日までに発生した原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識(原価回収基準による収益の認識)しております。

- 3 . 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末に おいて存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	111,073	117,763
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	117,763	121,471
契約資産(期首残高)	9,044	16,499
契約資産(期末残高)	16,499	13,999
契約負債 (期首残高)	6,079	12,687
契約負債(期末残高)	12,687	12,030

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した支払いに係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い 取り崩されます。

EDINET提出書類 日本碍子株式会社(E01137) 有価証券報告書

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,571百万円であります。

また、前連結会計年度において、契約資産が期首より7,454百万円増加した主な理由は、請負契約に該当する大型取引について、期末日時点で一時又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価が増加したためであります。契約負債が期首より6,607百万円増加した主な理由は、大型案件の受注に伴い、顧客より着手金を受領したことによるものであります。

なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、前連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,771百万円であります。 なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

前連結会計年度末において未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、46,514百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約60%が期末日後1年以内、約35%が期末日後1年超3年以内、約5%が期末日後3年超と見込んでおります。

当連結会計年度末において未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、42,152百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約55%が期末日後1年以内、約30%が期末日後1年超3年以内、約15%が期末日後3年超と見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業展開は、「エンバイロメント事業本部」、「デジタルソサエティ事業本部」及び「エネルギー&インダストリー事業本部」の3つの事業本部制の下で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を行っていることから、「エンバイロメント事業」、「デジタルソサエティ事業」及び「エネルギー&インダストリー事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントを構成する主要な製品は以下の通りです。

報告セグメント	主要な製品
エンバイロメント事業	自動車排ガス浄化用部品、センサー、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
デジタルソサエティ事業	半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品
エネルギー&インダストリー事業	電力貯蔵用NAS [®] 電池(ナトリウム/硫黄電池)、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置

当連結会計年度より、組織変更に伴い「エネルギー&インダストリー事業」に含まれていた産業機器関連製品を「エンバイロメント事業」へ変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)における 記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメ	リント			
	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー & インダストリー 事業	計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
売上高						
外部顧客への売上高	390,745	138,150	50,018	578,913	-	578,913
セグメント間の内部売上高 又は振替高	200	24	777	1,002	1,002	-
計	390,945	138,174	50,795	579,916	1,002	578,913
セグメント利益又は損失()	64,595	2,284	479	66,401	3	66,397
セグメント資産	537,769	209,411	70,278	817,459	310,117	1,127,576
その他の項目						
減価償却費	40,072	15,160	1,573	56,806	-	56,806
減損損失	962	5,362	634	6,959	-	6,959
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,371	17,656	2,344	36,373	10,923	47,296

- (注) 1. セグメント利益又は損失() の調整額 3百万円は、セグメント間取引の調整であります。
 - 2.セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は318,307百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
 - 3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		報告セグメ	シト			
	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー& インダストリー 事業	計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
売上高						
外部顧客への売上高	390,371	171,587	57,553	619,513	-	619,513
セグメント間の内部売上高 又は振替高	426	3	815	1,245	1,245	-
計	390,798	171,591	58,368	620,758	1,245	619,513
セグメント利益又は損失()	68,254	17,191	4,196	81,250	8	81,241
セグメント資産	515,907	216,366	83,860	816,134	326,851	1,142,986
その他の項目						
減価償却費	39,950	15,555	1,746	57,253	-	57,253
減損損失	801	4,193	824	5,819	-	5,819
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,722	14,354	1,550	32,627	16,180	48,807

- (注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 8百万円は、セグメント間取引の調整であります。
 - 2.セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は336,885百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
 - 3 . 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本		北米		欧州		アジア			その他	合計	
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他	건이반	
132,598	123,559	113,690	9,869	140,417	51,810	88,607	171,017	99,447	71,569	11,321	578,913

⁽注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	北米		医欠州		アジア			スの供	合計		
	計	米国	その他	計	ポーランド	その他	計	中国	その他	その他	
164,166	52,558	37,650	14,907	94,362	79,025	15,337	60,455	37,427	23,028	360	371,903

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

_	北米 日本			区欠州			アジア			その他	合計
日本	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他	ての他	
135,737	134,857	121,602	13,255	138,644	51,574	87,069	202,044	100,571	101,473	8,229	619,513

⁽注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

		北米		区欠州		アジア			その他	合計	
日本	計	米国	その他	計	ポーランド	その他	計	中国	その他	ての他	百計
166,787	49,563	36,118	13,445	88,114	72,434	15,680	51,826	30,896	20,930	343	356,636

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
 - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
 - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産	2,334.21円	2,455.87円
1 株当たり当期純利益	133.65円	185.96円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	133.42円	185.66円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	40,562	54,933
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	1	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益	(百万円)	40,562	54,933
普通株式の期中平均株式数	(千株)	303,510	295,410
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	(百万円)	-	-
普通株式増加数	(千株)	502	468
(うち新株予約権方式によるストック・オフ	プション)	(502)	(468)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
日本碍子(株)	第5回無担保社債	2017年7月27日	10,000	10,000	0.657	なし	2032年7月27日
日本碍子(株)	第6回無担保社債	2018年7月26日	15,000	15,000	0.860	なし	2038年7月26日
日本碍子(株)	第7回無担保社債	2021年12月21日	10,000	10,000	0.180	なし	2028年12月21日
日本碍子(株)	第8回無担保社債	2022年11月24日	5,000	5,000	0.305	なし	2027年11月24日
日本碍子(株)	第9回無担保社債	2023年11月24日	12,000	12,000	0.583	なし	2028年11月24日
日本碍子(株)	第10回無担保社債	2024年11月26日	-	5,000	0.910	なし	2029年11月26日
合計	-	-	52,000	57,000	-	-	-

(注)連結決算日後5年内における償還予定額の総額

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
-	-	5,000	22,000	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	11,342	20,260	2.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	40,897	36,215	1.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	155,086	138,766	1.3	2026年~2044年
合計	207,326	195,242	•	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

			- 1 1 5 7 - 1 1 5 7 - 1 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T	
区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	34,611	16,543	8,282	20,022

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(百万円)	298,352	619,513
税金等調整前中間 (当期)純利益	(百万円)	36,993	72,456
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	25,869	54,933
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	87.02	185.96

2【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	113,788	113,161
受取手形	586	410
売掛金	1 61,051	1 60,450
契約資産	11,811	7,784
有価証券	50,015	65,895
商品及び製品	58,752	65,340
仕掛品	2,998	3,310
未成工事支出金	248	289
原材料及び貯蔵品	37,181	35,458
短期貸付金	1 8,322	1 6,775
未収入金	1 13,601	1 11,892
未収消費税等	10,380	9,895
その他	1,816	3,458
貸倒引当金	95	87
流動資産合計	370,460	384,036
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,955	58,228
機械及び装置	39,946	35,819
車両運搬具	76	83
工具、器具及び備品	3,659	3,413
土地	18,891	18,948
建設仮勘定	9,093	17,754
有形固定資産合計	129,623	134,248
無形固定資産		
ソフトウエア	4,795	4,679
その他	133	90
無形固定資産合計	4,929	4,770
投資その他の資産		
投資有価証券	74,906	67,310
関係会社株式	48,577	48,600
関係会社出資金	31,877	31,877
長期貸付金	1 40,994	1 41,225
前払年金費用	8,134	8,996
その他	1,384	1,242
貸倒引当金	12,996	18,307
投資その他の資産合計	192,878	180,944
固定資産合計	327,431	319,962
資産合計	697,892	703,998

		(羊位:白/川コ)
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 46,548	1 43,925
短期借入金	1 9,257	1 10,104
1 年内返済予定の長期借入金	20,000	19,000
未払金	1 9,562	1 13,413
未払費用	10,445	11,53
未払法人税等	4,832	6,03
契約負債	7,698	9,958
関係会社事業損失引当金	1,344	1,318
その他	1 10,064	1 7,23
·····································	119,754	122,525
固定負債		
社債	52,000	57,00
長期借入金	121,000	122,00
繰延税金負債	5,150	2,33
退職給付引当金	13,278	13,42
製品保証引当金	202	19
債務保証損失引当金	5,278	1,84
その他	262	59
	197,172	197,40
	316,927	319,92
- 屯資産の部		
株主資本		
資本金	70,064	70,06
資本剰余金		
資本準備金	70,350	70,35
その他資本剰余金	7	(
	70,358	70,35
和益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,566	1,48
オープンイノベーション促進積立金	-	24
繰越利益剰余金	224,989	217,61
·····································	226,555	219,35
自己株式	25,155	8,82
	341,822	350,93
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	38,271	32,34
繰延ヘッジ損益	18	1
評価・換算差額等合計	38,289	32,35
新株予約権	852	77
純資産合計	380,965	384,070
負債純資産合計	697,892	703,998
大说::(1) 大块 (1)	001,002	700,000

		(112.113)
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	2 307,527	2 331,476
売上原価	2 225,359	2 241,657
売上総利益	82,167	89,818
販売費及び一般管理費	1, 2 48,054	1, 2 49,669
営業利益	34,113	40,148
営業外収益		
受取利息	2 1,111	2 1,385
受取配当金	2 14,920	2 6,902
受取手数料	2 4,000	2 4,538
デリバティブ評価益	-	422
その他	2 1,405	2 5,836
営業外収益合計	21,437	19,084
営業外費用		
支払利息	2 1,531	2 1,717
デリバティブ評価損	743	-
為替差損	110	2,532
貸倒引当金繰入額	9,425	5,321
その他	2 1,312	2 1,264
営業外費用合計	13,123	10,835
経常利益	42,427	48,397
特別利益		
固定資産売却益	16	82
投資有価証券売却益	944	3,605
関係会社株式売却益	665	-
補助金収入	218	134
特別利益合計	1,845	3,822
特別損失		
固定資産処分損	321	346
減損損失	1,574	3,075
投資有価証券評価損	956	484
関係会社支援損		2, 3 3,000
特別損失合計	2,852	6,906
税引前当期純利益	41,419	45,313
法人税、住民税及び事業税	10,613	11,821
法人税等調整額	1,050	987
法人税等合計	9,563	10,833
当期純利益	31,856	34,479

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本金 7.0%	資本剰余金 · 合計	その他利益剰余金		되 된		
		その他 資本剰余金		固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	69,955	70,241	-	70,241	1,627	210,840	212,467	
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					60	60	1	
剰余金の配当						17,768	17,768	
当期純利益						31,856	31,856	
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
譲渡制限付株式報酬	108	108		108				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	108	108	7	116	60	14,148	14,088	
当期末残高	70,064	70,350	7	70,358	1,566	224,989	226,555	

	株主	資本	討	平価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	
当期首残高	10,294	342,369	16,851	14	16,866	882	360,118
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		17,768					17,768
当期純利益		31,856					31,856
自己株式の取得	14,882	14,882					14,882
自己株式の処分	21	29					29
譲渡制限付株式報酬		217					217
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			21,419	3	21,423	29	21,393
当期変動額合計	14,860	547	21,419	3	21,423	29	20,846
当期末残高	25,155	341,822	38,271	18	38,289	852	380,965

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本									
			資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本金	資本金		= - 11	277 J TJ A A	その他利益剰余金			71247100
			資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	固定資産 圧縮積立金	オープンイノ ベーション 促進積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	70,064	70,350	7	70,358	1,566	-	224,989	226,555		
当期变動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					81		81	-		
オープンイノベーション 促進積立金の積立						249	249	1		
剰余金の配当							16,301	16,301		
当期純利益							34,479	34,479		
自己株式の取得										
自己株式の処分			1	1						
自己株式の消却			25,422	25,422						
利益剰余金から 資本剰余金への振替			25,381	25,381			25,381	25,381		
譲渡制限付株式報酬			35	35						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	7	7	81	249	7,371	7,203		
当期末残高	70,064	70,350	0	70,351	1,484	249	217,617	219,352		

	株主	資本	評	価・換算差額			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	
当期首残高	25,155	341,822	38,271	18	38,289	852	380,965
当期变動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
オープンイノベーション 促進積立金の積立		-					-
剰余金の配当		16,301					16,301
当期純利益		34,479					34,479
自己株式の取得	9,400	9,400					9,400
自己株式の処分	77	75					75
自己株式の消却	25,422	-					-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-					-
譲渡制限付株式報酬	227	263					263
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			5,928	7	5,936	75	6,011
当期変動額合計	16,326	9,116	5,928	7	5,936	75	3,104
当期末残高	8,828	350,939	32,342	10	32,353	777	384,070

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式・出資金及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産:定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年~50年

機械及び装置 6年~9年

(2)無形固定資産:定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業にかかる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を 計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(4) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(5)債務保証損失引当金

関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用NAS®電池(ナトリウム/硫黄電池)を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社は以下の ~ の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社が有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

請負契約

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

役務提供が付随する製品販売

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

ライセンスの供与

主にエンバイロメント事業においては、連結子会社との間で知的財産に係る契約を締結しており、売上高ベースのロイヤルティに係る収益を認識しております。

当該収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

- 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しておりま す。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

金利通貨スワップ 外貨建借入金、借入金利息

金利スワップ 借入金利息

ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクに ついてヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸 表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

1.退職給付

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
前払年金費用	8,134	8,996
退職給付引当金	13,278	13,428

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況1[連結財務諸表等](1)連結財務諸表[注記事項](重要な会計上の見積り)1.退職給付」に記載した内容と同一であります。

2 . 税効果

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度	
繰延税金負債	5,150	2,339	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況1[連結財務諸表等](1)連結財務諸表[注記事項](重要な会計上の見積り)2.税効果」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主 資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益 に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又は評価・換算差額等のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。

当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日。)を当事業年度の期首から適用しております。

グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、貸借対照表の固定負債の区分に「その他」として表示しております。また、損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「法人税等還付税額」は、金額的重要性が乏しくなったため当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「法人税、住民税及び事業税」に表示していた10,616百万円及び「法人税等還付税額」に表示していた 2百万円は、「法人税、住民税及び事業税」10,613百万円として組み替えております。

(追加情報)

(株式取得等による会社の買収)

「第5 経理の状況1[連結財務諸表等](1)連結財務諸表[注記事項](追加情報)(株式取得等による会社の買収)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1.関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外の金銭債権又は金銭債務の金額は、次の通りであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
短期金銭債権	50,340百万円	46,244百万円
長期金銭債権	40,792	40,960
短期金銭債務	34,314	32,766

2. 保証債務等

(1) 保証債務

他社の銀行借入等に対する保証債務は以下の通りであります。

	前事業年度 当事業年度 (2024年3月31日) (2025年3月31日)	
 (保証債務)		
関係会社の借入金	17,416百万円	17,286百万円
関係会社の預り保証金	2,136	2,182
関係会社の仮想電力購入契約	-	2,922

(注)関係会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。なお、関係会社の借入金に対する 保証債務の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

(保証予約債務)

大阪バイオエナジー(株)の借入金

56百万円

38百万円

(2) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付(訴状送達日:2021年10月29日)で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー(以下「パイトン社」)並びにその保険会社及び再保険者(以下総称して「原告ら」)から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル(168億2,877万2,234円)及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル(4,796円)増額され、1億5,139万2,378.84米ドル(168億2,877万7,030円)及びこれに対する遅延損害金に変更されております。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所(以下「本発電所」)において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング(2010年製)の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。

当社は、上記の事故に関して、当社が原告らに対し責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、原告らからの請求に対しては、今後、本訴訟において、ブッシングの品質及び当社の事業の適切性が正しく認定されるよう、然るべき対応を行っていく所存であります。

本訴訟の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性がありますが、現時点でその影響を合理的に見積もることは困難であります。

なお、文中の損害賠償金の円貨は訴状に記載された金額であり、当社が財務諸表を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額であります。

(損益計算書関係)

1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	3,162百万円	3,035百万円
給与賃金・賞与金	10,365	11,623
減価償却費	1,665	1,626
研究開発費	16,454	15,576
おおよその割合		
販売費	18%	18%
一般管理費	82	82

2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高	,	
売上高	141,416百万円	151,874百万円
仕入高等	132,545	139,984
営業取引以外の取引高	26,383	23,492

3. 関係会社支援損

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社の連結子会社に対する資金援助額であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)		
子会社株式	48,565		
関連会社株式	12		

当事業年度 (2025年3月31日)

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	48,588
関連会社株式	12

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)	
繰延税金資産			
棚卸資産	2,507百万円	3,459百万円	
有形固定資産	2,532	3,180	
投資有価証券	1,550	1,477	
関係会社株式	7,720	8,902	
関係会社出資金	4,298	4,423	
未払金、未払費用	2,723	2,961	
未払事業税	491	509	
関係会社事業損失引当金	411	414	
退職給付引当金	4,059	4,200	
債務保証損失引当金	1,613	579	
貸倒引当金	4,002	5,785	
その他	3,345	2,976	
繰延税金資産小計	35,256	38,871	
評価性引当額	20,606	22,794	
繰延税金資産合計	14,649	16,077	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	15,533	13,712	
前払年金費用	2,486	2,825	
固定資産圧縮積立金	689	680	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,082	1,113	
その他	8	83	
繰延税金負債合計	19,800	18,416	
繰延税金資産(は繰延税金負債)の純額	5,150	2,339	

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.6	3.6
評価性引当額の増減額	7.2	4.8
試験研究費等の税額控除	7.0	6.1
住民税均等割	0.1	0.1
税率変更による影響	-	1.6
移転価格税制関連	0.0	0.4
その他	0.5	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.1	23.9

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等](1)連結財務諸表 [注記事項](収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額 2	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
	建物及び構築物	128,026	5,286	1,018 (389)	4,533	132,293	74,065
	機械及び装置	177,992	(注1) 10,090	(注2) 11,955 (1,176)	10,314	1 176,126	140,307
 有形固定	 車両運搬具	1,050	65	60 (21)	37	1,056	972
資産	工具、器具及び備品	18,968	902	916 (52)	1,007	18,955	15,541
	土地	18,891	56	-	-	18,948	-
	建設仮勘定	9,093	26,367	17,707 (1,327)	-	17,754	-
	計	354,023	42,770	31,658 (2,968)	15,892	365,135	230,887
無形固定資産	ソフトウエア	21,527	2,593	1,380 (74)	1,529	22,739	18,060
	その他	383	0	35 (33)	10	348	258
	計	21,910	2,593	1,416 (107)	1,539	23,088	18,318

- 1 機械及び装置には、取得価額から租税特別措置法の規定に基づく圧縮記帳額0百万円が控除されております。
- 2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。
- 3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

(注1)機械及び装置の当期増加額の主なものは次の通りであります。

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの生産設備1,762百万円半導体製造装置用製品の生産設備1,352百万円複合ウエハー製品の生産設備644百万円

(注2)機械及び装置の当期減少額の主なものは次の通りであります。

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの生産設備3,009百万円電子工業用製品の生産設備791百万円研究開発設備499百万円

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	13,091	5,321	18	18,394
関係会社事業損失引当金	1,344	-	26	1,318
製品保証引当金	202	-	2	199
債務保証損失引当金	5,278	1	3,436	1,842

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式数で按分した金額とする。100万円以下の金額につき1.150%100万円を超え500万円以下の金額につき0.900%500万円を超え1,000万円以下の金額につき0.700%1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき0.575%(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りであります。 https://www.ngk.co.jp/ir/koukoku
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第158期)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2024年6月27日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

譲渡制限付株式報酬制度に伴う新株の発行 2024年7月3日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(4)有価証券届出書の訂正届出書) 2024年7月29日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年7月1日 至 2024年7月31日) 2024年8月5日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年8月1日 至 2024年8月31日) 2024年9月4日関東財務局長に提出

(8)発行登録書(普通社債)及びその添付書類

2024年9月10日関東財務局長に提出

(9) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年9月1日 至 2024年9月30日) 2024年10月3日関東財務局長に提出

(10) 訂正発行登録書(普通社債)

2024年10月31日関東財務局長に提出

(11) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年10月1日 至 2024年10月31日) 2024年11月6日関東財務局長に提出

(12)半期報告書及び確認書

(第159期中)(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月8日関東財務局長に提出

(13)発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類

2024年11月20日東海財務局長に提出

(14) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年11月1日 至 2024年11月30日) 2024年12月4日関東財務局長に提出

(15) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2024年12月1日 至 2024年12月31日) 2025年1月8日関東財務局長に提出

(16) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年4月28日関東財務局長に提出

(17) 訂正発行登録書(普通社債) 2025年4月28日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

日本碍子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 河嶋 聡史

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水越 徹

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本 碍子株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品販売に関する収益認識

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社グループは、自動車排ガス浄化用セラミックスや半導体 製造装置用製品をはじめとする、独自のセラミックス技術を用 いた製品の製造販売を行っている。

また、当連結グループの親会社である日本碍子株式会社は、 当連結グループの中核会社であり、連結売上高に占める量的な 重要性が高い。

製品販売に関する収益認識のプロセスは、「 受注入力」、「 製品の着荷情報等の登録」、「 売上計上」に大きく区分される。会社は、ERPシステムを用いて当該処理を行っているが、一部の商流では「 製品の着荷情報等の登録」については、各事業部や運送会社が使用しているシステムを用いて処理しており、当該システムとERPシステム(以下、併せて「ITシステム」という。)との間でデータを連携し「 売上計上」に至る仕組みが構築されている。いずれの商流においても、製品販売に関する収益認識のプロセスは、ITシステムが想定通り機能することが前提に整備されており、ITシステムに広範に依拠している状況が認められる。

このように、日本碍子株式会社の製品販売に関する収益認識は、ITシステム間の自動連携が想定通り機能することが前提となった業務プロセスとなっていると共に、事業部毎に概ね安定した単価にて販売されているが、取引種類・取引件数が多数であり、売上が不適切に計上された場合又は適切な会計期間に計上されない場合、財務報告へ与える影響も重要となる可能性がある。

以上から、当監査法人は日本碍子株式会社の製品販売に関する収益認識の適切性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。

(1)内部統制の評価

当監査法人に所属するIT専門家を関与させ、以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。

- ・売上に関連する業務プロセスに使用されているITシステムについて、開発と変更管理、セキュリティ管理、運用管理、サービスレベル管理等のIT全般統制の整備・運用状況の有効性を評価した。
- ・関連する複数のITシステムについて、ITシステム間のインターフェースに関するコントロールトータルチェックを含むIT業務処理統制の整備・運用状況の有効性を評価した。
- ・受注入力におけるエディットバリデーションチェック等の売上高の正確性を担保するためのIT業務処理統制の整備・運用状況の有効性を評価した。

売上計上に関して会社が構築した内部統制である販売プロセスを理解し、職務分掌について検討すると共に、関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。

(2)売上取引の検証

事業部別に月次予算実績比較分析、及び事業部別の 売上高の推移分析を行った。

高単価の取引等を抽出し、商流、客先の性質等のヒアリングを通じて取引内容の合理性を検討するとともに、会計記録と売上計上の根拠となる証憑との突合を 実施した。

上記で選定されていない製品販売に関する売上高について、サンプリングにより抽出した売上取引について、顧客からの注文書等及び物品受領書等の売上計上の根拠となる証憑と会計記録の突合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査 関に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監查 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本碍子株式会社の2025年3月31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本碍子株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部 統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告 に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、 内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

日本碍子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 河嶋 聡史

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水越 徹

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第159期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品販売に関する収益認識

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(製品販売に関する収益認識)と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。